

理容師養成施設・美容師養成施設関係法令

○理容師法（昭和22年12月24日法律第234号）	1
○美容師法（昭和32年6月3日法律第163号）	7
○理容師法施行令（昭和28年8月31日政令第232号）	14
○美容師法施行令（昭和32年8月31日政令第277号）	15
○理容師法施行規則（平成10年1月27日厚生省令第4号）	16
○美容師法施行規則（平成10年1月27日厚生省令第7号）	21
○理容師養成施設指定規則（平成10年1月27日厚生省令第5号）	26
○美容師養成施設指定規則（平成10年1月27日厚生省令第8号）	30
○理容師美容師法の一部改正する法律等の施行について（昭和30年10月3日 厚生省発衛第324号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知）	34
○理容師養成施設及び美容師養成施設の運営について（昭和31年3月30日 衛環発第12号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局環境衛生部長通知）	35
○理容師美容師法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する件（昭和 31年10月5日発衛第360号各都道府県知事あて厚生事務次官通知）	37
○理容師（美容師）養成施設のモデルの取扱いについて（昭和31年12月19日 衛環発第57号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生 課長通知）	38
○理容師養成施設並びに美容師養成施設の運営について（昭和41年2月16 日環衛第5016号各都道府県知事厚生省環境衛生局長通知）	39
○美容師法の疑義について（昭和42年2月16日環衛第7030号各都道府県・ 各政令市衛生主管部（局）長あて厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）	41
○理容師法及び美容師法の運用について（昭和56年4月25日環指第77号千 葉県衛生部長あて厚生省環境衛生局指導課長回答）	42
○理容師養成施設の教科課程の基準について（平成10年2月3日生衛発第 122号各都道府県知事厚生省生活衛生局長通知）	43
○美容師養成施設の教科課程の基準について（平成10年2月3日生衛発第 123号各都道府県知事厚生省生活衛生局長通知）	54
○理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準について（平成10 年2月3日生衛発第124号各都道府県知事厚生省生活衛生局長通知）	65
○美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準について（平成10 年2月3日生衛発第125号各都道府県知事厚生省生活衛生局長通知）	68

○理容師養成施設における中学校卒業者等に対する入所試験及び講習実施 基準について（平成10年2月3日生衛発第126号各都道府県知事あて厚 生省生活衛生局長通知）・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1
○美容師養成施設における中学校卒業者等に対する入所試験及び講習実施 基準について（平成10年2月3日生衛発第127号各都道府県知事あて厚 生省生活衛生局長通知）・・・・・・・・・・・・・・・・	7 4
○理容師養成施設の指導要領について（平成10年2月3日生衛発第132号 各都道府県知事厚生省生活衛生局長通知）・・・・・・・・	7 7
○美容師養成施設の指導要領について（平成10年2月3日生衛発第133号 各都道府県知事厚生省生活衛生局長通知）・・・・・・・・	8 4
○ろう学校における理容師養成施設の指定基準について（平成10年2月3 日生衛発第128号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）・・・・・・・・	9 1
○ろう学校における美容師養成施設の指定基準について（平成10年2月3 日生衛発第129号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）・・・・・・・・	9 2
○矯正施設における理容師養成施設の指定基準について（平成10年2月3 日生衛発第130号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）・・・・・・・・	9 3
○矯正施設における美容師養成施設の指定基準について（平成10年2月3 日生衛発第131号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）・・・・・・・・	9 4

理容師法（昭和22年12月24日法律第234号）

第1条 この法律は、理容師の資格を定めるとともに、理容の業務が適正に行われるように規律し、もつて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

第1条の2 この法律で理容とは、頭髮の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。
2 この法律で理容師とは、理容を業とする者をいう。
3 この法律で、理容所とは、理容の業を行うために設けられた施設をいう。

第2条 理容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて理容師になることができる。

第3条 理容師試験は、理容師として必要な知識及び技能について行う。

2 理容師試験は、厚生労働大臣が行う。

3 理容師試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定した理容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。

4 前3項に定めるもののほか、理容師試験及び理容師養成施設に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第4条 前条第3項に規定する理容師養成施設の指定に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第4条の2 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、理容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

第4条の3 厚生労働大臣は、前条第2項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第1項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2 厚生労働大臣は、前条第2項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第1項の規定による指定をしてはならない。

一 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 第4条の15第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

ロ 第4条の6第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者

第4条の4 厚生労働大臣は、第4条の2第1項の規定による指定をしたときは、指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第4条の5 削除

第4条の6 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは第4条の9第1項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

第4条の7 指定試験機関は、試験事務のうち、理容師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条第2項の規定は、試験委員の解任について準用する。

第4条の8 指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第4条の9 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第1項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第4条の10 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第4条の2第1項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第4条の11 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

第4条の12 厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第4条の13 厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第4条の14 指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 厚生労働大臣は、第1項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第4条の15 厚生労働大臣は、指定試験機関が第4条の3第2項第1号又は第3号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第4条の3第1項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第4条の6第2項（第4条の7第4項において準用する場合を含む。）、第4条の9第3項又は第4条の12の規定による命令に違反したとき。

三 第4条の7第1項、第4条の10、第4条の11又は前条第1項の規定に違反したとき。

四 第4条の9第1項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により第4条の2第1項の規定による指定を受けたとき。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第4条の16 第4条の2第1項、第4条の6第1項、第4条の9第1項、第4条の10第1項又は第4条の14第1項の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第4条の17 厚生労働大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が第4条の14第1項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第4条の15第2項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

第4条の18 理容師試験を受けようとする者は、国（指定試験機関が当該試験に係る試験事務を行う場合にあっては、指定試験機関）に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第4条の19 第4条の2から前条までに規定するもののほか、指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第5条 厚生労働省に理容師名簿を備え、理容師の免許に関する事項を登録する。

第5条の2 理容師の免許は、理容師試験に合格した者の申請により、理容師名簿に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、理容師の免許を与えたときは、理容師免許証を交付する。

第5条の3 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、理容師の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

第5条の4 指定登録機関が登録事務を行う場合における第5条及び第5条の2第2項の規定の適用については、第5条中「厚生労働省」とあるのは「指定登録機関」と、第5条の2第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、「理容師の免許を与えたときは、理容師免許証」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に理容師免許証明書」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、理容師の登録又は理容師免許証若しくは理容師免許証明書の記載事項の変更若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を指定登録機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

第5条の5 第4条の3、第4条の4、第4条の6及び第4条の8から第4条の17までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第4条の3中「前条第2項」とあるのは「第5条の3第2項」と、第4条の4第1項、第4条の10第1項、第4条の15第2項第5号及び第4条の16第1項中「第4条の2第1項」とあるのは「第5条の3第1項」と、第4条の8第1項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第4条の15第2項第2号中「第4条の6第2項（第4条の7第4項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第4条の6第2項」と、同項第3号中「第4条の7第1項、第4条の10」とあるのは「第4条の10」と読み替えるものとする。

第5条の6 第2条及び第5条から前条までに規定するもののほか、理容師の免許、理容師名簿の登録、理容師免許証、理容師免許証明書並びに指定登録機関及びその行う登録事務並びに登録事務の

引継ぎに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第6条 理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。

第6条の2 理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。

第7条 理容師の免許は、次のいずれかに該当する者には、与えないことがある。

- 一 心身の障害により理容師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 第6条の規定に違反した者
- 三 第10条第3項の規定による免許の取消処分を受けた者

第8条 厚生労働大臣は、理容師の免許を申請した者について、前条第1号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により理容師の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第9条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
- 二 皮ふに接する布片は、客1人ごとにこれを取り替え、皮ふに接する器具は、客1人ごとにこれを消毒すること。
- 三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

第10条 厚生労働大臣は、理容師が第7条第1号に掲げる者に該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、理容師が第6条の2若しくは前条の規定に違反したとき、又は理容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。
- 3 厚生労働大臣は、理容師が前項の規定による業務の停止処分に違反したときは、その免許を取り消すことができる。
- 4 第1項又は前項の規定による取消処分を受けた者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

第11条 理容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、理容所の位置、構造設備、第11条の4第1項に規定する管理理容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2 理容所の開設者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたとき、又はその理容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

第11条の2 前条第1項の届出をした理容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第12条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

第11条の3 第11条第1項の届出をした理容所の開設者について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、当該届出をした理容所の開設者の地位を承継する。

2 前項の規定により理容所の開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第11条の4 理容師である従業者の数が常時2人以上である理容所の開設者は、当該理容所（当該理容所における理容の業務を含む。）を衛生的に管理させるため、理容所ごとに、管理者（以下「管理理容師」という。）を置かなければならない。ただし、理容所の開設者が第2項の規定により管理理容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の理容所について管理理容師となることを妨げない。

2 管理理容師は、理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。

第12条 理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 消毒設備を設けること。
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

第13条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、理容所に立ち入り、第9条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 第4条の13第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第14条 都道府県知事は、理容所の開設者が、第11条の4若しくは第12条の規定に違反したとき、又は理容師以外の者若しくは第10条第2項の規定による業務の停止処分を受けている者にその理容所において理容の業を行わせたときは、期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができる。

2 当該理容所において業を行う理容師が第9条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該理容所の開設者が、理容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽くしたときは、この限りでない。

第14条の2 理容師は、理容の業務に係る技術の向上を図るため、理容師会を組織して、理容師の養成並びに会員の指導及び連絡に資することができる。

2 2以上の理容師会は、理容の業務に係る技術の向上を図るため、連合会を組織して、理容師の養成並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

第14条の3 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第14条の3の2 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第14条の4 第4条の8第1項（第5条の5において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第14条の5 第4条の15第2項（第5条の5において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第14条の6 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第4条の11（第5条の5において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第4条の13第1項（第5条の5において準用する場合を含む。）の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 三 第4条の14第1項（第5条の5において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けないで、試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第6条の規定に違反した者
- 二 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第11条の2の規定に違反して理容所を使用した者
- 四 第13条第1項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 第14条の規定による理容所の閉鎖処分に違反した者

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第2号から第5号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第17条 第10条第2項、第11条、第11条の2、第11条の3第2項、第13条第1項及び第14条第1項中「都道府県知事」とあるのは、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

第17条の2 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）若しくは不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくは不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができる。

附 則 （平成7年6月16日法律第109号） 抄

第5条 当分の間、学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であつて、厚生労働省令で定める要件に該当し、かつ、新理容師法第3条第3項又は新美容師法第4条第3項の規定により理容師又は美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものは、新理容師法第3条第3項又は新美容師法第4条第3項の規定にかかわらず、新理容師法又は新美容師法の規定による理容師試験又は美容師試験を受けることができる。

2 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を終了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、前項の規定の適用については、学校教育法第四十七条に規定する者とみなす。

3 厚生労働大臣は、第1項の厚生労働省令を定めようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣と協議しなければならない。

美容師法（昭和32年 6 月 3 日法律第163号）

（目的）

第 1 条 この法律は、美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適正に行われるように規律し、もつて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律で「美容」とは、パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。

2 この法律で「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいう。

3 この法律で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

（免許）

第 3 条 美容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて美容師になることができる。

2 美容師の免許は、次のいずれかに該当する者には、与えないことがある。

一 心身の障害により美容師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 第 6 条の規定に違反した者

三 第10条第 3 項の規定による免許の取消処分を受けた者

（美容師試験）

第 4 条 美容師試験は、美容師として必要な知識及び技能について行う。

2 美容師試験は、厚生労働大臣が行う。

3 美容師試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定した美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。

4 美容師養成施設は、次の各号に掲げる養成課程の全部又は一部を設けるものとする。ただし、通信課程は、昼間課程又は夜間課程を設ける美容師養成施設に限つて、設けることができる。

一 昼間課程

二 夜間課程

三 通信課程

5 第 3 項に規定する美容師養成施設の指定に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、美容師試験、美容師養成施設その他前各項の規定の施行に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（指定試験機関の指定）

第 4 条の 2 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、美容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

（指定の基準）

第 4 条の 3 厚生労働大臣は、前条第 2 項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第 1 項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2 厚生労働大臣は、前条第 2 項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第 1 項の規定による指定をしてはならない。

一 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 第 4 条の15第 1 項又は第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 2 年を経過しない者

ロ 第 4 条の 6 第 2 項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して 2 年を経過

しない者

(指定の公示等)

第4条の4 厚生労働大臣は、第4条の2第1項の規定による指定をしたときは、指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第4条の5 削除

(役員の選任及び解任)

第4条の6 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは第4条の9第1項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

第4条の7 指定試験機関は、試験事務のうち、美容師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条第2項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第4条の8 指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第4条の9 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第1項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第4条の10 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第4条の2第1項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第4条の11 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第4条の12 厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第4条の13 厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第4条の14 指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 厚生労働大臣は、第1項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第4条の15 厚生労働大臣は、指定試験機関が第4条の3第2項第1号又は第3号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第4条の3第1項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第4条の6第2項(第4条の7第4項において準用する場合を含む。)、第4条の9第3項又は第4条の12の規定による命令に違反したとき。

三 第4条の7第1項、第4条の10、第4条の11又は前条第1項の規定に違反したとき。

四 第4条の9第1項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により第4条の2第1項の規定による指定を受けたとき。

3 厚生労働大臣は、前2項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定等の条件)

第4条の16 第4条の2第1項、第4条の6第1項、第4条の9第1項、第4条の10第1項又は第4条の14第1項の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(厚生労働大臣による試験事務の実施)

第4条の17 厚生労働大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が第4条の14第1項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第4条の15第2項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

(受験手数料)

第4条の18 美容師試験を受けようとする者は、国(指定試験機関が当該試験に係る試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(厚生労働省令への委任)

第4条の19 第4条の2から前条までに規定するもののほか、指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(美容師名簿)

第5条 厚生労働省に美容師名簿を備え、美容師の免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第5条の2 美容師の免許は、美容師試験に合格した者の申請により、美容師名簿に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、美容師の免許を与えたときは、美容師免許証を交付する。

(意見の聴取)

第5条の2の2 厚生労働大臣は、美容師の免許を申請した者について、第3条第2項第1号に掲げる者に該当すると認め、同項の規定により美容師の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(指定登録機関の指定)

第5条の3 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、美容師の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

(指定登録機関が登録事務を行う場合の規定の適用等)

第5条の4 指定登録機関が登録事務を行う場合における第5条及び第5条の2第2項の規定の適用については、第5条中「厚生労働省」とあるのは「指定登録機関」と、第5条の2第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、「美容師の免許を与えたときは、美容師免許証」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に美容師免許証明書」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、美容師の登録又は美容師免許証若しくは美容師免許証明書の記載事項の変更若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(準用)

第5条の5 第4条の3、第4条の4、第4条の6及び第4条の8から第4条の17までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第4条の3中「前条第2項」とあるのは「第5条の3第2項」と、第4条の4第1項、第4条の10第1項、第4条の15第2項第5号及び第4条の16第1項中「第4条の2第1項」とあるのは「第5条の3第1項」と、第4条の8第1項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第4条の15第2項第2号中「第4条の6第2項（第4条の7第4項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第4条の6第2項」と、同項第3号中「第4条の7第1項、第4条の10」とあるのは「第4条の10」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第5条の6 第3条及び第5条から前条までに規定するもののほか、美容師の免許、美容師名簿の登録、美容師免許証、美容師免許証明書並びに指定登録機関及びその行う登録事務並びに登録事務の引継ぎに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(無免許営業の禁止)

第6条 美容師でなければ、美容を業としてはならない。

(美容所以外の場所における営業の禁止)

第7条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第8条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。
- 二 皮ふに接する布片を客1人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客1人ごとに消毒すること。
- 三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

第九条 削除

(免許の取消及び業務の停止)

第10条 厚生労働大臣は、美容師が第3条第2項第1号に掲げる者に該当するときは、その免許を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、美容師が第7条若しくは第8条の規定に違反したとき、又は美容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

3 厚生労働大臣は、美容師が前項の規定による業務の停止処分に違反したときは、その免許を取り消すことができる。

4 第1項又は前項の規定による取消処分を受けた者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

(美容所の位置等の届出)

第11条 美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、第12条の3第1項に規定する管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2 美容所の開設者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたとき、又はその美容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

(美容所の使用)

第12条 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第13条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。

(地位の承継)

第12条の2 第11条第1項の届出をした美容所の開設者について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、当該届出をした美容所の開設者の地位を承継する。

2 前項の規定により美容所の開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(管理者)

第12条の3 美容師である従業者の数が常時2人以上である美容所の開設者は、当該美容所（当該美容所における美容の業務を含む。）を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者（以下「管理美容師」という。）を置かなければならない。ただし、美容所の開設者が第2項の規定により管理美容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の美容所について管理美容師となることを妨げない。

2 管理美容師は、美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。

(美容所について講ずべき措置)

第13条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 消毒設備を設けること。
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

(立入検査)

第14条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、美容所に立ち入り、第8条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 第4条の13第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(閉鎖命令)

第15条 都道府県知事は、美容所の開設者が、第12条の3若しくは第13条の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは第10条第2項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行かせたときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。

2 当該美容所において美容の業を行う美容師が第8条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。

(美容師の会)

第16条 美容師は、美容の業務に係る技術の向上を図るため、美容師会を組織して、美容師の養成並びに会員の指導及び連絡に資することができる。

2 2以上の美容師会は、美容の業務に係る技術の向上を図るため、連合会を組織して、美容師の養成並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

(権限の委任)

第16条の2 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(経過措置)

第17条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(罰則)

第17条の2 第4条の8第1項（第5条の5において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第17条の3 第4条の15第2項（第5条の5において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第17条の4 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

一 第4条の11（第5条の5において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第4条の13第1項（第5条の5において準用する場合を含む。）の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第4条の14第1項（第5条の5において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けないで、試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第6条の規定に違反した者

二 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第12条の規定に違反して美容所を使用した者

四 第14条第1項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第15条の規定による美容所の閉鎖処分に違反した者

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第2号から第5号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

(読替規定)

第20条 第10条第2項、第11条、第12条、第12条の2第2項、第14条第1項及び第15条中「都道府県知事」とあるのは、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

(不服申立て)

第21条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）若しくは不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくは不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができる。

附 則 （平成7年6月16日法律第109号） 抄

第5条 当分の間、学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であつて、厚生労働省令

で定める要件に該当し、かつ、新理容師法第3条第3項又は新美容師法第4条第3項の規定により理容師又は美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものは、新理容師法第3条第3項又は新美容師法第4条第3項の規定にかかわらず、新理容師法又は新美容師法の規定による理容師試験又は美容師試験を受けることができる。

- 2 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を終了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、前項の規定の適用については、学校教育法第四十七条に規定する者とみなす。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の厚生労働省令を定めようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣と協議しなければならない。

理容師法施行令（昭和28年 8 月31日政令第232号）

（都道府県が処理する事務）

第 1 条 理容師法（以下「法」という。）第 4 条の規定により都道府県知事が行うこととする事務は、次のとおりとする。

- 一 理容師養成施設の指定を行うに必要な調査に関する事務
- 二 指定を受けた理容師養成施設に関する指定取消理由の有無の調査に関する事務

（受験手数料）

第 2 条 法第 4 条の18第 1 項の政令で定める受験手数料の額は、筆記試験については9,600円とし、実技試験については13,000円とする。

（登録等の手数料）

第 3 条 法第 5 条の 4 第 2 項 の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 理容師の登録を受けようとする者 5,800円
- 二 理容師免許証又は理容師免許証明書の記載事項の変更を受けようとする者 3,750円
- 三 理容師免許証又は理容師免許証明書の再交付を受けようとする者 4,150円

（理容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第 4 条 理容師が法第 6 条の 2 ただし書の規定により理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合
- 三 前二号のほか、都道府県が条例で定める場合

（業務停止に関する通知）

第 5 条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第10条第 2 項の規定により業務停止の処分を行つたときは、厚生労働大臣に厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

（事務の区分）

第 6 条 第 1 条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

○美容師法施行令（昭和32年 8 月31日政令第277号）

（都道府県が処理する事務）

第 1 条 美容師法（以下「法」という。）第 4 条第 5 項の規定により都道府県知事が行うこととする事務は、次のとおりとする。

- 一 美容師養成施設の指定を行うに必要な調査に関する事務
- 二 指定を受けた美容師養成施設に関する指定取消理由の有無の調査に関する事務

（受験手数料）

第 2 条 法第 4 条の18第 1 項の政令で定める受験手数料の額は、筆記試験については9,600円とし、実技試験については1万3,000円とする。

（登録等の手数料）

第 3 条 法第 5 条の 4 第 2 項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 美容師の登録を受けようとする者 5,800円
- 二 美容師免許証又は美容師免許証明書の記載事項の変更を受けようとする者 3,750円
- 三 美容師免許証又は美容師免許証明書の再交付を受けようとする者 4,150円

（美容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第 4 条 美容師が法第 7 条ただし書の規定により美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合
- 三 前二号のほか、都道府県が条例で定める場合

（業務停止に関する通知）

第 5 条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第10条第 2 項の規定により業務停止の処分を行ったときは、厚生労働大臣に厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

（事務の区分）

第 6 条 第 1 条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

理容師法施行規則（平成10年 1 月27日厚生省令第 4 号）

理容師法（昭和22年法律第234号）第 3 条第 3 項及び第 4 項、第 5 条の 6、第11条第 1 項並びに第20条、理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第109号）附則第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第 4 条の規定に基づき、並びに理容師法を実施するため、理容師法施行規則（昭和23年厚生省令第41号）の全部を改正するこの省令を次のように定める。

第 1 章 免許及び登録

（免許の申請手続）

第 1 条 理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）第 2 条の規定により理容師の免許を受けようとする者は、様式第 1 による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 7 条第 5 号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写し
- 二 精神の機能の障害に関する医師の診断書

（法第 7 条第 1 号の厚生労働省令で定める者）

第 1 条の 2 法第 7 条第 1 号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により理容師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（治療等の考慮）

第 1 条の 3 厚生労働大臣は、理容師の免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

（理容師名簿の登録事項）

第 2 条 理容師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）
- 三 氏名、生年月日及び性別
- 四 理容師試験合格の年月
- 五 業務停止の処分年月日、期間及び理由並びに処分をした者
- 六 免許取消しの処分年月日及び理由
- 七 再免許のときは、その旨
- 八 理容師免許証（以下「免許証」という。）若しくは理容師免許証明書（以下「免許証明書」という。）を書換え交付し、又は再交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日
- 九 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

（名簿の訂正）

第 3 条 理容師は、前条第 2 号又は第 3 号の登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、様式第 2 による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 7 条第 5 号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（登録の消除）

第 4 条 名簿の登録の消除を申請するには、様式第 3 による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 理容師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失そうの届出義務者は、30日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。

（免許証の書換え交付）

第 5 条 理容師は、免許証又は免許証明書の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第 2 による申請書に免許証又は免許証明書を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（免許証の再交付）

第6条 理容師は、免許証又は免許証明書を破り、汚し、又は失ったときは、免許証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第4による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 第1項の申請をする場合には、手数料として4050円を国に納めなければならない。

4 免許証又は免許証明書を破り、又は汚した理容師が第1項の申請をする場合には、申請書にその免許証又は免許証明書を添付しなければならない。

5 理容師は、免許証の再交付を受けた後、失った免許証又は免許証明書を発見したときは、5日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

(免許証又は免許証明書の返納等)

第7条 理容師は名簿の登録の消除を申請するときは、免許証又は免許証明書を厚生労働大臣に返納しなければならない。第4条第2項の規定により名簿の登録の消除を申請する者についても、同様とする。

2 法第10条第1項又は第3項の規定により免許の取消処分を受けた者は、速やかに、厚生労働大臣に免許証又は免許証明書を返納しなければならない。

3 法第10条第2項の規定により業務の停止処分を受けた者は、速やかに、処分を行った都道府県知事、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長に免許証又は免許証明書を提出するものとする。

(登録免許税及び手数料の納付)

第8条 第1条又は第3条第2項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

2 第6条第2項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(規定の適用等)

第9条 法第5条の3第1項に規定する指定を受けた者（以下「指定登録機関」という。）が理容師の登録の実施等に関する事務を行う場合における第1条、第3条第2項、第4条第1項、第5条（見出しを含む。）、第6条の見出し、同条第1項、第2項及び第5項並びに第7条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定（第5条の見出し、同条第1項、第6条の見出し及び同条第1項を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第5条の見出し及び同条第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、第6条の見出し並びに同条第1項及び第五項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」とする。

2 前項に規定する場合においては、第6条第3項及び第8条第2項の規定は適用しない。

(業務停止に関する通知)

第10条 理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第5条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- 二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
- 三 処分の内容及び処分を行った年月日

第2章 理容師試験

(法第3条第3項の厚生労働省令で定める期間)

第11条 法第3条第3項の厚生労働省令で定める期間は、理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）第2条第1項に規定する昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得する者にあつては2年、同項に規定する通信課程において知識及び技能を修得する者にあつては3年とする。

(試験の課目)

第12条 理容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。

筆記試験

関係法規・制度 衛生管理 理容保健 理容の物理・化学 理容理論

実技試験

理容実技

(試験の免除)

第13条 筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、筆記試験又は実技試験に合格した理容師試験に引き続いて行われる次の理容師試験に限り、その合格した試験を免除する。

(試験施行期日等の公告)

第14条 試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ、官報で公告する。

(受験の手続)

第15条 試験を受けようとする者は、様式第五による受験願書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の受験願書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法第3条第3項に規定する指定を受けた理容師養成施設の卒業証明書
- 二 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦5センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- 三 第13条の規定により筆記試験又は実技試験の免除を申請する者にあつては、同条の規定に該当する者であることを証する書類

(合格証書の交付)

第16条 厚生労働大臣は、理容師試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

(合格証明書の交付及び手数料)

第17条 理容師試験に合格した者は、厚生労働大臣に合格証明書の交付を申請することができる。

2 前項の申請をする場合には、手数料として1150円を国に納めなければならない。

(手数料の納入方法)

第17条の2 第15条第1項の出願又は前条第1項の申請をする場合には、手数料の額に相当する収入印紙を受験願書又は申請書にはらなければならない。

(規定の適用等)

第18条 法第4条の2第1項に規定する指定を受けた者（以下「指定試験機関」という。）が試験の実施に関する事務を行う場合における第15条第1項、第16条及び第17条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第17条第2項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

3 第1項に規定する場合においては、前条の規定は適用しない。

第3章 理容所等

(開設の届出)

第19条 法第11条第1項の規定による理容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

- 一 理容所の名称及び所在地
- 二 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- 三 法第11条の4第1項に規定する理容所にあつては、管理理容師の氏名及び住所
- 四 理容所の構造及び設備の概要
- 五 理容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名
- 六 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病がある場合は、その旨
- 七 開設予定年月日

2 前項の届出書には、理容師につき、同項第六号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添付しなければならない。

3 法第11条の4第1項に規定する理容所を開設しようとする者が第1項の届出をするに当たっては、前項の書類のほか、当該理容所の管理理容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

4 外国人が第1項の届出をするに当たっては、第2項の書類のほか、外国人登録証明書を添えるものとする。

(変更の届出)

第20条 法第11条第2項に規定する変更の届出は、その旨を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。この場合において、その届出が前条第1項第6号に規定する事項の変更又は理容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、同号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を、その届出が管理理容師の設置又は変更に係るものであるときは、新たに管理理容師となる者が法第11条の4第2項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

(地位の承継の届出)

第21条 法第11条の3第2項の規定により相続による理容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 相続開始の年月日
- 四 理容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本
- 二 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第22条 法第11条の3第2項の規定により合併による理容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 三 合併の年月日
- 四 理容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

第22条の2 法第11条の3第2項の規定により分割による理容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 三 分割の年月日
- 四 理容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

(皮膚に接する器具)

第23条 法第9条第1号及び第2号に規定する器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。

(消毒の方法)

第24条 法第9条第2号に規定する消毒は、器具を十分に洗浄した後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの方法により行わなければならない。

- 一 かみそり（専ら頭髮を切断する用途に使用されるものを除く。以下この号において同じ。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒
 - イ 沸騰後2分間以上煮沸する方法
 - ロ エタノール水溶液（エタノールが76.9パーセント以上81.4パーセント以下である水溶液をいう。次号ニにおいて同じ。）中に10分間以上浸す方法
 - ハ 次亜塩素酸ナトリウムが0.1パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法
- 二 前号に規定する器具以外の器具に係る消毒
 - イ 20分間以上1平方センチメートル当たり85マイクロワット以上の紫外線を照射する方法
 - ロ 沸騰後2分間以上煮沸する方法
 - ハ 10分間以上摂氏80度を超える湿熱に触れさせる方法
 - ニ エタノール水溶液中に10分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく方法
 - ホ 次亜塩素酸ナトリウムが0.01パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法
 - ヘ 逆性石ケンが0.1パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法
 - ト グルコン酸クロロヘキシジンが0.05パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法
 - チ 両性界面活性剤が0.1パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法

(清潔保持の措置)

第25条 法第12条第1号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。

- 一 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。

- 二 洗場は、流水装置とすること。
- 三 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

(採光、照明及び換気の実施基準)

第26条 法第12条第3号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- 一 採光及び照明 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。
- 二 換気 理容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つこと。

(環境衛生監視員)

第27条 法第13条第1項の職権を行う者を環境衛生監視員と称し、同条第2項において準用する法第4条の13第2項の規定によりその携帯する証明書は、別に定める。

附 則 抄

第6条 改正法附則第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

- 一 厚生労働大臣が別に定める講習の課程を修了した者
- 二 理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）第4条第2項の規定により厚生労働大臣が入所資格について特別の基準を設定した場合において、当該特別の基準が適用される理容師養成施設の全教科課程を修了した者

第8条 改正法附則第5条第2項の規定により国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令による中等学校の2年の課程を終わった者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による附属中学校又は附属高等女学校の第2学年を修了した者
- 二 旧盲学校及聾啞学校令（大正12年勅令第375号）によるろうあ学校の中等部第2学年を修了した者
- 三 旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校尋常科の第2学年を修了した者
- 四 旧青年学校令（昭和14年勅令第254号）による青年学校の普通科の課程を修了した者
- 五 昭和18年文部省令第63号（内地以外の地域に於ける学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及転学に関する規程）第1条から第3条まで及び第7条の規定により国民学校の高等科を修了した者、中等学校の2年の課程を終わった者又は第3号に掲げる者との同一の取扱いを受ける者
- 六 前各号に掲げる者のほか、地方厚生局長等において、理容師養成施設の入学に関し国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の2年の課程を終わった者とおおむね同等の学力を有すると認定した者

様式第1～5 （略）

美容師法施行規則（平成10年 1 月27日厚生省令第 7 号）

美容師法（昭和32年法律第163号）第 4 条第 3 項及び第 6 項、第 5 条の 6、第11条第 1 項並びに附則第11項、理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第109号）附則第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第 4 条の規定に基づき、並びに美容師法を実施するため、美容師法施行規則（昭和32年厚生省令第43号）の全部を改正するこの省令を次のように定める。

第 1 章 免許及び登録

（免許の申請手続）

第 1 条 美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により美容師の免許を受けようとする者は、様式第 1 による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 7 条第 5 号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写し
- 二 精神の機能の障害に関する医師の診断書

（法第 3 条第 2 項第 1 号の厚生労働省令で定める者）

第 1 条の 2 法第 3 条第 2 項第 1 号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により美容師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（治療等の考慮）

第 1 条の 3 厚生労働大臣は、美容師の免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

（美容師名簿の登録事項）

第 2 条 美容師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）
- 三 氏名、生年月日及び性別
- 四 美容師試験合格の年月
- 五 業務停止の処分年月日、期間及び理由並びに処分をした者
- 六 免許取消しの処分年月日及び理由
- 七 再免許のときは、その旨
- 八 美容師免許証（以下「免許証」という。）若しくは美容師免許証明書（以下「免許証明書」という。）を書換え交付し、又は再交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日
- 九 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

（名簿の訂正）

第 3 条 美容師は、前条第 2 号又は第 3 号の登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、様式第 2 による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 7 条第 5 号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（登録の消除）

第 4 条 名簿の登録の消除を申請するには、様式第三による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 美容師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失そうの届出義務者は、30日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。

（免許証の書換え交付）

第 5 条 美容師は、免許証又は免許証明書の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第 2 による申請書に免許証又は免許証明書を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付)

- 第6条 美容師は、免許証又は免許証明書を破り、汚し、又は失ったときは、免許証の再交付を申請することができる。
- 2 前項の申請をするには、様式第四による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 3 第1項の申請をする場合には、手数料として4550円を国に納めなければならない。
- 4 免許証又は免許証明書を破り、又は汚した美容師が第1項の申請をする場合には、申請書にその免許証又は免許証明書を添付しなければならない。
- 5 美容師は、免許証の再交付を受けた後、失った免許証又は免許証明書を発見したときは、5日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

(免許証又は免許証明書の返納等)

- 第7条 美容師は名簿の登録の消除を申請するときは、免許証又は免許証明書を厚生労働大臣に返納しなければならない。第4条第2項の規定により名簿の登録の消除を申請する者についても、同様とする。
- 2 法第10条第1項又は第3項の規定により免許の取消処分を受けた者は、速やかに、厚生労働大臣に免許証又は免許証明書を返納しなければならない。
- 3 法第10条第2項の規定により業務の停止処分を受けた者は、速やかに、処分を行った都道府県知事、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長に免許証又は免許証明書を提出するものとする。

(登録免許税及び手数料の納付)

- 第8条 第1条又は第3条第2項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。
- 2 第6条第2項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(規定の適用等)

- 第9条 法第5条の3第1項に規定する指定を受けた者（以下「指定登録機関」という。）が美容師の登録の実施等に関する事務を行う場合における第1条、第3条第2項、第4条第1項、第5条（見出しを含む。）、第6条の見出し、同条第1項、第2項及び第5項並びに第7条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定（第5条の見出し、同条第1項、第6条の見出し及び同条第1項を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第5条の見出し及び同条第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、第6条の見出し並びに同条第1項及び第5項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」とする。
- 2 前項に規定する場合においては、第6条第3項及び第8条第2項の規定は適用しない。

(業務停止に関する通知)

- 第10条 美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第5条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
 - 二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
 - 三 処分の内容及び処分を行った年月日

第2章 美容師試験

(法第4条第3項の厚生労働省令で定める期間)

- 第11条 法第4条第3項の厚生労働省令で定める期間は、同条第4項第1号又は第2号に規定する昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得する者にあつては2年、同項第3号に規定する通信課程において知識及び技能を修得する者にあつては3年とする。

(試験の課目)

- 第12条 美容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。
- 筆記試験
 - 関係法規・制度 衛生管理 美容保健 美容の物理・化学 美容理論
 - 実技試験
 - 美容実技

(試験の免除)

- 第13条 筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、筆記試験又は実技試験に合格した美容師試験に引き続いて行われる次回の美容師試験に限り、その合格した試験を免除する。

(試験施行期日等の公告)

第14条 試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ、官報で公告する。

(受験の手続)

第15条 試験を受けようとする者は、様式第五による受験願書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の受験願書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第4条第3項に規定する指定を受けた美容師養成施設の卒業証明書

二 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦5センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

三 第13条の規定により筆記試験又は実技試験の免除を申請する者にあつては、同条の規定に該当する者であることを証する書類

(合格証書の交付)

第16条 厚生労働大臣は、美容師試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

(合格証明書の交付及び手数料)

第17条 美容師試験に合格した者は、厚生労働大臣に合格証明書の交付を申請することができる。

2 前項の申請をする場合には、手数料として1150円を国に納めなければならない。

(手数料の納入方法)

第17条の2 第15条第1項の出願又は前条第1項の申請をする場合には、手数料の額に相当する収入印紙を受験願書又は申請書にはらなければならない。

(規定の適用等)

第18条 法第4条の2第1項に規定する指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。)が試験の実施に関する事務を行う場合における第15条第1項、第16条及び第17条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第17条第2項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

3 第1項に規定する場合においては、前条の規定は適用しない。

第3章 美容所等

(開設の届出)

第19条 法第11条第1項の規定による美容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

一 美容所の名称及び所在地

二 開設者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

三 法第12条の3第1項に規定する美容所にあつては、管理美容師の氏名及び住所

四 美容所の構造及び設備の概要

五 美容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名

六 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨

七 開設予定年月日

2 前項の届出書には、美容師につき、同項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添付しなければならない。

3 法第12条の3第1項に規定する美容所を開設しようとする者が第1項の届出をするに当たっては、前項の書類のほか、当該美容所の管理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

4 外国人が第1項の届出をするに当たっては、第2項の書類のほか、外国人登録証明書を添えるものとする。

(変更の届出)

第20条 法第11条第2項に規定する変更の届出は、その旨を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

この場合において、その届出が前条第1項第6号に規定する事項の変更又は美容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、同号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を、その届出が管理美容師の設置又は変更に係るものであるときは、新たに管理美容師となる者が法第12条

の3第2項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

(地位の承継の届出)

第21条 法第12条の2第2項の規定により相続による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 相続開始の年月日
- 四 美容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本
- 二 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第22条 法第12条の2第2項の規定により合併による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 三 合併の年月日
- 四 美容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

第22条の2 法第12条の2第2項の規定により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 三 分割の年月日
- 四 美容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

(皮膚に接する器具)

第23条 法第8条第1号及び第2号に規定する器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。

(消毒の方法)

第24条 法第8条第2号に規定する消毒は、器具を十分に洗浄した後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの方法により行わなければならない。

- 一 かみそり（専ら頭髮を切断する用途に使用されるものを除く。以下この号において同じ。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒
 - イ 沸騰後2分間以上煮沸する方法
 - ロ エタノール水溶液（エタノールが76.9パーセント以上81.4パーセント以下である水溶液をいう。次号ニにおいて同じ。）中に10分間以上浸す方法
 - ハ 次亜塩素酸ナトリウムが0.1パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法
- 二 前号に規定する器具以外の器具に係る消毒
 - イ 20分間以上1平方センチメートル当たり85マイクロワット以上の紫外線を照射する方法
 - ロ 沸騰後2分間以上煮沸する方法
 - ハ 10分間以上摂氏80度を超える湿熱に触れさせる方法
 - ニ エタノール水溶液中に10分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく方法
 - ホ 次亜塩素酸ナトリウムが0.01パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法
 - ヘ 逆性石ケンが0.1パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法
 - ト グルコン酸クロロヘキシジンが0.05五パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法
 - チ 両性界面活性剤が0.1パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法

(清潔保持の措置)

第25条 法第13条第1号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。

- 一 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- 二 洗場は、流水装置とすること。
- 三 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

(採光、照明及び換気の実施基準)

第26条 法第13条第3号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- 一 採光及び照明 美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。
- 二 換気 美容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つこと。

(環境衛生監視員)

第27条 法第14条第1項の職権を行う者を環境衛生監視員と称し、同条第2項において準用する法第4条の13第2項の規定によりその携帯する証明書は、別に定める。

附 則 抄

第6条 改正法附則第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

- 一 厚生労働大臣が別に定める講習の課程を修了した者
- 二 美容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第8号)第3条第2項の規定により厚生労働大臣が入所資格について特別の基準を設定した場合において、当該特別の基準が適用される美容師養成施設の全教科課程を修了した者

第8条 改正法附則第5条第2項の規定により国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令による中等学校の二年の課程を終わった者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による附属中学校又は附属高等女学校の第2学年を修了した者
- 二 旧盲学校及聾啞学校令(大正12年勅令第375号)によるろうあ学校の中等部第2学年を修了した者
- 三 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校尋常科の第2学年を修了した者
- 四 旧青年学校令(昭和14年勅令第254号)による青年学校の普通科の課程を修了した者
- 五 昭和18年文部省令第63号(内地以外の地域に於ける学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及転学に関する規程)第1条から第3条まで及び第7条の規定により国民学校の高等科を修了した者、中等学校の2年の課程を終わった者又は第3号に掲げる者との同一の取扱いを受ける者
- 六 前各号に掲げる者のほか、地方厚生局長等において、美容師養成施設の入学に関し国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の2年の課程を終わった者とおおむね同等の学力を有すると認定した者

様式第1～5 (略)

理容師養成施設指定規則（平成10年 1 月27日厚生省令第 5 号）

（この省令の趣旨）

第 1 条 理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項に規定する理容師養成施設の指定に関しては、この省令の定めるところによる。

（養成課程）

第 2 条 法第 3 条第 3 項に規定する理容師養成施設における養成課程は、昼間課程、夜間課程及び通信課程とする。

2 昼間課程と夜間課程とは、併せて設けることができる。

3 通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設ける理容師養成施設又はこれらを併せて設ける理容師養成施設に限って、これを設けることができる。

（指定の申請手続）

第 3 条 法第 3 条第 3 項に規定する指定を受けようとする理容師養成施設の設立者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、理容師養成施設の長及び教員の履歴書を添えて理容師養成施設を設立しようとする日の 4 月前までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 理容師養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日

二 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）

三 理容師養成施設の長の氏名

四 養成課程の別

五 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別

六 生徒の定員及び学級数

七 入所資格

八 入所の時期

九 修業期間、教科課程及び教科課目ごとの実習を含む総授業時間数（通信課程にあつては、各教科課目ごとの添削指導の回数及び面接授業の授業時間数）

十 入学料、授業料及び実習費の額

十一 理容実習のモデルとなる者の選定その他理容実習の実施の方法

十二 建物の位置及び構造の概要並びに設備の状況

十三 設立者の資産状況及び理容師養成施設の経営方法

十四 指定後 2 年間の財政計画及びこれに伴う収支予算

2 2 以上の養成課程を設ける理容師養成施設にあつては、前項第 5 号から第10号までに掲げる事項は、それぞれの養成課程ごとに記載しなければならない。

3 通信課程を併せて設ける理容師養成施設にあつては、第 1 項に規定するもののほか、次に掲げる事項を申請書に記載し、かつ、これに通信養成に使用する教材を添付しなければならない。

一 通信養成を行う地域

二 授業の方法

三 課程修了の認定方法

（養成施設指定の基準）

第 4 条 法第 3 条第 3 項に規定する理容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程に係る基準

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条に規定する者であることを入所資格とするものであること。

ロ 修業期間は、2 年以上であること。

ハ 教科課目及び標準授業時間数は、別表第 1 に定めるとおりであること。

三 理容実習のモデルとなる者の選定等について適当と認められるものであること。

ホ 理容師養成施設の長は、専ら理容師養成施設の管理の任に当たることのできる者であつて、かつ、理容師の養成に適当であると認められるものであること。

ヘ 教員の数は、別表第 2 に掲げる算式によって算出された人数（その数が 5 人未満であるときは、5 人）以上であり、かつ、教員数の 2 分の 1 以上が専任であること。

ト 教員は、別表第 3 の上欄に掲げる課目についてそれぞれ同表の下欄に該当する者であつて、かつ、理容師の養成に適当であると認められるものであること。

チ 同時に授業を行う 1 学級の生徒数は、40 人を標準とすること。

リ 校舎は、教員室、事務室、消毒室、図書室、同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室及び適当な数の専用の実習室を備えているものであること。

ヌ 普通教室の面積は、生徒 1 人当たり 1.65 平方メートル以上であること。

ル 消毒室の面積は、6.61平方メートル以上であること。

ロ 実習室の面積は、生徒1人当たり1.65平方メートル以上であること。

ワ 建物の配置及び構造設備は、リからヲまでに定めるもののほか、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。

カ 学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有するものであること。

ヨ 入学料、授業料及び実習費は、それぞれ当該養成施設の運営上適当と認められる額であること。

タ 経営方法は、適切かつ確実なものであること。

二 夜間課程に係る基準

イ 前号（へを除く。）に該当するものであること。

ロ 教員の数は、別表第2に掲げる算式によって算出された人数（その数が4人未満であるときは、4人）以上であり、かつ、教員数の2分の1以上が専任であること。

三 通信課程に係る基準

イ 第1号のイ、ハ（標準授業時間数に係る基準を除く。）、ニ、ト、ヨ及びタに該当するものであること。

ロ 修業期間は、3年以上であること。

ハ 教員は、相当数の者を置くものとし、そのうち、専任の者の数は、生徒200人以下の場合は3人、200人又はその端数を超えるごとに1人を加えた数であること。

ニ 定員は、当該養成施設における昼間課程又は夜間課程の定員（昼間課程と夜間課程とを併せて設ける理容師養成施設にあっては、そのいずれか多数の定員）のおおむね1.5倍以内であること。

ホ 通信課程における授業は、通信授業及び面接授業とし、その方法等は、厚生労働大臣が別に定める基準によること。

- 2 理容師養成施設のうち、特殊の地域的事情にあること、特定の者を生徒とすることその他特別の事情により、入所資格、修業期間、教員の数、同時に授業を受ける1学級の生徒数、普通教室の面積又は実習室の面積が前項各号に掲げる当該基準によることができないか、又はこれらの基準によることを適当としないものについては、厚生労働大臣は、当該養成施設の特別の事情に基づいて、それぞれ特別の基準を設定することがある。

（教科課程の基準）

第5条 法第3条第3項に規定する指定を受けた理容師養成施設（以下「指定養成施設」という。）の教科課程は、教科課程の基準として厚生労働大臣が別に定めるところによらなければならない。

（変更等の承認）

第6条 指定養成施設の設定者は、当該養成施設における生徒の定員の変更をしようとするとき、又は生徒の定員を変更するための施設の構造設備を変更しようとするときは、2月前までに、その旨を記載した申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならない。この場合において、厚生労働大臣は当該指定養成施設所在地の都道府県知事に承認した内容を通知しなければならない。

2 指定養成施設において新たに養成課程を設け、若しくは養成課程の一部を廃止し、又は養成施設を廃止しようとするときも、前項と同様とする。

（変更の届出）

第7条 指定養成施設の設定者は、第3条第1項第1号、第2号、第3号、第7号、第8号若しくは第9号（教科課程に関する部分に限る。）若しくは同条第3項第2号若しくは第3号に掲げる事項若しくは通信課程における通信教材の内容に変更を生じたときは、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 指定養成施設の設定者は、第3条第1項第5号、第6号（学級数に関する部分に限る。）、第10号、第11号若しくは第12号に掲げる事項に変更を生じ、又は施設の構造設備に変更（生徒の定員を変更するためのものを除く。）を生じたときは、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

（収支決算等の届出）

第8条 指定養成施設の設定者は、毎年7月31日までに、次の事項を当該養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 前年の4月1日からその年の3月31日までの収支決算の細目
- 二 その年の4月1日から翌年の3月31日までの収支予算の細目

（入所及び卒業の届出）

第9条 指定養成施設の設定者は、毎年4月30日までに、前年の4月1日からその年の3月31日までの入所者の数及び卒業者の数を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

(卒業証書)

第10条 指定養成施設の長は、その施設的全教科課程を修了したと認めた者には、次の事項を記載した卒業証書を授与しなければならない。

- 一 卒業者の本籍、氏名及び生年月日
- 二 卒業の年月日
- 三 指定養成施設の名称、所在地及び長の氏名

(報告の徴収及び指示)

第11条 厚生労働大臣は、指定養成施設につき必要があると認めるときは、その設立者又は長に対して報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、指定養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他が適当でないと認めるときは、その設立者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第12条 厚生労働大臣は、指定養成施設が第4条の規定による基準に適合しなくなったと認めるとき、その設立者が第6条の規定に違反したとき、又はその設立者若しくは長が前条第2項の規定による指示に従わないときは、その指定を取り消すことができる。

別表第1

課目 標準授業時間数

必修課目

関係法規・制度	30
理容保健	120
理容文化論	90
理容運営管理	60

衛生管理	90
理容の物理・化学	90
理容技術理論	120
理容実習	800
小計	1,400

選択必修課目	600
合計	2,000

別表第2

(定員×1学級の週当たり平均授業時間数)÷(40×15)

別表第3

関係法規・制度

- 1 旧教員免許令(明治33年勅令第134号)に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程(明治41年文部省令第32号)第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において法律学を修めた者
- 2 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の卒業者であって、当該大学において法律学を修めた者
- 3 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条又は教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)第1条若しくは第2条の規定により高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者
- 4 衛生行政に3年以上の経験を有する者
- 5 旧高等試験令(昭和4年勅令第15号)による高等試験又は司法試験法(昭和24年法律第140号)による司法試験に合格した者

衛生管理・理容保健

- 1 医師
- 2 歯科医師
- 3 薬剤師
- 4 獣医師
- 5 理容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの

理容の物理・化学

- 1 薬剤師
- 2 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において物理学及び化学を修めた者
- 3 旧教員免許令に基づく旧実業学校教員検定二関スル規程(大正11年文部省令第4号)第6条第5号の規定により許可を受けた学校又は同条第7号の規定に基づく昭和15年10月文部省告示第569号(実業学校教員検定二関スル規程第6条第7号により無試験検定を受けることができる

者の指定の件)に掲げる学校若しくは養成所の卒業者であって、当該学校又は養成所において物理学及び化学を修めた者

4 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において物理学及び化学を修めた者

5 教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により高等学校若しくは中学校の理科の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者

理容文化論

1 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により、指定又は許可を受けた学校の卒業者であって当該学校において美術を修めた者

2 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において美術を修めた者

3 教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により高等学校若しくは中学校の美術の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者

4 次の各号のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの

(1) 1から3までに定める者に準ずると認められる者

(2) 理容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者

理容運営管理

1 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者

2 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において経済学、経営学又は会計学を修めた者

3 教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により、高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者

4 次の各号のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの

(1) 1から3までに定める者に準ずると認められる者

(2) 理容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者

理容技術理論・理容実習

1 理容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの

2 理容師の免許を受けた後、9年以上実務に従事した経験のある者

選択必修科目

それぞれの科目を教授するのに適当と認められる者

美容師養成施設指定規則（平成10年1月27日厚生省令第8号）

（この省令の趣旨）

第1条 美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する美容師養成施設の指定に関しては、この省令の定めるところによる。

（指定の申請手続）

第2条 法第4条第3項に規定する指定を受けようとする美容師養成施設の設立者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、美容師養成施設の長及び教員の履歴書を添えて美容師養成施設を設立しようとする日の4月前までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 美容師養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日
 - 二 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）
 - 三 美容師養成施設の長の氏名
 - 四 養成課程の別
 - 五 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
 - 六 生徒の定員及び学級数
 - 七 入所資格
 - 八 入所の時期
 - 九 修業期間、教科課程及び教科課目ごとの実習を含む総授業時間数（通信課程にあつては、各教科課目ごとの添削指導の回数及び面接授業の授業時間数）
 - 十 入学料、授業料及び実習費の額
 - 十一 美容実習のモデルとなる者の選定その他美容実習の実施の方法
 - 十二 建物の位置及び構造の概要並びに設備の状況
 - 十三 設立者の資産状況及び美容師養成施設の経営方法
 - 十四 指定後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
- 2 2以上の養成課程を設ける美容師養成施設にあつては、前項第5号から第10号までに掲げる事項は、それぞれの養成課程ごとに記載しなければならない。
- 3 通信課程を併せて設ける美容師養成施設にあつては、第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項を申請書に記載し、かつ、これに通信養成に使用する教材を添付しなければならない。
- 一 通信養成を行う地域
 - 二 授業の方法
 - 三 課程修了の認定方法

（養成施設指定の基準）

第3条 法第4条第3項に規定する美容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

二 昼間課程に係る基準

- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条に規定する者であることを入所資格とするものであること。
- ロ 修業期間は、2年以上であること。
- ハ 教科課目及び標準授業時間数は、別表第1に定めるところであること。
- ニ 美容実習のモデルとなる者の選定等について適当と認められるものであること。
- ホ 美容師養成施設の長は、専ら美容師養成施設の管理の任に当たることができる者であつて、かつ、美容師の養成に適当であると認められるものであること。
- ヘ 教員の数は、別表第2に掲げる算式によって算出された人数（その数が5人未満であるときは、5人）以上であり、かつ、教員数の2分の1以上が専任であること。
- ト 教員は、別表第3の上欄に掲げる課目についてそれぞれ同表の下欄に該当する者であつて、かつ、美容師の養成に適当であると認められるものであること。
- チ 同時に授業を行う1学級の生徒数は、40人を標準とすること。
- リ 校舎は、教員室、事務室、消毒室、図書室、同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室及び適当な数の専用の実習室を備えているものであること。
- ヌ 普通教室の面積は、生徒1人当たり1.65平方メートル以上であること。
- ル 消毒室の面積は、6.61平方メートル以上であること。
- ロ 実習室の面積は、生徒1人当たり1.65平方メートル以上であること。
- ワ 建物の配置及び構造設備は、リからヲまでに定めるもののほか、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。
- カ 学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有するものであること。
- コ 入学料、授業料及び実習費は、それぞれ当該養成施設の運営上適当と認められる額であること。

タ 経営方法は、適切かつ確実なものであること。

二 夜間課程に係る基準

イ 前号（へを除く。）に該当するものであること。

ロ 教員の数は、別表第2に掲げる算式によって算出された人数（その数が4人未満であるときは、4人）以上であり、かつ、教員数の2分の1以上が専任であること。

三 通信課程に係る基準

イ 第1号のイ、ハ（標準授業時間数に係る基準を除く。）、ニ、ト、ヨ及びタに該当するものであること。

ロ 修業期間は、3年以上であること。

ハ 教員は、相当数の者を置くものとし、そのうち、専任の者の数は、生徒200人以下の場合は3人、200人又はその端数を超えるごとに1人を加えた数であること。

ニ 定員は、当該養成施設における昼間課程又は夜間課程の定員（昼間課程と夜間課程とを併せて設ける美容師養成施設にあっては、そのいずれか多数の定員）のおおむね1.5倍以内であること。

ホ 通信課程における授業は、通信授業及び面接授業とし、その方法等は、厚生労働大臣が別に定める基準によること。

2 美容師養成施設のうち、特殊の地域的事情にあること、特定の者を生徒とすることその他特別の事情により、入所資格、修業期間、教員の数、同時に授業を受ける1学級の生徒数、普通教室の面積又は実習室の面積が前項各号に掲げる当該基準によることができないか、又はこれらの基準によることを適当としないものについては、厚生労働大臣は、当該養成施設の特別の事情に基づいて、それぞれ特別の基準を設定することがある。

（教科課程の基準）

第4条 法第4条第3項に規定する指定を受けた美容師養成施設（以下「指定養成施設」という。）の教科課程は、教科課程の基準として厚生労働大臣が別に定めるところによらなければならない。

（変更等の承認）

第5条 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における生徒の定員の変更をしようとするとき、又は生徒の定員を変更するための施設の構造設備を変更しようとするときは、2月前までに、その旨を記載した申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならない。この場合において、厚生労働大臣は当該指定養成施設所在地の都道府県知事に承認した内容を通知しなければならない。

2 指定養成施設において新たに養成課程を設け、若しくは養成課程の一部を廃止し、又は養成施設を廃止しようとするときも、前項と同様とする。

（変更の届出）

第6条 指定養成施設の設立者は、第2条第1項第1号、第2号、第3号、第7号、第8号若しくは第9号（教科課程に関する部分に限る。）若しくは同条第3項第2号若しくは第3号に掲げる事項若しくは通信課程における通信教材の内容に変更を生じたときは、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 指定養成施設の設立者は、第2条第1項第5号、第6号（学級数に関する部分に限る。）、第10号、第11号若しくは第12号に掲げる事項に変更を生じ、又は施設の構造設備に変更（生徒の定員を変更するためのものを除く。）を生じたときは、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

（収支決算等の届出）

第7条 指定養成施設の設立者は、毎年7月31日までに、次の事項を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 前年の4月1日からその年の3月31日までの収支決算の細目
- 二 その年の4月1日から翌年の3月31日までの収支予算の細目

（入所及び卒業の届出）

第8条 指定養成施設の設立者は、毎年4月30日までに、前年の4月1日からその年の3月31日までの入所者の数及び卒業者の数を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

（卒業証書）

第9条 指定養成施設の長は、その施設の全教科課程を修了したと認めた者には、次の事項を記載した卒業証書を授与しなければならない。

- 一 卒業者の本籍、氏名及び生年月日
- 二 卒業の年月日
- 三 指定養成施設の名称、所在地及び長の氏名

(報告の徴収及び指示)

第10条 厚生労働大臣は、指定養成施設につき必要があると認めるときは、その設立者又は長に対して報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、指定養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他が適当でないと認めるときは、その設立者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、指定養成施設が第三条の規定による基準に適合しなくなったと認めるとき、その設立者が第五条の規定に違反したとき、又はその設立者若しくは長が前条第2項の規定による指示に従わないときは、その指定を取り消すことができる。

別表第1

課目 標準授業時間数

必修課目

関係法規・制度	30
美容保健	120
美容文化論	90
美容運営管理	60

衛生管理	90
美容の物理・化学	90
美容技術理論	120
美容実習	800
小計	1,400

選択必修課目 600

合計 2,000

別表第2

(定員×1学級の週当たり平均授業時間数)／(40×15)

別表第3

関係法規・制度

1 旧教員免許令(明治33年勅令第134号)に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程(明治41年文部省令第32号)第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において法律学を修めた者

2 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の卒業者であって、当該大学において法律学を修めた者

3 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条又は教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)第1条若しくは第2条の規定により高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者

4 衛生行政に3年以上の経験を有する者

5 旧高等試験令(昭和4年勅令第15号)による高等試験又は司法試験法(昭和24年法律第140号)による司法試験に合格した者

衛生管理美容保健

1 医師

2 歯科医師

3 薬剤師

4 獣医師

5 美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの

美容の物理・化学

1 薬剤師

2 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において物理学及び化学を修めた者

3 旧教員免許令に基づく旧実業学校教員検定ニ関スル規程(大正11年文部省令第4号)第6条第5号の規定により許可を受けた学校又は同条第7号の規定に基づく昭和15年10月文部省告示第569号(実業学校教員検定ニ関スル規程第6条第7号により無試験検定を受けることができる者の指定の件)に掲げる学校若しくは養成所の卒業者であって、当該学校又は養成所において物理学及び化学を修めた者

4 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において物理学及び化学を修めた者

5 教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により高等学校若しくは中学校の理科の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者

美容文化論

- 1 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により、指定又は許可を受けた学校の卒業者であって当該学校において美術を修めた者
- 2 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において美術を修めた者
- 3 教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により高等学校若しくは中学校の美術の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの

(1) 1から3までに定める者に準ずると認められる者

(2) 美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者

美容運営管理

- 1 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者
- 2 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において経済学、経営学又は会計学を修めた者
- 3 教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により、高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの

(1) 1から3までに定める者に準ずると認められる者

(2) 美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者

美容技術理論・美容実習

- 1 美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの
- 2 美容師の免許を受けた後、9年以上実務に従事した経験のある者

選択必修課目

それぞれの課目を教授するのに適当と認められる者

理容師美容師法の一部を改正する法律等の施行について（昭和30年10月3日厚生省発衛第324号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知）

理容師美容師法の一部を改正する法律及びこれに伴う理容師美容師法施行規則の一部を改正する省令の施行については、さきに厚生事務次官通知により通達されたところであるが、更にこれが実施にあたっては左記事項に御留意の上、万遺憾のないようにされたい。

1～3 （略）

4 養成施設の指定及び運営に関する事項

- (1) 養成施設の指定申請にあたり、今回あらたに「団体」を「法人」に類する設立者として取り扱うことにしたが、この場合の「団体」は、法第十四条の三に規定する理容師会、美容師会等の組合をさすものであるので、この点御留意ありたいこと。
- (2) 養成施設において行う実習のモデルとなる者及びその者から徴収する料金については、あらたに指定申請事項として加えたので、申請書中にこれを明記させるよう徹底せられたいこと。
- (3) 実習のモデルの範囲及びその者から徴収する料金は、養成教育としての実習の本旨に則り、一般営業と厳に区別が設けられるよう考慮を払う趣旨により改正されたものであるので、その対象については生活保護法又は社会福祉事業法の適用を受ける生計困難者等とし、その料金については実習に要する実費程度の範囲において承認を与えるようされたいこと。
- (4) 養成施設の経営方法については、厚生大臣において充分その実態を正確に把握しうよう具体的資料を記載させるよう指導されたいこと。
- (5) 養成施設に附設する生徒の寄宿舎の設備については、改正後の省令第10条第1項第12号の規定によりその詳細を明記させるとともに、その建物の図面については同条同項第13号の図面にこれを含ましめるよう措置されたいこと。
- (6) （略）
- (7) 指定養成施設の廃止については、従来届出をもつて行ってきたが、養成施設の廃止はこれを任意的に行わせるときは生徒の処置等について万全を期しがたいため、今回これを厚生大臣の承認にかからせ、もつて養成教育の円滑な運営を図つたので、指導監督にあたつて遺憾のないようされたい。

5 通信教育の実施に関する事項

- (1) 養成施設の通信課程の定員について、今回例外的規定として法定数以上に増員することを認めたが、これは地方的実情を考慮してやむをえない場合に適用せられるものであること。
- (2) 養成施設の通信課程における面接授業時間数については、原則時間数を100時間減ずるとともに、特定の場合にはその時間を更に減じうるようにし、理容所、美容所において現に理容、美容の補助的業務に従事している者等に対しその実態に適する措置をとつたものであること。
- (3) 養成施設の通信課程における面接授業の実施場所については、当該養成施設を原則とし、地域的關係又は経済的事情等によりやむをえず他の適切な施設(例えば、保健所、他の養成施設等)を利用することを妥当と認める場合に限り適用せられるものであること。
- (4) 右の通信課程における承認事項の運用については、原則として個々に養成施設より都道府県知事を経由して厚生大臣に承認を申請するものとするが、なおこれが一般的運用については追つて別途通知をする予定であること。

6 （略）

理容師養成施設及び美容師養成施設の運営について（昭和31年3月30日衛環発第12号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局環境衛生部長通知）

標記については、かねてより種々御配慮を煩わしているところであるが、昨年の法改正及びこれに伴う省令改正の趣旨に則り、さらにこれが健全な教育機関としての機能を十分に果たしその適正な運営を一段と推進すべき現状にある。このためにさきに理・美容師養成施設の通信課程における授業料の軽減について必要な措置を講じた次第であるが、今回さらにこれを徹底しより合理的運営を期するため、通信課程の実習費、入学料等を中心とする経済的負担その他養成施設の運営の適正化について、左記のごとき方針により実施することとしたので、この旨を管下養成施設の設立者に周知徹底されるとともに、所定の手続等に関し遺憾のないように充分の指導を行われたく、願います。

なお、養成施設における教育内容の質的向上を図ることに意を用いられることは言うを俟たないが、今後養成施設においてその本来の使命にそわず不健全な運営を行うものについては更に監督を厳にするよう留意されたく、念のため申し添える。

1 通信課程の費用

- (1) 通信課程の実習費については、先般の省令改正により、その面接授業が420時間から320時間（特例承認160時間）と大幅に短縮されたことに伴い、従来の理容師養成施設年間700円以内、美容師養成施設年間1,500円以内の基準をそれぞれ600円以内及び1,000円以内とし、これを省令第11条第1号ホの適当と認める額に改めたこと。
- (2) 通信課程の入学料については、通信課程の利用度の増大及び生徒の経済的負担を考慮して、今後は適当と認める額を1,500円以内と改めたこと。
- (3) 通信課程は、その本来の趣旨にかんがみ、授業料、実習費及び入学料以外の費用を不当に生徒に課することは認められないものであることは当然であるので、今後は次に掲げる名目に類する費用に限りこれを認めることとし、その他の費用は一切認めないこととしたこと。
 - (イ) 校友会費
 - (ロ) P・T・A会費
 - (ハ) 学生証明書その他証明に要する手数料
- (二) バッチ代
右の4項目の費用を統計して年額500円以内とすること。
- (4) 右3項による措置は、今後設置する通信課程については勿論、現在右3項による額以上を徴収している既存の養成施設の通信課程については一律に変更の手続をとらせることとするので、次の点にわたり申請書を整備して厚生大臣あて提出せしめられたいこと。
 - (イ) 実習費、入学料及び校友会費等所定の費用の明細を附し、それぞれの合計を所定の額以内とすること。
 - (ロ) 今回の措置は、本年5月入学生より実施すること。
 - (ハ) 右費用の変更に伴う収支予算書を添付すること。
- (二) 変更承認申請は、本年4月20日までに提出するようにすること。

2 昼間、夜間課程の費用

昼間、夜間課程の費用については、右の通信課程の整備に伴い、順次これを実施するものとするが、当分の間、右の通信課程の費用に準じて努めてその適正化を自主的に整備しうよう指導されたいこと。

3 養成施設の修了認定

- (1) 養成施設の修了認定については、各養成施設において適正な基準と公平な判断により実施すべきものであることは当然であるが、この認定について従来ややともすれば不適正な実施がみられる点もあるので、特に理容師、美容師試験の施行との関連を考慮し、その正しい運用を図るよう指導されたいこと。
- (2) 養成施設の通信課程については、昭和29年5月実施後所定の2か年を本年4月をもって経過することとなるので、本年4月の通信課程修了生が初めてその修了認定を受けることとなる。通信課程における教育については従来その趣旨の徹底につとめたところであるが、その具体的な成果については今回の認定をもって運用の適否を判断しうる基礎となるので特に意を用いて養成施設の指導にあたられたい。殊に、通信課程における教育は、通信教材による教育と面接授業による教育との二が両々相俟って適正に運用されて始めて所期の目的を達成しうるものであるもので、その修了認定についてもこの両者がそれぞれ正当に評価されているか否かについて充分な指導を行うことが必要である。
右の趣旨から、特に通信課程の修了認定についてはおおむね次の方針によりその適正化を図られたい。
 - (イ) 通信課程の単位取得のうち通信教材によるものについては、各養成施設がすべて社団法人日本理容美容通信教育サービス・センター（以下単に「サービス・センター」という。）に委託して実施しているものであるので、サービス・センターが厚生省告示第258号（昭和29年）

による学習指導要領により実施した単位取得の成績を基礎として認定すること。

- (ロ) 右の通信教材による単位取得については、サービス・センターより各養成施設に対し「卒業単位修得者一覧表」(別紙1)を送付し、また各生徒に対し「単位修得証明書」(別紙2)を交付するので、修了認定の指導監督にあたってはこれらを参照の上行うとともに、理容師、美容師試験の受験手続についても養成施設修了証書の補充書類として前記「単位修得証明書」を参考とするよう考慮されたいこと。
- (ハ) 通信課程の単位取得のうち面接授業によるものについては、各養成施設において直接実施しているものであるので、面接授業による評価については厚生省告示第259号(昭和29年)による基準を基礎として認定すること。

4 その他養成施設の運営に関する事項

- (1) 省令第14条の規定による養成施設の定期報告については、設立者にこれを厳守させるとともに、この報告に基く指導監督についても充分行われたいこと。
- (2) 養成施設の通信課程において、当該養成施設の生徒を他の養成施設に委託し、両施設間において契約をもって授業料その他の費用徴収について分割の措置をとること等は、違法であるので、厳に取締るものであること。
- (3) 養成施設の定員の超過、教員の変更、教科科目の授業時間数の変更については法定の手続によるの外、一切申請のものによることを厳守せしめること。
- (4) 養成施設の通信課程の定員、面接授業の場所、面接授業時間数等特例承認を要すべき事項については、さきに通知したところにより実施するよう指導されたいこと。

○理容師美容師法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する件（昭和31年10月5日 発衛第360号各都道府県知事あて厚生事務次官通知）

理容師美容師法施行規則の一部を改正する省令が昭和31年10月1日厚生省令第48号をもつて別紙のとおり公布されその一部は、直ちに施行されることとなつた。

今次改正は、理容師養成施設及び美容師養成施設の現況に鑑み、一層その経営の適正化及び教育内容の充実強化を図ることにより、養成施設本来の使命を十分発揮させることを主たる目的とし、その他理容師及び美容師試験を合理化すること等をその内容とするものであるから、各都道府県においてこれが趣旨の普及徹底を図るはもちろん、運用に当つては特に次の事項に御留意の上、改正省令の所期する目的達成に遺憾なきを期せられたい。

第1 改正の趣旨

理容師美容師法施行規則改正の主要点及び趣旨は次のとおりであること。

- 1 養成施設の指定の申請については、従来ややもすれば養成施設設立の直前に至つて、指定の申請をする向があり、これがため養成施設運用上支障を来すことのある現況に鑑み、今回指定の申請書の提出期限を定め、これらの傾向の是正を図ることとしたこと。
おつて、指定養成施設が申請事項を変更しようとするときも申請書の提出期限が定められたが、これが運用は新規設立の場合の取扱に準ずること。
- 2 養成施設の経営の適正化及び教育内容の充実強化を図る等の措置として、主として次の点につきこれが整備を図つたこと。
（1）教科課程の全国的均衡を図るため、必修の教科課目の課目別授業時間数を定めるとともに、教育内容の充実を図るため、一部の課目について、その教員となるものの資格を改めたこと。
（2）経営の適正化と生徒の経済的負担の軽減を図るため、入学料、授業料及び実習費の最高限を定め、また、生徒定員の最低限度を引き上げたこと。
（3）養成施設における教育的機能を高めるため、その長の資格要件を定め、また実習室その他の設備基準を高めたこと。
- 3 指定養成施設の実施状況等の届出事項の整備を図るとともに、理容師及び美容師試験の実施方法を合理化したこと。

第2 指定養成施設の運営について

指定養成施設が理容師美容師制度において占める意義の重要性特にその社会的公共性に鑑み、その本来の使命を十分に果すには、その運営の適正化を期する必要が特に痛感され、今回の省令改正もこの趣旨により行われたものであるが、なおこれが指導の徹底を図るためには、設立者が国及び地方公共団体の場合を除いては、私立学校法第3条の規定による学校法人、民法第34条の規定による公益法人その他営利を目的としない法人組織によつて運営されることが最も適切であると思料されるので、今後養成施設設立の場合の設立者は、原則的にはこの種法人組織とさせるよう強力に指導するとともに、既設の指定養成施設についても、でき得る限り速やかに法人に組織変更させるよう配意願いたいこと。

第3 その他の事項

今回の省令改正において、既設の指定養成施設に対しては経過措置として、生徒定員及び施設設備等において若干の猶予期間を設けてあるが、本省令改正の趣旨からも速やかに、これが整備の措置を講じるよう指導されたいこと

理容師(美容師)養成施設のモデルの取扱いについて（昭和31年12月19日衛環発第57号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長通知）

理容師養成施設及び美容師養成施設（以下「養成施設」という。）における生徒の実習のためのモデルの取扱いについては、理容師美容師法施行規則第11条第1項ト（昭和31年10月1日改正省令）に定めるところであり、これが運用については、「理容師美容師法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和30年10月3日厚生省発衛第324号各都道府県知事宛厚生省公衆衛生局長通達）4 養成施設の指定及び運営に関する事項中（3）に示されているところであるが、なお、これが詳細については左記により指導方配意を御願する。

1 実習のモデルの範囲

外部のものを対象とする実習のモデルは、生活保護法又は社会福祉事業法の適用を受ける者等とされておるがその具体的範囲は左のとおりとすること。

- （1）生活保護法にいう被保護者又は要保護者
- （2）生活保護法第三八条の保護施設を利用し又は入所している者
- （3）身体障害者福祉法第五条の身体障害者更生援護施設を利用し又は入所している者
- （4）児童福祉法第七条の児童福祉施設に措置児童（母子寮に入所する母子世帯を含む。）として利用し又は入所している者
- （5）その他社会福祉事業法の対象となる生計困難者及び世帯更生運動の対象となる生計困難者。ただし、この場合生計困難者の内容が極めて抽象的になるおそれがあるので、各都道府県においては具体的に民生委員の推せんに基いたものを受け付けさせるとか、その他範囲を限定する適当な方途を講じさせること。

2 モデルを行う場所

外来のものをモデルとして取扱う場所は、当該養成施設内に限るものとする。ただし施設に入所している者が身体的状況等により養成施設に出向くことができない万やむを得ない事情があるときに限り例外的に、生活保護法の保護施設、身体障害者福祉法の身体障害者更生援護施設及び児童福祉法の児童福祉施設に赴いて行うことができること。

3 料金

モデルから料金を徴収しないこと。

4 モデルを取扱う期間及び時間等

- （1）生徒が外部のものをモデルとして取扱い得る時期は、入学後概ね6か月を経過してからとすること。
- （2）養成施設が外部のものをモデルとして取扱う時間等は、養成施設の規模にも差異のあることとして一率には定め難いから、各都道府県において、養成施設側及び業界側の意見を十分聴取の上、個々の養成施設について、取扱う時間あるいは取扱う日等の規則をさせるよう指導に当ること。

5 その他

1に掲げたような対象者が現存しないときは、モデルは生徒相互間において、あるいはその他の器材等を用いて行うようにすること。

理容師養成施設並びに美容師養成施設の運営について（昭和41年2月16日環衛第5016号各都道府県知事あて厚生省環境衛生局長通知）

標記については、理容師法施行規則第11条及び美容師法施行規則第10条の指定基準並びに諸通知により、種々御配意を煩わしてきたところであるが、昨今、養成施設の内容変更、新規指定申請時等において関係法令等に照し検討するに種々の問題点が多々みうけられるので本来の教育機関としての機能を確保するためここに養成施設の体質改善を図り、健全な運営を一段と推進するため、当面する問題点についての取り扱いを左記のとおり示したので、この旨を管下養成施設の設立者等に周知徹底されるとともに運営に遺憾のないよう厳正な指導監督を行われたいとお願いする。

おつて、当該施設の原状と問題点の調査が必要であり、これがため今般別添のとおり「理容師養成施設並びに美容師養成施設指導調査要綱」を策定したので、各都道府県におかれては、これが適正な実施に努められたい。

1 定員

生徒定員は入所時点で厳守しなければならない。しかし、止むを得ない事由により超過する場合は、10%程度とすること。なお、通信課程にあつては中退者の状況等も考慮すること。

なお、通信課程は修業期間が2カ年間であるから例えば定員200名の場合は各年の定員は100名となるものであること。

2 入所時期

入所時期は養成施設の実情に応じて定めることは差し支えないが、年2回に入所させる場合にあつても、学習管理上同時に授業を行なう場合の1教室の生徒は50人を標準とすること。

3 入所資格の確認

入所資格は学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であるが、入所選考時にあたつては最終学歴証明書等を徴し確認すること。

4 施設費等の徴収

入学料、授業料及び実習費以外は徴収してはならない。ただし、校舎増改築等の臨時的支出の際に止むを得ず徴収する場合には、生徒に一時に無理な負担にならないようその額及び徴収方法に十分考慮するとともに徴収に当つては、その目的、用途等を明確にし、いやくも他の経常経費等に流用することのないよう厳に留意すること。

5 学籍簿及び履修簿の整備

学籍簿、履修簿（従来の生徒出席簿）の様式については、昭和34年4月3日衛環第14号環境衛生課長通知で示し実施されてきたが、今般別添様式（1）、（2）のごとく改訂したので参照のうえ整備されたいこと。

6 教員の充実

教員は資格を有する者であるとともに専任教員の確保に努められたいこと。

なお、外来講師については出講率の向上に努めるとともに、出講率の悪い講師は交代してもらう等の処置をとり改善に努めること。

7 授業時間

昼間課程の授業時間割の策定に当つては、学習活動の最低期間を40週間とし、1週間の学習時間は33時間として1時限の授業時間は50分とすること。ただし、各養成施設が設ける独自の教科及び履修時間の不足した者のために行なう補修補講の時間は計算されていないため、別に計画して運用することは、もとより望ましいものであること。

8 実験器具の整備

実験器具一揃とは最小限別表に示す器具、器材とし、これが整備に努められたいこと。

9 通信課程の面接指導

通信課程の面接指導を実施せず卒業させることなく、面接指導は必ず実施すること。

10 卒業の認定方法

施設長は卒業の認定を行なう場合は、修業期間、履修単位（各教科課目別の法定授業時間数）以上に不足がないかどうかを十分検討するとともに学習評価を行ない慎重に認定を行なうこと。

11 実地習練生の適正配置

実地習練生の配置にあつては、広く理・美容所から公募し、申込みのあつた場合は養成施設内に公示し生徒に実地習練を行なう当該理・美容所の選択の自由を与える等一般公募の方法により厳正に取り扱うものであること。

12 実地習練の場所

実地習練は理容所又は美容所において実際に業務に従事するのと同じ条件のもとにおいて客に接し、習練させようとする趣旨のものであるから養成施設において実施してはならないこと。

13 指定の申請並びに変更等の承認の申請手続き期限の遵守

申請書を提出する際は理容師法施行規則並びに美容師法施行規則に定められている期限内に各都道府県知事を経由して厚生大臣に必着するよう提出すること。

なお、提出期限に遅延した場合は事務処理上支障を来たすので受理できないこと。

別表 （略）

別添 理容師養成施設並びに美容師養成施設指導調査要綱

1 指導調査の意義

指導調査は、理容師法、美容師法に基づき、厚生大臣の指定した養成施設の適正かつ効率的な運営を確保するための指導的機能を重視した調査であります。

2 指導調査の目的

理容師養成施設並びに美容師養成施設指導調査（以下「指導調査」という。）は養成施設の教育内容、施設管理等運営全般についての適否を関係法令及び指導通知等に照し、充分検討し、是正改善を要する場合は必要な措置を講ずるとともに、これらの検討過程を通じて関係者にその責務を自覚せしめ養成施設の改善強化を図ることによつて適正なる運営を促進せしめるものであります。

3 指導調査の実施回数

都道府県は少くとも年1回指定養成施設の指導調査を行なつて下さい。

4 指導調査を行なう事項

養成施設の事務取扱手続きが適正かつ合理的になされているか、その他全般的業務の運営体制が確立されているかどうかを検討するほか、次の事項についても検討すること。

（1）組織機構と職員の配置状況

（2）学籍簿等諸帖簿の整備状況及び事務処理状況

（3）定員の遵守状況

（4）教科課程と授業時間数の状況

（5）施設設備の整備状況

（6）入所資格の審査状況

（7）全教科課程修了の認定状況

（8）予算の編成と執行状況

（9）授業料等の額及びその徴収方法の状況

（10）生徒募集規定及び学則等の状況

5 指導調査票

別紙様式「理容師養成施設並びに美容師養成施設指導調査票」に準拠して下さい。

6 指導調査結果の検討及び措置

（1）指導調査結果については、綿密に検討し、その結果違反事項等問題点がある場合は厚生省に別紙様式「指導調査結果報告書」により報告するとともに国及び都道府県相互において連絡協議のうえ、その問題点の解消に努めるよう必要な措置をとつて下さい。

（2）指示事項に対する是正改善の状況は、期限を付して報告を求めるほか、必要に応じ係官を派遣してその状況を確認して下さい。なお、都道府県は指示事項の改善状況を別紙様式「指摘事項に対する改善状況報告書」により厚生省に報告して下さい。

美容師法の疑義について（昭和42年2月16日環衛第7030号各都道府県・各政令市衛生主管部(局)長あて厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）

標題について別添1のとおり照会があり別添2のとおり回答したので御了知ありたい。

別添 1

（昭和41年9月30日41衛公環発第382号厚生省環境衛生局環境衛生課長あて東京都衛生局公衆衛生部長照会）

このことについて、従来、本都としては美容師法第2条の定義中、容姿とは主として首から上部、マニキュアおよびペディキュアと限定して解釈し法を運用してきたが、最近全身美容と称し一般の美容室に附属する全身美容室を設け、或いは全身美容のみを専門として営業する者が多数であるので、前記定義を全身を含むものとして解釈してよろしいかどうか至急ご回答をお願いします。

なお、全身美容の営業内容は化粧品等を使用して全身に対する作業を行い、或いはむし風呂、白湯、牛乳、レモン風呂等入浴施設を設け、美顔術と併用して全身のマッサージ等を行なうものである。

別添 2

（昭和42年2月16日環衛第7030号東京都衛生局公衆衛生部長あて厚生省環境衛生局環境衛生課長回答）

昭和41年9月30日付け41衛公環発第382号をもつて照会のあつた標記について左記のとおり回答する。

記

美容師法第2条第1項に規定する「美容」は、「パーマントウェーブ、結髪、化粧等の方法」によるものに限られており、この「等」に含まれる方法も例示の趣旨に照らして、当然に一定の限界があると解すべきである。すなわち、例示の方法は通常首から上の容姿を美しくするために用いられるものであり、それが多少拡張される場合にもマニキュア、ペディキュア程度にとどまるものと解すべきである。したがつて、御照会のようないわゆる全身美容を目的とする行為はその方法または対象が前記とは著しく異なるものであつて、現行の美容師法における「美容」には該当しないと解する。

なお、全身美容の目的をもつて入浴施設を備え多数人を反覆継続して入浴させるときは当該営業について公衆浴場法の適用があることを申し添える。

理容師法及び美容師法の運用について（昭和56年4月25日環指第77号千葉県衛生部長あて厚生省環境衛生局指導課長回答）

（昭和55年12月9日衛第297号厚生省環境衛生局長あて千葉県衛生部長照会）

理容師法第1条第1項に規定する理容の行為及び美容師法第2条第1項に規定する美容の行為の範囲については、昭和53年12月5日付け環指第149号により通知されているところでありますが、このたび理容所内に「美顔コーナー」を設置し、理容師が客の性別、頭髪の刈込、顔そり等の施術に関係なく料金2000円を徴して、美顔器具を用い美顔の施術（マッサージ等別添資料）を行いたい旨の照会があった。本行為は、美容師法第2条第1項に規定する範囲に含まれ、理容師法第1条第1項に規定する範囲に含まれないと解釈しておりますが、左記事項につき回答くださるようお願いいたします。

記

- 1 「美顔施術」は、理容師法の範囲に含まれるか。
- 2 「美顔施術」は、美容師法の範囲に含まれるか。
- 3 「美顔施術」が、理、美容師法のいずれかの範囲に含まれる場合は、その判断はどのようにするか。

（昭和56年4月25日環指第77号千葉県衛生部長あて厚生省環境衛生局指導課長回答）

昭和55年12月9日付け衛第297号をもつて照会のあつた標記について次のとおり回答する。

記

いわゆる美顔施術（医療行為又は医療類似行為である場合を除く。）については、当該施術が容姿を整え、又は美しくするために化粧品又は医薬部外品を用いる等業を行うに当たつて公衆衛生上一定の知識を必要とするような場合には、理容師法又は美容師法の対象となる。個々の施術が、理容に当たるか美容に当たるかは、その行為の目的、形態等に照らして判断すべきものである。

なお、いわゆる美顔施術であつても、当該施術が簡易なマッサージ、膚の汚れ落とし程度のものである場合には、理容師法及び美容師法のいずれの対象ともならない。

理容師養成施設の教科課程の基準について（平成10年2月3日生衛発第122号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなったが、理容師養成施設の教科課程の基準については、指定規則第5条に基づき、別紙のとおり定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における理容師養成施設に対してその旨周知徹底願いたい。

なお、「理容師養成施設の教科課程の基準及び美容師養成施設の教科課程の基準」（昭和38年10月12日環発第454号各都道府県知事あて厚生省環境衛生局長通知）は、平成10年4月1日をもって廃止する。また、平成10年3月31日以前に理容師養成施設に入所した生徒であって、指定規則の施行の際現に入所中の生徒については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の教科課程の基準によるものとする。

理容師養成施設の教科課程の基準

目次

第1章 総則

第1節 教科課程の編成

第2節 学習指導上の留意事項

第3節 卒業の認定

第4節 通信課程における教科課程の特例

第2章 必修課目

第1節 関係法規・制度

第2節 衛生管理

第3節 理容保健

第4節 理容の物理・化学

第5節 理容文化論

第6節 理容技術理論

第7節 理容運営管理

第8節 理容実習

第3章 選択必修課目

第1節 一般教養課目群

第2節 専門教育課目群

第1章 総則

第1節 教科課程の編成

第1款 一般方針

理容師養成施設における教科課程は、消費者の理容業に対する需要、科学技術の進歩、生徒の生活環境、地域の実態等を勘案しつつ、理容技術の専門家であるとともに、地域の保健衛生の担い手でもある理容師の養成にふさわしい内容にしなければならない。

第2款 必修課目

1 必修の教科課目のうち、必修課目は、関係法規・制度、衛生管理、理容保健、理容の物理・化学、理容文化論、理容技術理論、理容運営管理及び理容実習の8課目となっている。

2 各養成施設においては、必修課目について、それぞれの教科課目ごとに次の表のとおり定められている授業時間数を標準として、独自に設定する教育計画及び教育目標に基づき、適切な授業時間数を定めるものとする。ただし、通信課程については、第4節に定めるところによるものとする。

関係法規・制度	30時間	衛生管理	90時間
理容保健	120時間	理容の物理・化学	90時間
理容文化論	90時間	理容技術理論	120時間
理容運営管理	60時間	理容実習	800時間
		計	1,400時間

3 授業の1単位時間は50分を標準とし、教科課目の特質等に応じて、授業の実施形態を工夫することができる。ただし、理容実習の授業時間については、原則として、1回あたり2単位時間を配当するものとする。

4 非常災害などによって、所定の時間の授業を実施できなかった場合においても、必修課目

については、その所定授業時間を下ることのないよう補習授業の実施などの措置をとるものとする。

- 5 美容師養成施設を卒業した者が理容師養成施設において履修する場合にあつては、関係法規・制度、衛生管理、理容保健及び理容の物理・化学の各教科課目のうち、その者が履修した美容師養成施設の教科課程を通じて同一の内容である教科課目の履修を免除することができる。

第3款 選択必修課目

- 1 各養成施設においては、必修の教科課目として、必修課目以外に適当な選択必修課目を設定することとなっている。
- 2 選択必修課目の内容は、日本語、芸術、エステティック技術、理容カウンセリングなど、幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すとともに、保健衛生に携わる専門職業人としての自覚をかん養するものでなければならない。
- 3 選択必修課目については、第3章に示す一般教養課目群及び専門教育課目群の実施方針に則り、課目の例を参考に、一般教養と専門教育のバランスに配意しつつ、各養成施設において独自に設定するものとする。
- 4 選択必修課目、校外実習などの実施にあつては、生徒の負担加重とならないように、時間数、実施時期、実施回数を考慮しなければならない。この場合、これらの実施によって、必修課目の授業時間数が所定授業時間数を下まわることのないように留意する。
- 5 各養成施設においては、選択必修課目の各教科課目について、その内容等に応じて適切な授業時間数を定めるものとする。この場合、一般教養課目群に属する教科課目の授業時間数は、1課目につき15時間以上、専門教育課目群に属する教科課目の授業時間数は、1課目につき60時間以上とし、選択必修課目の総授業時間数は、600時間（左記6の定めるところにより、授業時間等を単位に換算する場合においては、20単位）を標準とする。ただし、通信課程においては、第4節の定めるところによるものとする。
- 6 選択必修課目の授業時間等を単位に換算する場合においては、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって単位数に換算するものとする。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から45時間までの範囲で養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。
 - (3) 通信授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材の学修をもって1単位とする。
- 7 授業の1単位時間は、50分を標準とし、教科課目の特質等に応じて、授業の実施形態を工夫することができる。
- 8 各養成施設においては、他の養成施設の選択必修課目若しくは専修学校における授業課目の履修、大学、短期大学若しくは高等専門学校課程における学修、大学、短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修のうち、養成施設が適当と認めるものについて、当該養成施設の卒業に必要な選択必修課目の総授業時間数又は総単位数の4分の1を超えない範囲で、当該養成施設における選択必修課目の履修とみなすことができる。

第2節 学習指導上の留意事項

- 1 各養成施設においては、必修課目、選択必修課目、校外実習などについて、相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるように努めなければならない。このため、各養成施設においては、必ず、学期又は月ごとに総合的教育計画を作成し、具体的な指導の目標を明確にするとともに、実際に指導する事項を選定配列しなければならない。
- 2 第2章に示す必修課目の各項目の内容及び第3章に示す選択必修課目の課目の例に掲げる事項は、指導の一例であつて、各養成施設においては、各項目のまとめ方や順序などを工夫し、学習効果を高めるように努めなければならない。
- 3 必修課目と選択必修課目とを合わせた総授業時間数は、1年あたり1,000時間を標準とする。
- 4 各教科課目の教授にあつては、特に理容の業務の実際と直接関係の深い事項について、その関連性を強調するとともに実験や実習などを行うことによって、それらの事項を十分に理解させるように努めなければならない。
- 5 指導にあつては、常にその教育目的の達成に心がけ、特に次の事項に留意する。
 - (1) 生徒の経験、能力や生活環境を十分に理解しておくこと。
 - (2) 理容業務の実情や科学技術の進歩に対応して常に教育方法、事項の見直しに努めること。
 - (3) 学習の目標を生徒に十分に理解させること。
 - (4) 生徒の興味や関心を重んじ、自主的自発的な学習をするように導くこと。
 - (5) 集団活動を通じて生徒の社会性と協同性をかん養するとともに、生徒の個人差に留意して

- 指導し、それぞれの生徒の個性や能力をできるだけ伸ばすようにすること。
- (6) 教科書その他の教材、教具などについて常に研究し、その活用に努めること。
- (7) 専門的職業教育の本旨に則り、将来、理容業に従事する者として必要な心構えを養わせること。
- (8) 定期試験などによって指導の成果を絶えず評価し、指導の改善に努めること。
- 6 この基準において、次の各項目に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項目に定めるところによるものとする。
- (1) 「知らせる」及び「述べる」あることがらを話す、見せる、読ませるなど適当な方法によって説明することをいう。
- (2) 「理解させる」あることがらについてよく知らせたい、生徒の全員が納得できるまで質問を受けたり、復習させたり、設問して考えさせたりすることをいう。
- (3) 「身につけさせる」主として技術に関することらについて理解させる場合について用い、知らせたことを実習させたり、見学させたり、体得させることをいう。
- (4) 「学ばせる」あることがらについて、知らせたり理解させるばかりでなく、そのことらについての興味や関心を誘発したり、進んで研究調査するようにしむけたり、共同学習をさせたり、問題を与えてレポートを提出させるなど、いろいろな方法を講じて、学習の効果を十分に高めることをいう。

第3節 卒業の認定

- 1 各養成施設においては、卒業までに履修すべき教科課目及びその授業時間数等に関する事項を定めるものとする。このうち、必修課目の課目ごとの授業時間数等については、第1節に示す授業時間数を標準（通信課程にあっては第4節に示す添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を基準）に卒業の基準を設定する。
- 2 各養成施設においては、生徒が当該養成施設の定める教育計画に従って所定の教科課目及び所定の授業時間数等を履修し、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる場合には、卒業を認定しなければならない。

第4節 通信課程における教科課程の特例

通信課程における教科課程については、第1節から第3節（第1節第3款の8及び第2節の3を除く。）までに定めるところによるほか、左記に定めるところによる。

- 1 通信課程を設ける養成施設においては、必修課目について、それぞれの教科課目ごとに次の表に示す添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を基準として、独自に設定する教育計画及び教育目標に基づいて、適切な添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を定めるものとする。ただし、理容所の従事者である生徒に対する面接授業にあっては、括弧内の数字によることができる。

教科課目	添削指導	面接授業
関係法規・制度	3回以上	10（10）時間以上
衛生管理	4回以上	30（30）時間以上
理容保健	4回以上	30（30）時間以上
理容の物理・化学	2回以上	30（30）時間以上
理容文化論	3回以上	15（10）時間以上
理容技術理論	5回以上	15（5）時間以上
理容運営管理	4回以上	10（5）時間以上
理容実習	6回以上	450（175）時間以上

- 2 通信課程を設ける養成施設においては、選択必修課目について、合計600時間（第1節第3款の6の定めるところにより、授業時間等を単位に換算する場合においては、20単位）の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、各教科課目の内容等に応じて適切な添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を定めるものとする。この場合、実習を伴う教科課目の面接授業の授業時間数については、1課目につき10時間（理容所の従業員に対しては5時間）以上を基準とする。
- 3 通信課程を設ける養成施設においては、「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」に従い、適切に授業を行わなければならない。

第2章 必修課目

第1節 関係法規・制度

第1款 実施方針

- 1 理容師の業務に係る衛生法規・制度及び消費者保護法規・制度について、正しい知識を習得しておかなければならない必要性を理解させ、あわせて、公衆衛生を担う理容師の社

会的責務、職業倫理について、自覚を促す。

- 2 理容の業務に関する規定内容を正確に理解させるとともに、衛生法規が、理容業を行う場合の指針として有する意義を把握させる。

第2款 各項目の内容

1 衛生行政

- (1) 社会生活のなかでの法律、政治、行政の役割、機能など衛生法規を学ぶために必要な基礎的事項について理解させる。
- (2) わが国の行政の仕組み、国の行政と地方の行政との関係などについて理解させる。
- (3) 衛生行政とはどのような行政か、衛生行政の目標、衛生行政の種類など衛生行政の意義について知らせる。
- (4) 衛生行政を行う行政機関について述べ、特に理容業と関係の深い保健所について、その任務や活動及び組織を理解させる。

2 理容師法

- (1) 理容師法がどのような沿革を経て現在の姿になったかを知らせ、これらの法律の目的と意義について理解させる。
- (2) 理容に関する用語が法律でどのように定義されているかを理解させる。
- (3) 理容師について、その意義、免許制度、免許手続、免許の欠格要件、免許の登録などを理解させる。
- (4) 理容師試験について、その意義、試験の内容及び受験の手続を理解させる。
- (5) 養成施設について、その課程、教科課目などを知らせる。
- (6) 理容師の業務上の遵守事項、業務を行う場所などに関する法律の規定について理解させる。特に、理容師の講じるべき衛生措置について、その意義と内容を十分に理解させることにより、公衆衛生における理容師の職責を自覚させる。
- (7) 理容所の開設などの届出、施設の検査確認、理容所について講じなければならない衛生措置など理容所に関する規制の内容を十分に理解させる。
- (8) 理容師の免許取消、業務停止について、その内容を理解させる。
- (9) 理容所の閉鎖命令について、その内容を理解させる。
- (10) 理容師法の罰則について、その内容を理解させる。

3 その他の関係法規

理容師法以外に理容に関係のある法律にはどのようなものがあるかを述べ、そのうち、特に密接な関係のあるものについては、その目的と内容のあらましを知らせる。なかでも、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律及び消費者保護関連法規については、その意義と内容とを十分に理解させるように配慮する。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 もよりの保健所の活動の実例を示し、保健所がどのような活動をするところか、理容の業務とどのように関連するかを理解させる。
- 2 理容所の衛生措置などについて、生徒の間で自由討論を行なわせ、討論を通じて衛生措置の意義と内容とを理解させるとともに、理容師の職責と倫理規範を学ばせる。
- 3 理容所を見学させ、実際の理容の業務内容、業務上注意すべき事項などを理解させる。

第2節 衛生管理

第1款 実施方針

- 1 公衆衛生の意義と本質とを明らかにすることによって、理容師が公衆衛生の維持と増進とについて重大な責務を担わなければならない理由は何かを十分に理解させることが必要である。特に、環境衛生の意義と目的について、理容師の業務と関連づけながら具体的に理解させる。
- 2 理容師の業務内容と感染症予防、環境衛生の保持との具体的な関連づけを重視して、理容における衛生措置の重要性について理解させる。特に、理容器具などの消毒法は、理容業務の衛生性を担保するうえで最も重要な技術であるので、その意義と原理について十分に理解させるとともに、その適正な実施方法を身につけさせることが肝要である。

第2款 各項目の内容

1 公衆衛生概説

- (1) 公衆衛生の意義について理解させるとともに、公衆衛生が日常生活あるいは理容業とどのように結びつくか、公衆衛生の発展向上のために理容師として何をなすべきかを理解させる。
- (2) 公衆衛生の発展の歴史を概観し、公衆衛生の思想がどのように発展してきたかを知らせ

る。

- (3) 公衆衛生は、対人的な予防衛生と対物的な環境衛生とに大別されることを知らせ、さらに環境衛生が健康で文化的な生活の基盤をなすものであることを理解させる。
- (4) 保健所の機能、組織、業務などについて知らせ、保健所が地域の保健衛生行政において、中核的存在であること及び理容業と保健所とは密接な関係があることを理解させる。

2 感染症

- (1) 理容の業務を行ううえで、どのような感染症に注意すべきかを具体的に示すとともに、その予防対策について系統的に理解させる。
- (2) 理容所における衛生措置、特に消毒の意義について、感染症対策と関連づけて理解させる。

3 環境衛生

- (1) 環境衛生の意義と内容を理解させるとともに、理容所において特に注意しなければならない点について理解させる。
- (2) 理容所における環境衛生、特に採光、照明、換気、床などの構造設備、衣服の衛生について理解させる。
- (3) 理容所における廃棄物処理、環境保全対策について理解させる。

4 衛生管理技術

- (1) 理容所における衛生管理、特に消毒の意義と目的について理解させる。
- (2) 消毒方法の種類、原理、特徴について具体的に説明する。
- (3) 理容器具などの対象物の材質、構造などに応じた適切な消毒方法の選択と適正な実施方法について学ばせる。
- (4) 理容所において用いられている代表的な消毒方法について、正しい操作方法を確実に身につけさせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 衛生管理は理容業務の基本であるので、単に学説、理論の羅列的説明にとどまらず理容との関連に配慮しつつ、その重要性を認識させ、具体的かつ実践的な知識・技術の習得に努めさせる。
- 2 必要に応じて、各種の統計資料、スライド、オーバーヘッドプロジェクター（OHP）、ビデオなどの視聴覚教材を用いたり、実験を行ったり、保健所、理容所への見学などを行ったりして学習効果を高める。

第3節 理容保健

第1款 実施方針

- 1 理容技術の基礎となる人体組織、特に皮膚及び毛髪などの皮膚付属器官の構造と機能に関する科学的、系統的な知識の習得を目的とする。
- 2 理容の業務を安全かつ効果的に行うためには、皮膚、毛髪などに関する正確な科学的知識が不可欠であることを理解させる。

第2款 各項目の内容

1 人体の構造及び機能

- (1) 人体の構造と機能に関する基本的事項について理解させる。
- (2) 骨格、筋肉、各種臓器の種類、構造、機能について理解させる。
- (3) 人体の調整機能(神経、内分泌、免疫)のしくみについて理解させる。
- (4) 人体の構造、機能と疾病との関連について理解させる。

2 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能

- (1) 皮膚、皮膚付属器官(毛髪、爪、脂せん、汗せんなど)の構造について理解させる。
- (2) 皮膚の生理的作用について理解させるとともに、これらの作用と理容との関係について学ばせる。
- (3) 毛髪、爪の生理的意義と特性について、理容技術との関連に配慮しつつ理解させる。

3 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生

- (1) 皮膚、皮膚付属器官の状態に影響を与える因子にはどのようなものがあるか知らせる。
- (2) 皮膚、皮膚付属器官を健康に保つための方法について述べ、理容の施術を安全かつ効果的に行うために注意すべき事項について学ばせる。特に、毛髪の保健衛生については、理容技術の基礎であることから、重点をおいて学ばせる。

4 皮膚及び皮膚付属器官の疾患

- (1) 主な皮膚、皮膚付属器官の疾患の種類、原因、症状、予防・治療法について、理容の施術と関連づけながら理解させる。
- (2) 香粧品によるかぶれについて、その発生機序と予防法との概略を述べ、理容の業務にお

いて注意すべき点は何かを学ばせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 必要に応じて、各種の模型、標本、スライド、OHP、ビデオなどの視聴覚教材を用いたり、実験や観察を行って学習効果を高める。
- 2 本課目は、安全で効果的な理容技術を提供するための基礎となるものであるから、特に、皮膚、毛髪などに関する講義にあたっては、常に理容業務との関連に配慮しつつ、具体的事例をあげることによって生徒の理解を高めるようにする。
- 3 皮膚、毛髪の保健衛生については、衛生管理と関連させながら体系的な知識、技術の習得に努めさせる。

第4節 理容の物理・化学

第1款 実施方針

- 1 理容の業務を安全かつ効果的に行うためには、正確な科学的知識と合理的思考に裏付けられた理容器具や香粧品の適正な取り扱いが不可欠であることを理解させる。
- 2 特に、物理・化学の基本原理についての理解とその応用能力とが、理容師にとって、きわめて重要な意義を持つものであることを理解させ、理容器具や香粧品の合理的な取り扱い方法に習熟させる。あわせて、理容器具や香粧品による危害を防止するための使用上の注意を学ばせる。
- 3 特に、香粧品は、理容技術を行ううえで欠くことのできないものである反面、その使用方法を誤れば重大な健康被害を起こすおそれがあるものであることから、その化学的な性質を理解させるとともに、これを正しく使用するためには正確な知識と適正な技術とを身につけることが重要であることを認識させる。

第2款 各項目の内容

1 理容の物理

- (1) 熱伝導、光、電磁気など物理の基本原理について、理容技術の実例に則して理解させる。
- (2) 理容で使用する主な機械器具の構造、原理、機能、操作方法について、物理の基本事項を学ばせる。
- (3) 刃物、はさみの材料として使用される金属の物性などについて学ばせる。
- (4) 理容で使用する主な機械器具の使用上の注意、保守管理の方法について理解させる。

2 香粧品の化学

- (1) 物質の相変化、溶液、酸アルカリ、酸化還元反応など化学の基本原理について、理容技術の実例に即して理解させる。
- (2) 化学薬品の取扱、溶液の調整法など化学の基本操作を身につけさせる。
- (3) 石けん、洗剤、化粧水、ヘアシャンプー、ヘアリンス、整髪料、養毛剤、染毛剤、除毛剤、パーマ液など理容において使用される主な香粧品の種類、使用目的、成分、作用原理、使用上の注意について理解させる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 必要に応じて、各種の模型、スライド、OHP、ビデオなどの視聴覚教材を用いたり、実験や観察を行って学習効果を高める。
- 2 特に、実験や観察は物理や化学の基本を理解するうえで不可欠の学習方法であるから、これらの授業にあたっては、講義に片寄らず、できるだけ多くの実験や観察の機会を設け、科学的思考方法を身につけさせることが望ましい。
- 3 理論や法則を羅列する講義に終始することを避け、常に理容の業務との関連性を念頭におきつつ、物理や化学に関する正確な知識と理解とが理容師の業務を全うするために重要であることを生徒に認識させることが必要である。

第5節 理容文化論

第1款 実施方針

- 1 理容業の使命のひとつが、よりすぐれた人間美の創造、実現にあることをよく認識させ、この使命の達成のために必要な美的感覚を身につけ、これを洗練し、芸術的な表現力と鑑賞力を養う。
- 2 理容の業務を全うするためには、確かな技術力を身につけるとともに、豊かな感性に裏打ちされた優れた表現力を養うことが必要であることを自覚させる。

第2款 各項目の内容

1 理容文化史

- (1) わが国における理容ファッションの変遷について知らせる。
- (2) 海外における理容ファッションの変遷について知らせる。
- (3) 流行を追う心理、流行が社会に及ぼす影響、流行が理容業において占める意義と役割について知らせる。

2 理容デザイン

- (1) 造形の原理、造形と心理、理容における造形の意義と応用などについて学ばせる。
- (2) 色彩の原理、色彩と心理、理容における色彩の意義と応用などについて学ばせる。

3 服飾

- (1) 服飾の原理、理容における服飾の意義などについて理解させる。
- (2) 服飾の歴史のあらまし、衣服の種類、衣服に関するエチケットなどについて学ばせる。

第3款 学習指導上の留意事項

一方的な講義に片寄ることなく、教科内容に即した適当な課題を与えて、生徒同士に討論させ、あるいは、レポートを作成させ、さらには、適当な教材を用いてこれについて感じたことを発表させるなど生徒の自主的な判断力の向上を図るような学習方法を用いるように努める。

第6節 理容技術理論

第1款 実施方針

- 1 理容技術についての知識を衛生的、能率的に実践する態度と習慣とを養い、工夫と創造の能力とを身につけさせる。
- 2 理容器具の正しい取扱の方法と理容の基礎的技術とを作業の実際に即して指導し習熟させる。
- 3 優れた理容技術は、経験によってだけ得られるものではなく、科学的合理的な方法によって把握されなければならないことを強調する。

第2款 各項目の内容

1 器具の取扱い

- (1) 人間の手と器具の働き、理容器具の種類と特徴などについて理解させる。
- (2) クリッパー、はさみ、くし、レーザー、日本かみそり及びアイロンについて、その種類、各部の名称、使用目的、形態と機能、選定法、研磨法、基本的操作法、手入れ法などを学ばせる。
- (3) ヘアドライヤー、ブラシ、被布及び布片類について、その種類、使用目的、形態と機能、手入れ法などを知らせる。
- (4) 器具の材質、形態に応じた消毒法について、具体的に理解させるとともに、その正確な実施方法、注意事項を身につけさせる。
- (5) 理容に用いられるその他の電気器具類、備品類、容器類などについて、その種類、各部の名称、使用目的、形態と機能、選定法、基本的操作法、使用上の注意などを学ばせる。

2 基礎技術

- (1) 理容技術の意義を学ばせ、技術を行う場合の心得を知らせる。
- (2) 理容技術に必要な人体各部の名称を知らせる。
- (3) 理容技術を行う場合の技術者の位置と姿勢、身体の機能その他理容技術を行う場合に考慮しなければならない基礎知識を知らせる。

3 頭部技術

カッティング、シャンプー技術、頭部処置技術、アイロン技術などの基本的な頭部技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。

4 顔面技術

シェービング、その他の基本的な顔面処理技術の目的、種類、特徴、技術上の注意点などについて学ばせる。

5 特殊技術

美顔術、染毛技術などの理容の特殊技術の目的、種類、特徴、技術上の注意点などについて学ばせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 理容所の作業の実態を見学させたり、実務に携わる理容師の講話を聞かせたりするなどし

- て、理容技術に関する具体的な知識を習得させるように努める。
- 2 必要に応じて、実物を示したり、各種の模型、見本、OHP、ビデオなどの視聴覚教材を用いて学習効果を高める。
 - 3 本課目は、理容実習とあいまって、理容師として必要な技術を身につけさせるための基礎となる課目であるから、常に理容実習の履修状況に配意しつつ、学習効果の向上に努めなければならない。

第7節 理容運営管理

第1款 実施方針

- 1 経営管理の基本的事項を学習することによって、理容業における科学的な経営管理手法の重要性を認識させ、理容所の経営に役立たせる。
- 2 理容業において、適切な接客態度がいかに重要であることを自覚させるとともに、消費者対応の基本を学ばせ、実践する能力を身につけさせる。

第2款 各項目の内容

- 1 経営戦略
経営戦略の基本的理論について、理容業における実例を交えて理解させる。
- 2 経営管理
(1) 経営管理の基本的理論について、理容業における実例を交えて理解させる。
(2) 理容所の経営に必要な経理事務に関する基本的事項を学ばせる。
- 3 労務管理
労務管理の基本的理論について、理容業における実例を交えて理解させる。
- 4 接客法
(1) 社会生活におけるエチケットの必要性、職場など社会生活の各部面におけるエチケットなどについて理解させる。
(2) 理容業における接客の意義と技術について具体的事例をあげながら学ばせる。
(3) 苦情処理など消費者対応の基本的事項について、理容業における実例を交えて学ばせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 理容所の経営の実態を見学させ、理容の経営管理について、具体的な知識を習得させる。
- 2 経営管理を単に理論として理解するだけにとどまらず、理容所の経営に実地に活用する能力を高めるため、事例研究などの学習方法を積極的に活用するように努める。

第8節 理容実習

第1款 実施方針

- 1 理容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身につけさせるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせで完成させる技術を習得させる。
- 2 理容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身につけさせる。
- 3 個々の客の要望に応じた理容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身につけさせる。

第2款 各項目の内容

- 1 器具の取扱実習
(1) 理容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身につけさせる。
(2) 用途に適した理容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身につけさせる。
- 2 基礎技術実習
(1) 理容技術を行う場合の位置、姿勢など理容技術を行う場合に必要な基本動作を身につけさせる。
(2) 施設の清掃、消毒など理容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身につけさせる。
特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣づけさせることが必要である。
- 3 頭部技術実習
(1) カッティング、シャンプー技術、頭部処置技術、アイロン技術などの基本的な頭部技術を確実に身につけさせる。
(2) この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身につけさせる。
- 4 顔面技術実習
(1) シェービング、その他の基本的な顔面処理技術を確実に身につけさせる。

(2) この際、かみそりなどの器具は毎回必ず消毒することを身につけさせる。

5 特殊技術実習

美顔術、染毛技術など理容の特殊技術を身につけさせる。

6 総合実習

頭部、顔面、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた理容技術を完成させるため、総合的な技術を身につけさせる。

第3款 学習指導上の留意事項

1 生徒の技術習熟の状況を常に把握するため、生徒ごとに実習記録と評価とを作成する。

2 実習の効果を生徒の間で評価させて、技能の向上のための刺激を与え、学習効果を高めるように努める。

3 いたずらに新しい技術を追求することなく、基本的な技術を確実に習得させるように指導する。

4 常に理容技術理論の学習状況に配慮しつつ、理論と実習との相互の連携を図って、理容師としての専門技術を効果的に習得させるように努める。

5 実習は養成施設内で実施することを原則とするが、生徒の技術習熟状況に応じて適宜、理容所での実務実習を行うことが望ましい。

6 養成施設は、実務実習を効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法とを作成しなければならない。

7 実施計画の作成にあたっては、生徒が基本的な理容技術に習熟し、状況に応じて応用できる基礎的能力を身につけさせることを目標に、段階的に技術の習得ができるように配慮する。

8 実務実習は、1日あたり2時間、年間60時間（通信課程の生徒のうち理容所の従業者である生徒に対しては20時間）を超えない範囲で行うものとする。

ただし、実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受け入れ理容所の営業状況を勘案して、実務実習の時間が2時間を超える時間を設けることが、その学習に効果的、かつ、有益であると認められる場合は、1日あたり4時間を限度として行うことができるものとする。

9 実務実習を行う場合、養成施設は、次の要件に適合する理容所に生徒の受け入れを依頼しなければならない。

(1) 管理理容師の資格を有し、かつ、適切な指導監督のできる理容師がいること。

(2) 当該理容所で受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。

(3) 当該理容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。

10 実務実習の指導は、養成施設が作成した実施計画に基づいて、当該理容所の理容師が行う。

11 実務実習を受ける生徒は、理容師の資格を取得しておらず、独立して業務を行うことができないのであるから、指導にあたる理容師の十分な監督のもとで実習を行わせなければならない。

12 指導にあたった理容師は、生徒ごとに作成した実務記録を養成施設に提出し、これに基づいて養成施設が実務実習の評価を行う。

第3章 選択必修課目

第1節 一般教養課目群

第1款 実施方針

一般教養課目は、社会生活における基本的規範やコミュニケーション技術などを学ぶことによって、社会人としての心構えを養い、さらに、専門職業人としての自覚を促すとともに、芸術、文化など幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すものである。

第2款 課目の例

1 日本語

(1) コミュニケーションの基本技術としての日本語の重要性を認識させ、読み、書き、話す表現力及び聞く力を身につけさせる。

(2) すぐれた文学作品を鑑賞させ、日本語の表現の多様性や美しさを感じ得させる。

(3) 日本文学の歴史の概要を知らせ、その特色について学ばせる。

2 外国語

(1) 英語などの外国語について、基礎的会話能力を身につけさせる。

(2) 語学の学習を通じて外国の文化、生活習慣などに関する理解を深める。

3 保健体育

(1) 各種の運動の合理的な実践を通して、運動機能を高め、健やかな心身の形成、協調性の

かん養を図る。

- (2) 適度な運動や適切な休息が心身の健康増進のために重要であることを理解させ、生涯を通じて継続的に運動ができる能力と態度を育てる。

4 情報技術

- (1) 情報技術の基礎理論と応用技術を学ばせる。
- (2) コンピュータなどの情報機器の操作方法、情報処理の基礎技術を身につけさせる。
- (3) 情報機器を活用して、日常業務の効率化、合理化を図る能力を身につけさせる。

5 社会福祉

- (1) 社会福祉の意義と目的とを学ばせるとともに、福祉施設や地域におけるボランティア活動などを通じてその重要性を認識させる。
- (2) 理容師の職能を活かしてどのような社会福祉活動ができるかを学ばせる。
- (3) 我が国の社会保障制度のあらましについて知らせ、年金、医療保険などの重要性を学ばせる。

6 芸術

- (1) すぐれた芸術作品に親しみ、鑑賞する能力を身につけさせるとともに、生涯にわたって芸術を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。
- (2) 我が国及び世界の芸術の歴史を通じて芸術が個人や社会に及ぼす影響について学ばせるとともに、現代芸術の主な潮流について知らせる。

7 日本文化

- (1) わが国の伝統文化の歴史と特色を学ばせ、これを保存し、伝承することの重要性を理解させる。
- (2) 茶道、華道などの代表的な我が国の伝統文化に親しませ、伝統文化が日常生活の根底に息づいていることを認識させる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 前款に示す課目は、一般教養課目の例であって、養成施設においては、一般教養課目の実施方針に則り、これ以外の課目を独自に設定することができる。
- 2 一方的な講義に終始することなく、課外実習や視聴覚教材などを用いた授業を行うことによって、学習意欲を高める工夫が必要である。
- 3 知識の習得よりも生徒の自由な発想を重視し、豊かな感性の発達を促すことに主眼をおいて指導する。

第2節 専門教育課目群

第1款 実施方針

- 1 専門教育課目は、必修課目において習得した基礎的な専門知識や技術を基に、さらに高度な専門知識や技術を身につけさせるものである。
- 2 科学的基礎に裏付けられた高度な理容技術を確実に実施する能力を身につけるばかりでなく、これらを応用して新たな技術を開発するための総合的能力を習得させる。

第2款 課目の例

1 エステティック技術

- (1) エステティック技術の目的が心身の健康と美の実現にあることを理解させ、科学的事実と合理的思考に裏付けられたエステティック技術の重要性を認識させる。
- (2) エステティック技術の歴史、理論、現状のほか、各種のエステティック技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。特に、エステティック技術の効果と安全性に関する科学的基礎について十分に認識させる。
- (3) エステティック技術において用いられる主な薬剤や機器の基本的使用方法や使用上の注意を身につけさせる。

2 理容カウンセリング

理容サービスの一環として行うカウンセリングの意義、目的、内容、実施上の留意点などについて、実地に即して学ばせ、理容師の業務を全うするためには、正確な技術を提供するとともに、顧客の要望に応じた適切なカウンセリングの実施が重要であることを認識させる。

3 食品保健・栄養理論

- (1) 食品保健・栄養の基本的概念を理解させ、食品保健の意義、食生活と健康との関係、バランスのとれた食事の重要性について認識させる。
- (2) 特に、食生活と全身状態や皮膚、毛髪との健康との関連について正しく学ばせる。

4 理容モード理論

必修課目の理容文化論において学習した造形、色彩、服飾などに関する基礎的知識を基に、

顧客の個性、服装、その他の環境に応じてヘアスタイルを設計し、流行を創り出す能力を身につけさせる。

5 理容総合技術

- (1) 必修科目において習得した基本的技術を基に、さらに発展させた高度な技術を身につけさせるとともに、理容デザインの最新の国際的動向について学ばせる。
- (2) 常に新しい技術の吸収を怠らず、また、自らも新しい技術の開発に努める姿勢を習慣づけさせ、専門技術者としての心構えを身につけさせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 前款に示す科目は、専門教育科目の例であって、養成施設においては、専門教育科目の実施方針に則り、これ以外の科目を独自に設定することができる。
- 2 生徒の学習段階に応じて、高度な技術の習得に努め、可能であれば、最先端の技術に触れる機会を与えることが望ましい。
- 3 生徒が進んで新しい技術を身につけ、また、常に自ら新しい技術を開発・工夫する姿勢を習慣づけることによって、理容業務においては、不断の改善と精進が重要であることを認識させる。
- 4 実習や生徒間の討論などを多用し、生徒が主体的に学習できるように努めなければならない。

美容師養成施設の教科課程の基準について（平成10年2月3日生衛発第123号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなったが、美容師養成施設の教科課程の基準については、指定規則第四条に基づき、別紙のとおり定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における美容師養成施設に対してその旨周知徹底願いたい。

なお、「理容師養成施設の教科課程の基準及び美容師養成施設の教科課程の基準」（昭和38年10月12日環発第454号各都道府県知事あて厚生省環境衛生局長通知）は、本日付け生衛発第122号当職通知により廃止されたので申し添える。

また、平成10年3月31日以前に美容師養成施設に入所した生徒であって、指定規則の施行の際現に入所中の生徒については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の教科課程の基準によるものとする。

美容師養成施設の教科課程の基準

目次

- 第1章 総則
 - 第1節 教科課程の編成
 - 第2節 学習指導上の留意事項
 - 第3節 卒業の認定
 - 第4節 通信課程における教科課程の特例
- 第2章 必修課目
 - 第1節 関係法規・制度
 - 第2節 衛生管理
 - 第3節 美容保健
 - 第4節 美容の物理・化学
 - 第5節 美容文化論
 - 第6節 美容技術理論
 - 第7節 美容運営管理
 - 第8節 美容実習
- 第3章 選択必修課目
 - 第1節 一般教養課目群
 - 第2節 専門教育課目群

第1章 総則

第1節 教科課程の編成

第1款 一般方針

美容師養成施設における教科課程は、消費者の美容業に対する需要、科学技術の進歩、生徒の生活環境、地域の実態等を勘案しつつ、美容技術の専門家であるとともに、地域の保健衛生の担い手でもある美容師の養成にふさわしい内容にしなければならない。

第2款 必修課目

- 1 必修の教科課目のうち、必修課目は、関係法規・制度、衛生管理、美容保健、美容の物理・化学、美容文化論、美容技術理論、美容運営管理及び美容実習の八課目となっている。
- 2 各養成施設においては、必修課目について、それぞれの教科課目ごとに次の表のとおり定められている授業時間数を標準として、独自に設定する教育計画及び教育目標に基づき、適切な授業時間数を定めるものとする。ただし、通信課程については、第四節に定めるところによるものとする。

関係法規・制度	30時間	衛生管理	90時間
美容保健	120時間	美容の物理・化学	90時間
美容文化論	90時間	美容技術理論	120時間
美容運営管理	60時間	美容実習	800時間
		計	1,400時間

- 3 授業の1単位時間は50分を標準とし、教科課目の特質等に応じて、授業の実施形態を工夫することができる。ただし、美容実習の授業時間については、原則として、1回あたり2単位時間を配当するものとする。

- 4 非常災害などによって、所定の時間の授業を実施できなかった場合においても、必修科目については、その所定授業時間を下ることのないよう補習授業の実施などの措置をとるものとする。
- 5 理容師養成施設を卒業した者が美容師養成施設において履修する場合にあっては、関係法規・制度、衛生管理、美容保健及び美容の物理・化学の各教科科目のうち、その者が履修した理容師養成施設の教科課程を通じて同一の内容である教科科目の履修を免除することができる。

第3款 選択必修科目

- 1 各養成施設においては、必修の教科科目として、必修科目以外に適当な選択必修科目を設定することとなっている。
- 2 選択必修科目の内容は、日本語、芸術、エステティック技術、美容カウンセリングなど、幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すとともに、保健衛生に携わる専門職業人としての自覚をかん養するものでなければならない。
- 3 選択必修科目については、第3章に示す一般教養科目群及び専門教育科目群の実施方針に則り、科目の例を参考に、一般教養と専門教育のバランスに配慮しつつ、各養成施設において独自に設定するものとする。
- 4 選択必修科目、校外実習などの実施にあたっては、生徒の負担加重とならないように、時間数、実施時期、実施回数を考慮しなければならない。この場合、これらの実施によって、必修科目の授業時間数が所定授業時間数を下まわることのないように留意する。
- 5 各養成施設においては、選択必修科目の各教科科目について、その内容等に応じて適切な授業時間数を定めるものとする。この場合、一般教養科目群に属する教科科目の授業時間数は、1科目につき15時間以上、専門教育科目群に属する教科科目の授業時間数は、1科目につき60時間以上とし、選択必修科目の総授業時間数は、600時間（左記6の定めるところにより、授業時間等を単位に換算する場合においては、20単位）を標準とする。ただし、通信課程においては、第四節の定めるところによるものとする。
- 6 選択必修科目の授業時間等を単位に換算する場合においては、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって単位数に換算するものとする。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から45時間までの範囲で養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、養成施設が定める授業時間をもって一単位とする。
 - (3) 通信授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材の学修をもって1単位とする。
- 7 授業の1単位時間は、50分を標準とし、教科科目の特質等に応じて、授業の実施形態を工夫することができる。
- 8 各養成施設においては、他の養成施設の選択必修科目若しくは専修学校における授業科目の履修、大学、短期大学若しくは高等専門学校課程における学修、大学、短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修のうち、養成施設が適当と認めるものについて、当該養成施設の卒業に必要な選択必修科目の総授業時間数又は総単位数の4分の1を超えない範囲で、当該養成施設における選択必修科目の履修とみなすことができる。

第2節 学習指導上の留意事項

- 1 各養成施設においては、必修科目、選択必修科目、校外実習などについて、相互の連携を図り、全体として調和のとれ、発展的、系統的に指導できるように努めなければならない。このため、各養成施設においては、必ず、学期又は月ごとに総合的教育計画を作成し、具体的な指導の目標を明確にするとともに、実際に指導する事項を選定配列しなければならない。
- 2 第2章に示す必修科目の各項目の内容及び第3章に示す選択必修科目の科目の例に掲げる事項は、指導の一例であって、各養成施設においては、各項目のまとめ方や順序などを工夫し、学習効果を高めるように努めなければならない。
- 3 必修科目と選択必修科目とを合わせた総授業時間数は、1年あたり1,000時間を標準とする。
- 4 各教科科目の教授にあたっては、特に美容の業務の実際と直接関係の深い事項について、その関連性を強調するとともに実験や実習などを行うことによって、それらの事項を十分に理解させるように努めなければならない。
- 5 指導にあたっては、常にその教育目的の達成に心がけ、特に次の事項に留意する。
 - (1) 生徒の経験、能力や生活環境を十分に理解しておくこと。
 - (2) 美容業務の実情や科学技術の進歩に対応して常に教育方法、事項の見直しに努めること。
 - (3) 学習の目標を生徒に十分に理解させること。
 - (4) 生徒の興味や関心を重んじ、自主的自発的な学習をするように導くこと。

- (5) 集団活動を通じて生徒の社会性と協同性をかん養するとともに、生徒の個人差に留意して指導し、それぞれの生徒の個性や能力をできるだけ伸ばすようにすること。
 - (6) 教科書その他の教材、教具などについて常に研究し、その活用に努めること。
 - (7) 専門的職業教育の本旨に則り、将来、美容業に従事する者として必要な心構えを養わせること。
 - (8) 定期試験などによって指導の成果を絶えず評価し、指導の改善に努めること。
- 6 この基準において、次の各項目に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項目に定めるところによるものとする。
- (1) 「知らせる」及び「述べる」 あることがらを話す、見せる、読ませるなど適当な方法によって説明することをいう。
 - (2) 「理解させる」 あることがらについてよく知らせたうえ、学生の全員が納得できるまで質問を受けたり、復習させたり、設問して考えさせたりすることをいう。
 - (3) 「身につけさせる」 主として技術に関することについて理解させる場合について用い、知らせたことを実習させたり、見学させたり、体得させることをいう。
 - (4) 「学ばせる」 あることがらについて、知らせたり理解させるばかりでなく、そのことについて興味や関心を誘発したり、進んで研究調査するようにしむけたり、共同学習をさせたり、問題を与えてレポートを提出させるなど、いろいろな方法を講じて、学習の効果を十分に高めることをいう。

第3節 卒業の認定

- 1 各養成施設においては、卒業までに履修すべき教科課目及びその授業時間などに関する事項を定めるものとする。このうち、必修課目の課目ごとの授業時間数等については、第1節に示す授業時間数を標準（通信課程にあっては第4節に示す添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を基準）に卒業の基準を設定する。
- 2 各養成施設においては、学生が当該養成施設の定める教育計画に従って所定の教科課目及び所定の授業時間数等を履修し、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる場合には、卒業を認定しなければならない。

第4節 通信課程における教科課程の特例

通信課程における教科課程については、第1節から第3節（第1節第3款の8及び第2節の3を除く。）までに定めるところによるほか、左記に定めるところによる。

- 1 通信課程を設ける養成施設においては、必修課目について、それぞれの教科課目ごとに次の表に示す添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を基準として、独自に設定する教育計画及び教育目標に基づいて、適切な添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を定めるものとする。ただし、美容所の従事者である生徒に対する面接授業にあっては、括弧内の数字によることができる。

教科課目	添削指導	面接授業
関係法規・制度	3回以上	10（10）時間以上
衛生管理	4回以上	30（30）時間以上
美容保健	4回以上	30（30）時間以上
美容の物理・化学	2回以上	30（30）時間以上
美容文化論	3回以上	15（10）時間以上
美容技術理論	5回以上	15（5）時間以上
美容運営管理	4回以上	10（5）時間以上
美容実習	6回以上	450（175）時間以上

- 2 通信課程を設ける養成施設においては、選択必修課目について、合計600時間（第1節第3款の6の定めるところにより、授業時間等を単位に換算する場合においては、20単位）の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、各教科課目の内容等に応じて適切な添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を定めるものとする。この場合、実習を伴う教科課目の面接授業の授業時間数については、1課目につき10時間（美容所の従業員に対しては5時間）以上を基準とする。
- 3 通信課程を設ける養成施設においては、「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」に従い、適切に授業を行わなければならない。

第2章 必修課目

第1節 関係法規・制度

第1款 実施方針

- 1 美容師の業務に係る衛生法規・制度及び消費者保護法規・制度について、正しい知識

を習得しておかなければならない必要性を理解させ、あわせて、公衆衛生を担う美容師の社会的責務、職業倫理について、自覚を促す。

- 2 美容の業務に関する規定内容を正確に理解させるとともに、衛生法規が、美容業を行う場合の指針として有する意義を把握させる。

第2款 各項目の内容

1 衛生行政

- (1) 社会生活のなかでの法律、政治、行政の役割、機能など衛生法規を学ぶために必要な基礎的事項について理解させる。
- (2) わが国の行政の仕組み、国の行政と地方の行政との関係などについて理解させる。
- (3) 衛生行政とはどのような行政か、衛生行政の目標、衛生行政の種類など衛生行政の意義について知らせる。
- (4) 衛生行政を行う行政機関について述べ、特に美容業と関係の深い保健所について、その任務や活動及び組織を理解させる。

2 美容師法

- (1) 美容師法がどのような沿革を経て現在の姿になったかを知らせ、これらの法律の目的と意義について理解させる。
- (2) 美容に関する用語が法律でどのように定義されているかを理解させる。
- (3) 美容師について、その意義、免許制度、免許手続、免許の欠格要件、免許の登録などを理解させる。
- (4) 美容師試験について、その意義、試験の内容及び受験の手続を理解させる。
- (5) 養成施設について、その課程、教科科目などを知らせる。
- (6) 美容師の業務上の遵守事項、業務を行う場所などに関する法律の規定について理解させる。特に、美容師の講じるべき衛生措置について、その意義と内容を十分に理解させることにより、公衆衛生における美容師の職責を自覚させる。
- (7) 美容所の開設などの届出、施設の検査確認、美容所について講じなければならない衛生措置など美容所に関する規制の内容を十分に理解させる。
- (8) 美容師の免許取消、業務停止について、その内容を理解させる。
- (9) 美容所の閉鎖命令について、その内容を理解させる。
- (10) 美容師法の罰則について、その内容を理解させる。

3 その他の関係法規

美容師法以外に美容に関係のある法律にはどのようなものがあるかを述べ、そのうち、特に密接な関係のあるものについては、その目的と内容のあらましを知らせる。なかでも、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律及び消費者保護関連法規については、その意義と内容とを十分に理解させるように配慮する。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 もよりの保健所の活動の実例を示し、保健所がどのような活動をするところか、美容の業務とどのように関連するかを理解させる。
- 2 美容所の衛生措置などについて、生徒の間で自由討論を行なわせ、討論を通じて衛生措置の意義と内容とを理解させるとともに、美容師の職責と倫理規範を学ばせる。
- 3 美容所を見学させ、実際の美容の業務内容、業務上注意すべき事項などを理解させる。

第2節 衛生管理

第1款 実施方針

- 1 公衆衛生の意義と本質とを明らかにすることによって、美容師が公衆衛生の維持と増進とについて重大な責務を担わなければならない理由は何かを十分に理解させることが必要である。特に、環境衛生の意義と目的について、美容師の業務と関連づけながら具体的に理解させる。
- 2 美容師の業務内容と感染症予防、環境衛生の保持との具体的な関連づけを重視して、美容における衛生措置の重要性について理解させる。特に、美容器具などの消毒法は、美容業務の衛生性を担保するうえで最も重要な技術であるので、その意義と原理について十分に理解させるとともに、その適正な実施方法を身につけさせることが肝要である。

第2款 各項目の内容

1 公衆衛生概説

- (1) 公衆衛生の意義について理解させるとともに、公衆衛生が日常生活あるいは美容業とどのように結びつくか、公衆衛生の発展向上のために美容師として何をなすべきかを理解さ

- せる。
- (2) 公衆衛生の発展の歴史を概観し、公衆衛生の思想がどのように発展してきたかを知らせる。
 - (3) 公衆衛生は、対人的な予防衛生と対物的な環境衛生とに大別されることを知らせ、さらに環境衛生が健康で文化的な生活の基盤をなすものであることを理解させる。
 - (4) 保健所の機能、組織、業務などについて知らせ、保健所が地域の保健衛生行政において、中核的存在であること及び美容業と保健所とは密接な関係があることを理解させる。
- 2 感染症
- (1) 美容の業務を行ううえで、どのような感染症に注意すべきかを具体的に示すとともに、その予防対策について系統的に理解させる。
 - (2) 美容所における衛生措置、時に消毒の意義について、感染症対策と関連づけて理解させる。
- 3 環境衛生
- (1) 環境衛生の意義と内容を理解させるとともに、美容所において特に注意しなければならない点について理解させる。
 - (2) 美容所における環境衛生、特に採光、照明、換気、床などの構造設備、衣服の衛生について理解させる。
 - (3) 美容所における廃棄物処理、環境保全対策について理解させる。
- 4 衛生管理技術
- (1) 美容所における衛生管理、特に消毒の意義と目的について理解させる。
 - (2) 消毒方法の種類、原理、特徴について具体的に説明する。
 - (3) 美容器具などの対象物の材質、構造などに応じた適切な消毒方法の選択と適正な実施方法について学ばせる。
 - (4) 美容所において用いられている代表的な消毒方法について、正しい操作方を確実に身につけさせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 衛生管理は美容業務の基本であるので、単に学説、理論の羅列的説明にとどまらず美容との関連に配慮しつつ、その重要性を認識させ、具体的かつ実践的な知識・技術の習得に努めさせる。
- 2 必要に応じて、各種の統計資料、スライド、オーバーヘッドプロジェクター（OHP）、ビデオなどの視聴覚教材を用いたり、実験を行ったり、保健所、美容所への見学などを行ったりして学習効果を高める。

第3節 美容保健

第1款 実施方針

- 1 美容技術の基礎となる人体組織、特に皮膚及び毛髪などの皮膚付属器官の構造と機能に関する科学的、系統的な知識の習得を目的とする。
- 2 美容の業務を安全かつ効果的に行うためには、皮膚、毛髪などに関する正確な科学的知識が不可欠であることを理解させる。

第2款 各項目の内容

- 1 人体の構造及び機能
 - (1) 人体の構造と機能に関する基本的事項について理解させる。
 - (2) 骨格、筋肉、各種臓器の種類、構造、機能について理解させる。
 - (3) 人体の調整機能(神経、内分泌、免疫)のしくみについて理解させる。
 - (4) 人体の構造、機能と疾病との関連について理解させる。
- 2 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能
 - (1) 皮膚、皮膚付属器官(毛髪、爪、脂せん、汗せんなど)の構造について理解させる。
 - (2) 皮膚の生理的作用について理解させるとともに、これらの作用と美容との関係について学ばせる。
 - (3) 毛髪、爪の生理的意義と特性について、美容技術との関連に配慮しつつ理解させる。
- 3 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生
 - (1) 皮膚、皮膚付属器官の状態に影響を与える因子にはどのようなものがあるか知らせる。
 - (2) 皮膚、皮膚付属器官を健康に保つための方法について述べ、美容の施術を安全かつ効果的に行うために注意すべき事項について学ばせる。特に、毛髪の保健衛生については、美容技術の基礎であることから、重点をおいて学ばせる。
- 4 皮膚及び皮膚付属器官の疾患
 - (1) 主な皮膚、皮膚付属器官の疾患の種類、原因、症状、予防・治療法について、美容の施

- 術と関連づけながら理解させる。
- (2) 香粧品によるかぶれについて、その発生機序と予防法との概略を述べ、美容の業務において注意すべき点は何かを学ばせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 必要に応じて、各種の模型、標本、スライド、OHP、ビデオなどの視聴覚教材を用いたり、実験や観察を行って学習効果を高める。
- 2 本課目は、安全で効果的な美容技術を提供するための基礎となるものであるから、特に、皮膚、毛髪などに関する講義にあたっては、常に美容業務との関連に配慮しつつ、具体的事例をあげることによって生徒の理解を高めるようにする。
- 3 皮膚、毛髪の保健衛生については、衛生管理と関連させながら体系的な知識、技術の習得に努めさせる。

第4節 美容の物理・化学

第1款 実施方法

- 1 美容の業務を安全かつ効果的に行うためには、正確な科学的知識と合理的思考に裏付けられた美容器具や香粧品の適正な取り扱いが不可欠であることを理解させる。
- 2 特に、物理・化学の基本原理についての理解とその応用能力とが、美容師にとって、きわめて重要な意義を持つものであることを理解させ、美容器具や香粧品の合理的な取り扱い方法に習熟させる。あわせて、美容器具や香粧品による危害を防止するための使用上の注意を学ばせる。
- 3 特に、香粧品は、美容技術を行ううえで欠くことのできないものである反面、その使用方法を誤れば重大な健康被害を起こすおそれがあるものであることから、その化学的な性質を理解させるとともに、これを正しく使用するためには正確な知識と適正な技術とを身につけることが重要であることを認識させる。

第2款 各項目の内容

- 1 美容の物理
 - (1) 熱伝導、光、電磁気など物理の基本原理について、美容技術の実例に則して理解させる。
 - (2) 美容で使用する主な機械器具の構造、原理、機能、操作方法について、物理の基本事項を学ばせる。
 - (3) 刃物、はさみの材料として使用される金属の物性などについて学ばせる。
 - (4) 美容で使用する主な機械器具の使用上の注意、保守管理の方法について理解させる。
- 2 香粧品の化学
 - (1) 物質の相変化、溶液、酸アルカリ、酸化還元反応など化学の基本原理について、美容技術の実例に即して理解させる。
 - (2) 化学薬品の取扱、溶液の調整法など化学の基本操作を身につけさせる。
 - (3) 石けん、洗剤、化粧水、ヘアシャンプー、ヘアリンス、整髪料、養毛剤、染毛剤、除毛剤、パーマ液など美容において使用される主な香粧品の種類、使用目的、成分、作用原理、使用上の注意について理解させる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 必要に応じて、各種の模型、スライド、OHP、ビデオなどの視聴覚教材を用いたり、実験や観察を行って学習効果を高める。
- 2 特に、実験や観察は物理や化学の基本を理解するうえで不可欠の学習方法であるから、これらの授業にあたっては、講義に片寄らず、できるだけ多くの実験や観察の機会を設け、科学的思考方法を身につけさせることが望ましい。
- 3 理論や法則を羅列する講義に終始することを避け、常に美容の業務との関連性を念頭におきつつ、物理や化学に関する正確な知識と理解とが美容師の業務を全うするために重要であることを生徒に認識させることが必要である。

第5節 美容文化論

第1款 実施方針

- 1 美容業の使命のひとつが、よりすぐれた人間美の創造、実現にあることをよく認識させ、この使命の達成のために必要な美的感覚を身につけ、これを洗練し、芸術的な表現力と鑑賞力を養う。
- 2 美容の業務を全うするためには、確かな技術力を身につけるとともに、豊かな感性に裏打ちされた優れた表現力を養うことが必要であることを自覚させる。

第2款 各項目の内容

1 美容文化史

- (1) わが国における美容ファッションの変遷について知らせる。
- (2) 海外における美容ファッションの変遷について知らせる。
- (3) 流行を追う心理、流行が社会に及ぼす影響、流行が美容業において占める意義と役割について知らせる。

2 美容デザイン

- (1) 造形の原理、造形と心理、美容における造形の意義と応用などについて学ばせる。
- (2) 色彩の原理、色彩と心理、美容における色彩の意義と応用などについて学ばせる。

3 服飾

- (1) 服飾の原理、美容における服飾の意義などについて理解させる。
- (2) 服飾の歴史のあらまし、衣服の種類、衣服に関するエチケットなどについて学ばせる。

第3款 学習指導上の留意事項

一方的な講義に片寄ることなく、教科内容に即した適当な課題を与えて、生徒同士に討論させ、あるいは、レポートを作成させ、さらには、適当な教材を用いてこれについて感じたことを発表させるなど学生の自主的な判断力の向上を図るような学習方法を用いるように努める。

第6節 美容技術理論

第1款 実施方針

- 1 美容技術についての知識を衛生的、能率的に実践する態度と習慣とを養い、工夫と創造の能力とを身につけさせる。
- 2 美容器具の正しい取扱の方法と美容の基礎的技術とを作業の実際に即して指導し習熟させる。
- 3 優れた美容技術は、経験によってだけ得られるものではなく、科学的合理的な方法によって把握されなければならないことを強調する。

第2款 各項目の内容

1 器具の取扱い

- (1) 人間の手と器具の働き、美容器具の種類と特徴などについて理解させる。
- (2) コーム、ヘアブラシ、レーザー及びヘアアイロンについて、その種類、各部の名称、使用目的、形態と機能、選定法、研磨法、基本的操作法、手入れ法などを学ばせる。
- (3) ヘアドライヤー、ヘアスチーマー、ブラシ、被布及び布片類について、その種類、使用目的、形態と機能、手入れ法などを知らせる。
- (4) 器具の材質、形態に応じた消毒法について、具体的に理解させるとともに、その正確な実施方法、注意事項を身につけさせる。
- (5) 美容に用いられるその他の電気器具類、備品類、容器類などについて、その種類、各部の名称、使用目的、形態と機能、選定法、基本的操作法、使用上の注意などを学ばせる。

2 基礎技術

- (1) 美容技術の意義を学ばせ、技術を行う場合の心得を知らせる。
- (2) 美容技術に必要な人体各部の名称を知らせる。
- (3) 美容技術を行う場合の技術者の位置と姿勢、身体の機能その他美容技術を行う場合に考慮しなければならない基礎知識を知らせる。

3 頭部技術

スカルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカッティング、パーマネント・ウェービング、ヘアセッティング、マーセル・ウェービングなどの基本的な頭部技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。

4 特殊技術

ヘア・カラーリング、美顔術、化粧、マニキュア、ペディキュアなど美容の特殊技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。

5 和装技術

- (1) 日本髪の基本知識、技術の実際について学ばせる。
- (2) かつらの種類、あわせ方、かぶせ方について学ばせる。
- (3) 和装に関する一般知識、着付け技術について学ばせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 美容所の作業の実態を見学させたり、実務に携わる美容師の講話を聞かせたりするなどして、美容技術に関する具体的な知識を習得させるように努める。

- 2 必要に応じて、実物を示したり、各種の模型、見本、OHP、ビデオなどの視聴覚教材を用いて学習効果を高める。
- 3 本課目は、美容実習とあいまって、美容師として必要な技術を身につけさせるための基礎となる課目であるから、常に美容実習の履修状況に配意しつつ、学習効果の向上に努めなければならない。

第7節 美容運営管理

第1款 実施方針

- 1 経営管理の基本的事項を学習することによって、美容業における科学的な経営管理手法の重要性を認識させ、美容所の経営に役立たせる。
- 2 美容業において、適切な接客態度がいかに重要であることを自覚させるとともに、消費者対応の基本を学ばせ、実践する能力を身につけさせる。

第2款 各項目の内容

- 1 経営戦略
経営戦略の基本的理論について、美容業における実例を交えて理解させる。
- 2 経営管理
(1) 経営管理の基本的理論について、美容業における実例を交えて理解させる。
(2) 美容所の経営に必要な経理事務に関する基本的事項を学ばせる。
- 3 労務管理
労務管理の基本的理論について、美容業における実例を交えて理解させる。
- 4 接客法
(1) 社会生活におけるエチケットの必要性、職場など社会生活の各部面におけるエチケットなどについて理解させる。
(2) 美容業における接客の意義と技術について具体的事例をあげながら学ばせる。
(3) 苦情処理など消費者対応の基本的事項について、美容業における実例を交えて学ばせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 美容所の経営の実態を見学させ、美容の経営管理について、具体的な知識を習得させる。
- 2 経営管理を単に理論として理解するだけにとどまらず、美容所の経営に実地に活用する能力を高めるため、事例研究などの学習方法を積極的に活用するように努める。

第8節 美容実習

第1款 実施方針

- 1 美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身につけさせるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせる技術を習得させる。
- 2 美容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身につけさせる。
- 3 個々の客の要望に応じた美容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身につけさせる。

第2款 各項目の内容

- 1 器具の取扱実習
(1) 美容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身につけさせる。
(2) 用途に適した美容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身につけさせる。
- 2 基礎技術実習
(1) 美容技術を行う場合の位置、姿勢など美容技術を行う場合に必要な基本動作を身につけさせる。
(2) 施設の清掃、消毒など美容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身につけさせる。
特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣づけさせることが必要である。
- 3 頭部技術実習
(1) スカルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカッティング、パーマネント・ウェービング、ヘアセッティング、マーセル・ウェービングなどの基本的な頭部技術を確実に身につけさせる。
(2) この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身につけさせる。
- 4 特殊技術実習
ヘア・カラーリング、美顔術、化粧、マニキュア、ペディキュアなど美容の特殊技術を身

につけさせる。

5 和装技術実習

日本髪^①の結髪技術、かつらのあわせ方、かぶせ方、着付け技術を身につけさせる。

6 総合実習

頭部、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた美容技術を完成させるため、総合的な技術を身につけさせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 生徒の技術習熟の状況を常に把握するため、生徒ごとに実習記録と評価とを作成する。
- 2 実習の効果を生徒の間で評価させて、技能の向上のための刺激を与え、学習効果を高めるように努める。
- 3 いたずらに新しい技術を追求することなく、基本的な技術を確実に習得させるように指導する。
- 4 常に美容技術理論の学習状況に配慮しつつ、理論と実習との相互の連携を図って、美容師としての専門技術を効果的に習得させるように努める。
- 5 実習は養成施設内で実施することを原則とするが、生徒の技術習熟状況に応じて適宜、美容所での実務実習を行うことが望ましい。
- 6 養成施設は、実務実習を効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法とを作成しなければならない。
- 7 実施計画の作成にあたっては、生徒が基本的な美容技術に習熟し、状況に応じて応用できる基礎的能力を身につけさせることを目標に、段階的に技術の習得ができるように配慮する。
- 8 実務実習は、1日あたり2時間、年間60時間（通信課程の生徒のうち美容所の従業者である生徒に対しては20時間）を超えない範囲で行うものとする。
ただし、実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受け入れ美容所の営業状況を勘案して、実務実習の時間が2時間を超える時間を設けることが、その学習に効果的、かつ、有益であると認められる場合は、1日あたり4時間を限度として行うことができるものとする。
- 9 実務実習を行う場合、養成施設は、次の要件に適合する美容所に生徒の受け入れを依頼しなければならない。
 - (1) 管理美容師の資格を有し、かつ、適切な指導監督のできる美容師がいること。
 - (2) 当該美容所で受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。
 - (3) 当該美容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。
- 10 実務実習の指導は、養成施設が作成した実施計画に基づいて、当該美容所の美容師が行う。
- 11 実務実習を受ける生徒は、美容師の資格を取得しておらず、独立して業務を行うことができないのであるから、指導にあたる美容師の十分な監督のもとで実習を行わせなければならない。
- 12 指導にあたった美容師は、生徒ごとに作成した実務記録を養成施設に提出し、これに基づいて養成施設が実務実習の評価を行う。

第3章 選択必修課目

第1節 一般教養課目群

第1款 実施方針

一般教養課目は、社会生活における基本的規範やコミュニケーション技術などを学ぶことによって、社会人としての心構えを養い、さらに、専門職業人として自覚を促すとともに、芸術、文化など幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すものである。

第2款 課目の例

1 日本語

- (1) コミュニケーションの基本技術としての日本語の重要性を認識させ、読み、書き、話す表現力及び聞く力を身につけさせる。
- (2) すぐれた文学作品を鑑賞させ、日本語の表現の多様性や美しさを感じ得させる。
- (3) 日本文学の歴史の概要を知らせ、その特色について学ばせる。

2 外国語

- (1) 英語などの外国語について、基礎的会話能力を身につけさせる。
- (2) 語学の学習を通じて外国の文化、生活習慣などに関する理解を深める。

3 保健体育

- (1) 各種の運動の合理的な実践を通して、運動機能を高め、健やかな心身の形成、協調性のかん養を図る。

- (2) 適度な運動や適切な休息が心身の健康増進のために重要であることを理解させ、生涯を通じて継続的に運動ができる能力と態度を育てる。

4 情報技術

- (1) 情報技術の基礎理論と応用技術を学ばせる。
(2) コンピュータなどの情報機器の操作方法、情報処理の基礎技術を身につけさせる。
(3) 情報機器を活用して、日常業務の効率化、合理化を図る能力を身につけさせる。

5 社会福祉

- (1) 社会福祉の意義と目的とを学ばせるとともに、福祉施設や地域におけるボランティア活動などを通じてその重要性を認識させる。
(2) 美容師の職能を活かしてどのような社会福祉活動ができるかを学ばせる。
(3) わが国の社会保障制度のあらましについて知らせ、年金、医療保険などの重要性を学ばせる。

6 芸術

- (1) すぐれた芸術作品に親しみ、鑑賞する能力を身につけさせるとともに、生涯にわたって芸術を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。
(2) 我が国及び世界の芸術の歴史を通じて芸術が個人や社会に及ぼす影響について学ばせるとともに、現代芸術の主な潮流について知らせる。

7 日本文化

- (1) わが国の伝統文化の歴史と特色を学ばせ、これを保存し、伝承することの重要性を理解させる。
(2) 茶道、華道などの代表的な我が国の伝統文化に親しませ、伝統文化が日常生活の根底に息づいていることを認識させる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 前款に示す課目は、一般教養課目の例であって、養成施設においては、一般教養課目の実施方針に則り、これ以外の課目を独自に設定することができる。
2 一方的な講義に終始することなく、課外実習や視聴覚教材などを用いた授業を行うことによって、学習意欲を高める工夫が必要である。
3 知識の習得よりも生徒の自由な発想を重視し、豊かな感性の発達を促すことに主眼をおいて指導する。

第2節 専門教育課目群

第1款 実施方針

- 1 専門教育課目は、必修科目において習得した基礎的な専門知識や技術を基に、さらに高度な専門知識や技術を身につけさせるものである。
2 科学的基礎に裏付けられた高度な美容技術を確実に実施する能力を身につけるばかりでなく、これらを応用して新たな技術を開発するための総合的能力を習得させる。

第2款 課目の例

1 エステティック技術

- (1) エステティック技術の目的が心身の健康と美の実現にあることを理解させ、科学的事実と合理的思考に裏付けられたエステティック技術の重要性を認識させる。
(2) エステティック技術の歴史、理論、現状のほか、各種のエステティック技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。特に、エステティック技術の効果と安全性に関する科学的基礎について十分に認識させる。
(3) エステティック技術において用いられる主な薬剤や機器の基本的使用方法や使用上の注意を身につけさせる。

2 美容カウンセリング

美容サービスの一環として行うカウンセリングの意義、目的、内容、実施上の留意点などについて、実地に即して学ばせ、美容師の業務を全うするためには、正確な技術を提供するとともに、顧客の要望に応じた適切なカウンセリングの実施が重要であることを認識させる。

3 食品保健・栄養理論

- (1) 食品保健・栄養の基本的概念を理解させ、食品保健の意義、食生活と健康との関係、バランスのとれた食事の重要性について認識させる。
(2) 特に、食生活と全身状態や皮膚、毛髪との健康との関連について正しく学ばせる。

4 メイクアップ

- (1) メイクアップの歴史、理論、現状のほか、メイクアップ技術の目的、種類、技術上の注意などについて学ばせる。
(2) メイクアップ技術において用いられる主な薬品と器具との基本的使用方法を身につけさ

せる。

5 美容モード理論

必修課目の美容文化論において学習した造形、色彩、服飾などに関する基礎的知識を基に、顧客の個性、服装、その他の環境に応じてヘアスタイルを設計し、流行を創り出す能力を身につける。

6 美容総合技術

- (1) 必修課目において習得した基本的技術を基に、さらに発展させた高度な技術を身につけさせるとともに、美容デザインの最新の国際的動向について学ばせる。
- (2) 常に新しい技術の吸収を怠らず、また、自らも新しい技術の開発に努める姿勢を習慣づけさせ、専門技術者としての心構えを身につけさせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 前款に示す課目は、専門教育課目の例であって、養成施設においては、専門教育課目の実施方針に則り、これ以外の課目を独自に設定することができる。
- 2 生徒の学習段階に応じて、高度な技術の習得に努め、可能であれば、最先端の技術に触れる機会を与えることが望ましい。
- 3 生徒が進んで新しい技術を身につけ、また、常に自ら新しい技術を開発・工夫する姿勢を習慣づけることによって、美容業務においては、不断の改善と精進が重要であることを認識させる。
- 4 実習や生徒間の討論などを多用し、生徒が主体的に学習できるように努めなければならない。

理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準について（平成10年2月3日生衛発第124号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなったが、指定規則第4条第1項第3号のホに基づき、別紙のとおり通信課程における授業方法等の基準を定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における理容師養成施設に対してその旨周知徹底願いたい。

なお、平成10年3月31日以前に理容師養成施設に入所した生徒であって、指定規則の施行の際現に入所中の生徒については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の取扱いとする。

【別紙】 理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準

1 総則

- (1) 理容師養成施設の通信課程における授業は、教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業（以下「通信授業」という。）及び養成施設の校舎における講義、演習、実験又は実技による授業（以下「面接授業」という。）の併用により行う。
- (2) 通信授業の実施に当たっては、添削等による指導（以下「添削指導」という。）を併せ行う。
- (3) 養成施設においては、通信授業、添削指導及び面接授業について相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行う。

2 通信授業

- (1) 通信授業における教材は、次によるものであること。
 - ア 必修科目については、理容師の養成に必要な知識及び技能を修得させるのに適するものであって、「理容師養成施設の教科課程の基準」（以下「教科課程の基準」という。）に示す教科科目の各項目の内容に従って構成されるものであること。選択必修科目については、教科課程の基準に従い、各養成施設において、適切な構成とすること。
 - イ 各教科科目相互の関連が十分とれていること。
 - ウ 生徒の能力からみて程度が高過ぎるところはないこと。
 - エ 正確、公正であって、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。
 - オ 統計などの資料は、信頼性のある適切なものであること。
 - カ 自学自習についての便宜が適切に与えられていること。
- (2) 添削による指導は、必修科目については、教科課程の基準に示す教科科目の各項目について1回以上行うこと。選択必修科目については、進度に応じて適当な回数行うこと。
- (3) 添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。
- (4) 生徒からの質問は随時適切な方法で受け付け、十分に指導を行うこと。

3 面接授業

- (1) 面接授業は、通信授業及び添削指導との関連を考慮して行うこと。
- (2) 面接授業の内容は、必修科目については、別添「理容師養成施設の通信課程の面接授業における必修科目の内容の基準」によるものとし、選択必修科目については、各養成施設において、適切なものとする。
- (3) 面接授業の授業時間数は、次の表のとおりであること。ただし、理容所の従業者である生徒に対する面接授業にあつては、括弧内の数字によることができること。

必修科目	590 (295) 時間以上
関係法規・制度	10 (10) 時間以上
衛生管理	30 (30) 時間以上
理容保健	30 (30) 時間以上
理容の物理・化学	30 (30) 時間以上
理容文化論	15 (10) 時間以上
理容技術理論	15 (5) 時間以上
理容運営管理	10 (5) 時間以上
理容実習	450 (175) 時間以上
選択必修科目(実習を伴う各科目)	10 (5) 時間以上

- (4) 面接授業の1回の日数は、5日以上とし、1日の授業時間数は、7時間以内であること。
- (5) 同時に授業を行う1学級の生徒数は、40人を標準とすること。
- (6) 面接授業を行う場所は、当該養成施設の校舎であること。ただし、当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが困難であると認められる生徒に対する面接授業を行う場所は、他の養成施設その他面接授業を行う場所として適当と認められる施設であること。

4 添削指導のための組織等

養成施設においては、添削指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けること。

5 その他

(1) 養成施設は、通信授業及び添削指導に係る事務の一部を適当な機関に委託することができること。この場合において、当該養成施設及び受託機関は、相互に連携を図り、生徒の学習に支障のないようにすること。

(2) 通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する機関については、理容師の養成、教育の円滑な運営を図るとともに、養成施設の運営の一部であることから、委託する事務の継続性、事務処理体制の確実性等を確保することが必要である。このため、委託先はこれらの趣旨を踏まえて営利を目的としない法人であること。

【別添】 理容師養成施設の通信課程の面接授業における必修課目の内容の基準

第1 関係法規・制度

1 衛生行政

(1) 衛生行政の意義

2 理容師法

(1) 法の目的

(2) 理容師に対する法的規制

(3) 理容所に対する法的規制

第2 衛生管理

1 公衆衛生概説

(1) 公衆衛生の意義

(2) 公衆衛生と理容業

(3) 保健所の業務

2 感染症

(1) 理容所における感染症対策

3 環境衛生

(1) 環境衛生の意義と目的

(2) 理容所における環境衛生

4 衛生管理技術

(1) 理容所における衛生管理の意義と目的

(2) 消毒法の選択と実施方法

(3) 消毒法の実習

第3 理容保健

1 人体の構造及び機能

(1) 人体の構造及び機能と疾病との関連

2 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能

(1) 皮膚及び皮膚付属器官の構造

(2) 皮膚の生理的作用と理容との関係

(3) 毛髪及び爪の生理的意義と特性

3 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生

(1) 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生と理容施術上の注意

4 皮膚及び皮膚付属器官の疾患

(1) 皮膚及び皮膚付属器官の疾患と理容との関係

(2) 香粧品によるかぶれと理容施術上の注意

第4 理容の物理・化学

1 理容の物理

(1) 理容業で使用される機械器具の構造、原理、機能及び操作方法に係る物理の基本事項

(2) 理容業で使用される機械器具の使用上の注意及び保守管理の方法

2 香粧品の化学

(1) 化学薬品の取扱い、溶液の調整法等の実習

(2) 香粧品の種類、使用目的、成分、作用原理及び使用上の注意

第5 理容文化論

1 理容文化史

(1) 理容ファッションの変遷

(2) 理容業における流行の意義と役割

2 理容デザイン

(1) 造形及び色彩の原理

(2) 理容における造形及び色彩の意義と応用

3 服飾

(1) 理容における服飾の意義

(2) 衣服に関するエチケット

第6 理容技術理論

1 器具の取扱い

(1) 理容器具の種類、各部の名称及び使用目的

(2) 理容器具の選定法、研磨法、基本的操作法及び手入れ法

(3) ヘアドライヤー、ヘアアイロン及びブラシの使用目的と手入れ法

(4) 被布及び布片類の使用目的

(5) 理容器具の消毒法

2 基礎技術

(1) 理容技術の意義と基礎知識

3 頭部技術

(1) 頭部技術の基礎知識

4 顔面技術

(1) 顔面技術の基礎知識

5 特殊技術

(1) 特殊技術の基礎知識

第7 理容運営管理

1 経営管理

(1) 理容業における経理事務

2 労務管理

(1) 理容業における労務管理

3 接客法

(1) 社会生活におけるエチケット

(2) 理容業における接客の意義と技術

(3) 理容業における消費者対応

第8 理容実習

1 器具の取扱実習

2 基礎技術実習

3 頭部技術実習

4 顔面技術実習

5 特殊技術実習

6 総合実習

美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準について（平成10年2月3日生衛発第125号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなったが、指定規則第3条第1項第3号のホに基づき、別紙のとおり通信課程における授業方法等の基準を定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における美容師養成施設に対してその旨周知徹底願いたい。

なお、平成10年3月31日以前に美容師養成施設に入所した生徒であって、指定規則の施行の際現に入所中の生徒については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の取扱いとする。

【別紙】 美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準

1 総則

- (1) 美容師養成施設の通信課程における授業は、教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業（以下「通信授業」という。）及び養成施設の校舎における講義、演習、実験又は実技による授業（以下「面接授業」という。）の併用により行う。
- (2) 通信授業の実施に当たっては、添削等による指導（以下「添削指導」という。）を併せ行う。
- (3) 養成施設においては、通信授業、添削指導及び面接授業について相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行う。

2 通信授業

- (1) 通信授業における教材は、次によるものであること。
 - ア 必修課目については、美容師の養成に必要な知識及び技能を修得させるのに適するものであって、「美容師養成施設の教科課程の基準」（以下「教科課程の基準」という。）に示す教科課目の各項目の内容に従って構成されるものであること。選択必修課目については、教科課程の基準に従い、各養成施設において、適切な構成とすること。
 - イ 各教科課目相互の関連が十分とれていること。
 - ウ 生徒の能力からみて程度が高過ぎるところはないこと。
 - エ 正確、公正であって、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。
 - オ 統計などの資料は、信頼性のある適切なものであること。
 - カ 自学自習についての便宜が適切に与えられていること。
- (2) 添削による指導は、必修課目については、教科課程の基準に示す教科課目の各項目について1回以上行うこと。選択必修課目については、進度に応じて適当な回数行うこと。
- (3) 添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。
- (4) 生徒からの質問は随時適切な方法で受け付け、十分に指導を行うこと。

3 面接授業

- (1) 面接授業は、通信授業及び添削指導との関連を考慮して行うこと。
- (2) 面接授業の内容は、必修課目については、別添「美容師養成施設の通信課程の面接授業における必修課目の内容の基準」によるものとし、選択必修課目については、各養成施設において、適切なものとする。
- (3) 面接授業の授業時間数は、次の表のとおりであること。ただし、美容所の従業者である生徒に対する面接授業にあつては、括弧内の数字によることができること。

必修課目	590 (295) 時間以上
関係法規・制度	10 (10) 時間以上
衛生管理	30 (30) 時間以上
美容保健	30 (30) 時間以上
美容の物理・化学	30 (30) 時間以上
美容文化論	15 (10) 時間以上
美容技術理論	15 (5) 時間以上
美容運営管理	10 (5) 時間以上
美容実習	450 (175) 時間以上
選択必修課目(実習を伴う各課目)	10 (5) 時間以上

- (4) 面接授業の1回の日数は、5日以上とし、1日の授業時間数は、7時間以内であること。
- (5) 同時に授業を行う1学級の生徒数は、40人を標準とすること。
- (6) 面接授業を行う場所は、当該養成施設の校舎であること。ただし、当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが困難であると認められる生徒に対する面接授業を行う場所は、他の養成施設その他面接授業を行う場所として適当と認められる施設であること。

4 添削指導のための組織等

養成施設においては、添削指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けること。

5 その他

(1) 養成施設は、通信授業及び添削指導に係る事務の一部を適当な機関に委託することができること。この場合において、当該養成施設及び受託機関は、相互に連携を図り、生徒の学習に支障のないようにすること。

(2) 通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する機関については、美容師の養成、教育の円滑な運営を図るとともに、養成施設の運営の一部であることから、委託する事務の継続性、事務処理体制の確実性等を確保することが必要である。このため、委託先はこれらの趣旨を踏まえ営利を目的としない法人であること。

【別添】 美容師養成施設の通信課程の面接授業における必修課目の内容の基準

第1 関係法規・制度

1 衛生行政

(1) 衛生行政の意義

2 美容師法

(2) 法の目的

(3) 美容師に対する法的規制

(4) 美容所に対する法的規制

第2 衛生管理

1 公衆衛生概説

(1) 公衆衛生の意義

(2) 公衆衛生と美容業

(3) 保健所の業務

2 感染症

(1) 美容所における感染症対策

3 環境衛生

(1) 環境衛生の意義と目的

(2) 美容所における環境衛生

4 衛生管理技術

(1) 美容所における衛生管理の意義と目的

(2) 消毒法の選択と実施方法

(3) 消毒法の実習

第3 美容保健

1 人体の構造及び機能

(1) 人体の構造及び機能と疾病との関連

2 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能

(1) 皮膚及び皮膚付属器官の構造

(2) 皮膚の生理的作用と美容との関係

(3) 毛髪及び爪の生理的意義と特性

3 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生

(1) 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生と美容施術上の注意

4 皮膚及び皮膚付属器官の疾患

(1) 皮膚及び皮膚付属器官の疾患と美容との関係

(2) 香粧品によるかぶれと美容施術上の注意

第4 美容の物理・化学

1 美容の物理

(1) 美容業で使用される機械器具の構造、原理、機能及び操作方法に係る物理の基本事項

(2) 美容業で使用される機械器具の使用上の注意及び保守管理の方法

2 香粧品の化学

(1) 化学薬品の取扱い、溶液の調整法等の実習

(2) 香粧品の種類、使用目的、成分、作用原理及び使用上の注意

第5 美容文化論

1 美容文化史

(1) 美容ファッションの変遷

(2) 美容業における流行の意義と役割

2 美容デザイン

(1) 造形及び色彩の原理

(2) 美容における造形及び色彩の意義と応用

3 服飾

(1) 美容における服飾の意義

(2) 衣服に関するエチケット

第6 美容技術理論

1 器具の取扱い

(1) 美容器具の種類、各部の名称及び使用目的

(2) 美容器具の選定法、研磨法、基本的操作法及び手入れ法

(3) ヘアドライヤー、ヘアスチーマー及びブラシの使用目的と手入れ法

(4) 被布及び布片類の使用目的

(5) 美容器具の消毒法

2 基礎技術

(1) 美容技術の意義と基礎知識

3 頭部技術

(1) 頭部技術の基礎知識

4 特殊技術

(1) 特殊技術の基礎知識

5 和装技術

(1) 和装技術の基礎知識

第7 美容運営管理

1 経営管理

(1) 美容業における経理事務

2 労務管理

(1) 美容業における労務管理

3 接客法

(1) 社会生活におけるエチケット

(2) 美容業における接客の意義と技術

(3) 美容業における消費者対応

第8 美容実習

1 器具の取扱実習

2 基礎技術実習

3 頭部技術実習

4 特殊技術実習

5 和装技術実習

6 総合実習

理容師養成施設における中学校卒業者等に対する入所試験及び講習実施基準について（平成10年2月3日生衛発第126号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなったが、学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者についての理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）附則第6条第1号の講習に関する実施基準並びに入所試験に関する取扱いを、別紙のとおり定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における理容師養成施設に対してその旨周知願いたい。

なお、平成10年3月31日以前に理容師養成施設に入所した生徒であって、指定規則の施行の際現に入所中の生徒が在学する養成施設については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の取扱いとする。

【別紙】理容師養成施設における中学校卒業者等に対する入所試験及び講習実施基準

1 総則

- (1) 理容師養成施設においては、指定規則第4条第1項第1号イの規定にかかわらず、学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号。以下「改正法」という。）附則第5条第2項に規定する者を含む。以下「中学校卒業者等」という。）であって、当該養成施設が実施する入所試験に合格した者を入所させることができる。
- (2) 中学校卒業者等に入所を認める養成施設においては、学校教育法第56条に規定する者に該当しない生徒（以下「講習対象生徒」という。）に対して、講習を実施しなければならない。
- (3) 中学校卒業者等であって、理容師養成施設において、講習の課程を修了し、かつ、理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものは、理容師試験を受験することができる。

2 入所試験

- (1) 目的
中学校卒業者等に対する入所試験は、理容師養成施設における学習に支障のない程度の学力を有する者を選抜するために行う。
- (2) 試験科目
中学校卒業者等に対する入所試験は、中学校の必修教科のうち、理容師養成施設における教科科目の内容を勘案し、各養成施設において必要と認めた科目について行う。
- (3) 試験の方法
各養成施設において、適切な方法を定める。
- (4) 入所の判定
各養成施設において、入所後に行う講習との関連を考慮の上、入所試験の結果からみて適当な学力を有すると認められる者を入所させる。

3 講習

- (1) 目的
講習は、講習対象生徒に対し、理容師養成施設における教科科目の学習を補助するために実施する。
- (2) 講習の内容
ア 講習科目及び各科目ごとの授業時間の標準は、次のとおりである。

講習科目	授業時間
現代社会	35時間
化学	35時間
保健	35時間

イ 各講習科目の内容は、別添「理容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習科目の内容の基準」による。
- (3) 講師
各養成施設において、各講習科目ごとに適当であると認められる者を講師として選任する。
- (4) 講習の方法
ア 講習は、理容師養成施設における教科科目の学習との関連を考慮し、計画的に行う。
イ 講習は、原則として各養成課程ごとに設ける。ただし、講習対象生徒の負担等を勘案し、当該養成施設における他の養成課程の講習の履修を認めることができる。
ウ 講習は、各養成施設において、講習対象生徒の負担等を勘案し、適当と認められるときは、通信授業及び添削指導により行うことができる。この場合においては、「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」二（（1）ア、イ及び（2）を除く。）、4及び5に定めるもののほか、次によるものとする。
 - ① 教材は、別添「理容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習科目の内容の基準」に従って構成されるものであること。

② 添削による指導は、それぞれの講習課目について3回以上行うこと。

(5) 課程修了の認定

養成施設においては、講習対象生徒が当該養成施設が定める所定の講習課目及び所定の授業時間を履修し、その成果が講習課目の指導目標からみて満足できると認められる場合には、課程の修了を認定しなければならない。

4 その他

- (1) 養成施設においては、改正法附則第5条第1項及び第2項の規定が設けられた趣旨にかんがみ、入所資格の設定に当たって、中学校卒業者等の志望の動向に十分留意しなければならない。
- (2) 中学校卒業者等に入所を認める養成施設においては、入所試験及び講習の実施に当たって、中学校卒業者等の負担加重とならないよう、十分配慮しなければならない。
- (3) 養成施設の長は、講習の課程を修了していない講習対象生徒に対しては、指定規則第10条に規定する卒業証書を授与してはならない。

【別添】 理容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習課目の内容の基準

第1 現代社会

1 実施方針

人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題に対する判断力の基礎を培うとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

2 各項目の内容

(1) 現代社会における人間と文化

- ア 日本の生活文化と伝統を理解させ、それらが行動の基盤になっていることを考えさせることにより自己理解を深めさせるとともに、人生における宗教や芸術の意義について考えさせる。
- イ 大衆社会、高齢化社会、情報化社会など現代社会の特質を理解させ、それとの関連で学ぶことの意義及び青年期における自己形成の課題について認識を深めさせるとともに、自己の人生と職業生活及び余暇について考えさせる。

(2) 現代の政治・経済と人間

- ア 地域社会の変化に着目させ、地方自治と住民福祉について理解させ、住民の生活と政治・経済の動きとのかかわりについて考えさせるとともに、地域社会の一員としての自覚を深めさせる。
- イ 現代の市場と企業、技術革新などと情報化や国際化の進展について理解させ、我が国の経済社会の変化について考えさせる。また、国民所得の動き、産業構造の変化、雇用問題と労働関係、消費者保護と契約、社会保障の充実、社会資本の整備などについての理解を深めさせるとともに公的部門の役割と租税の意義について考えさせ、国民生活の向上と福祉の増大に対する認識を深めさせる。
- ウ 基本的人権の保障と法の支配、国民主権と議会制民主主義、平和主義と我が国の安全についての理解を深めさせ、日本国憲法の基本的原則について国民生活とのかかわりから認識を深めさせる。

3 学習指導上の留意事項

- (1) 必修の教科課目、特に、関係法規・制度、理容文化論、理容運営管理との関連を考慮するとともに、細かな事象や高度な事項・事柄には深入りしないようにする。
- (2) 生徒が主体的に自己の生き方にかかわって考えるよう学習指導の展開を工夫する。
- (3) 的確な資料に基づいて、社会的事象に対する客観的かつ公正なものの見方や考え方を育成するとともに、統計などの資料の見方やその意味、情報の検索や処理の仕方などについて指導する。

第2 化学

1 実施方針

日常生活と関係の深い化学的な事物・現象に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、化学的な事物・現象や化学の応用について理解させる。

2 各項目の内容

(1) 自然界の物質とその変化

- ア 人間を取り巻く自然界の物質のうち主な成分元素を中心に物質の性質とその変化について理解させる。
- イ 空気の組成及び燃焼にかかわる物質の性質とその変化について理解させるとともに、燃焼にかかわる安全性についても知らせる。
- ウ 電解質や親水性の物質がよく溶解することを理解させるとともに、気体や固体の溶解性についても知らせる。

(2) 日常生活の化学

- ア 食品中の主な成分である炭水化物、タンパク質、脂肪の性質について知らせる。

- イ 身近な材料として用いられている主な天然及び合成繊維の性質と用途について知らせる。
- ウ 繊維に対する染色や香粧品として用いられる代表的な染料の性質や用途について知らせる。
- エ 洗剤の性質や用途及び洗剤の機構について基本的な事項を理解させる。
- (3) 身近な素材、身の回りの物質の製造
 - ア プラスチックの成分の違いや特徴及び用途について知らせる。
 - イ 金属の腐食やその防止について知らせる。
 - ウ 代表的なガラス、セメント及び陶磁器等の性質について知らせる。
- 3 学習指導上の留意事項
 - (1) 必修の教科課目、特に、理容の物理・科学、理容技術理論及び理容実習との関連を考慮するとともに、詳細で羅列的な扱いはせず、高度な事項・事柄には深入りしないようにする。
 - (2) 生徒が興味、関心をもって学習できるよう教材や学習方法を工夫する。

第3 保健

1 実施方針

個人及び集団の生活における健康・安全について理解を深めさせ、個人及び集団の健康を高める能力と態度を育てる。

2 各項目の内容

- (1) 現代社会と健康
 - ア 我が国の健康水準の向上や疾病構造の変化に伴って、健康の考え方やその保持増進の方法も変化してきたことを理解させる。
 - イ 健康を保持増進させるためには、適切な食事、運動、休養が重要であることを理解させる。また、不健康な生活習慣の是正や医薬品の正しい使用法について理解させる。
 - ウ 人間の精神と身体との密接な関係について理解させるとともに、精神の健康を保持増進するための方法について知らせる。
- (2) 環境と健康
 - ア 人間の生活や産業活動は、自然環境を汚染し健康被害をもたらすこともあること、このため様々な対策がとられていることを理解させる。
 - イ 人間の健康には、自然環境の調和が重要であることを理解させる。
- (3) 生涯を通じる健康
 - ア 生涯の各段階において健康についての課題があることを知らせ、その課題に応じた健康管理を行うことが必要であることを理解させる。
 - イ 職業病や労働災害の防止には、作業形態や作業環境の改善を心がけ、健康管理及び安全管理を行うことが必要であることを理解させる。
- (4) 集団の健康
 - ア 伝染病や成人病については、様々な予防活動が行われていることを理解させる。
 - イ 環境の整備を図るため上下水道の整備や廃棄物の処理が行われていること、また、食品の安全性の確保を図るため食品衛生活動が行われていることを理解させる。
 - ウ 国民の健康の保持増進を図るための保健・医療の制度について理解させる。
- 3 学習指導上の留意事項
 - 必修の教科課目、特に、衛生管理及び理容保健との関連を考慮するとともに、具体的事例をあげることによって生徒の理解を高めるようにする。

美容師養成施設における中学校卒業者等に対する入所試験及び講習実施基準について（平成10年2月3日生衛発第127号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなったが、学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者についての美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）附則第6条第1号の講習に関する実施基準並びに入所試験に関する取扱いを、別紙のとおり定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における美容師養成施設に対してその旨周知願いたい。

なお、平成10年3月31日以前に美容師養成施設に入所した生徒であって、指定規則の施行の際現に入所中の生徒が在学する養成施設については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の取扱いとする。

【別紙】 美容師養成施設における中学校卒業者等に対する入所試験及び講習実施基準

1 総則

- (1) 美容師養成施設においては、指定規則第3条第1項第1号イの規定にかかわらず、学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（美容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号。以下「改正法」という。）附則第5条第2項に規定する者を含む。以下「中学校卒業者等」という。）であって、当該養成施設が実施する入所試験に合格した者を入所させることができる。
- (2) 中学校卒業者等に入所を認める養成施設においては、学校教育法第56条に規定する者に該当しない生徒（以下「講習対象生徒」という。）に対して、講習を実施しなければならない。
- (3) 中学校卒業者等であって、美容師養成施設において、講習の課程を修了し、かつ、美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものは、美容師試験を受験することができる。

2 入所試験

- (1) 目的
中学校卒業者等に対する入所試験は、美容師養成施設における学習に支障のない程度の学力を有する者を選抜するために行う。
- (2) 試験科目
中学校卒業者等に対する入所試験は、中学校の必修教科のうち、美容師養成施設における教科科目の内容を勘案し、各養成施設において必要と認めた科目について行う。
- (3) 試験の方法
各養成施設において、適切な方法を定める。
- (4) 入所の判定
各養成施設において、入所後に行う講習との関連を考慮の上、入所試験の結果からみて適当な学力を有すると認められる者を入所させる。

3 講習

- (1) 目的
講習は、講習対象生徒に対し、美容師養成施設における教科科目の学習を補助するために実施する。
- (2) 講習の内容
ア 講習科目及び各科目ごとの授業時間の標準は、次のとおりである。

講習科目	授業時間
現代社会	35時間
化学	35時間
保健	35時間

イ 各講習科目の内容は、別添「美容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習科目の内容の基準」による。
- (3) 講師
各養成施設において、各講習科目ごとに適当であると認められる者を講師として選任する。
- (4) 講習の方法
ア 講習は、美容師養成施設における教科科目の学習との関連を考慮し、計画的に行う。
イ 講習は、原則として各養成課程ごとに設ける。ただし、講習対象生徒の負担等を勘案し、当該養成施設における他の養成課程の講習の履修を認めることができる。
ウ 講習は、各養成施設において、講習対象生徒の負担等を勘案し、適当と認められるときは、通信授業及び添削指導により行うことができる。この場合においては、「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」2（（1）ア、イ及び（2）を除く。）、4及び5に定めるもののほか、次によるものとする。
 - ① 教材は、別添「美容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習科目の内容の基準」に従って構成されるものであること。

② 添削による指導は、それぞれの講習課目について3回以上行うこと。

(5) 課程修了の認定

養成施設においては、講習対象生徒が当該養成施設が定める所定の講習課目及び所定の授業時間を履修し、その成果が講習課目の指導目標からみて満足できると認められる場合には、課程の修了を認定しなければならない。

4 その他

- (1) 養成施設においては、改正法附則第5条第1項及び第2項の規定が設けられた趣旨にかんがみ、入所資格の設定に当たって、中学校卒業者等の志望の動向に十分留意しなければならない。
- (2) 中学校卒業者等に入所を認める養成施設においては、入所試験及び講習の実施に当たって、中学校卒業者等の負担加重とならないよう、十分配慮しなければならない。
- (3) 養成施設の長は、講習の課程を修了していない講習対象生徒に対しては、指定規則第9条に規定する卒業証書を授与してはならない。

【別添】 美容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習課目の内容の基準

第1 現代社会

1 実施方針

人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題に対する判断力の基礎を培うとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

2 各項目の内容

(1) 現代社会における人間と文化

- ア 日本の生活文化と伝統を理解させ、それらが行動の基盤になっていることを考えさせることにより自己理解を深めさせるとともに、人生における宗教や芸術の意義について考えさせる。
- イ 大衆社会、高齢化社会、情報化社会など現代社会の特質を理解させ、それとの関連で学ぶことの意義及び青年期における自己形成の課題について認識を深めさせるとともに、自己の人生と職業生活及び余暇について考えさせる。

(2) 現代の政治・経済と人間

- ア 地域社会の変化に着目させ、地方自治と住民福祉について理解させ、住民の生活と政治・経済の動きとのかかわりについて考えさせるとともに、地域社会の一員としての自覚を深めさせる。
- イ 現代の市場と企業、技術革新などと情報化や国際化の進展について理解させ、我が国の経済社会の変化について考えさせる。また、国民所得の動き、産業構造の変化、雇用問題と労働関係、消費者保護と契約、社会保障の充実、社会資本の整備などについての理解を深めさせるとともに公的部門の役割と租税の意義について考えさせ、国民生活の向上と福祉の増大に対する認識を深めさせる。
- ウ 基本的人権の保障と法の支配、国民主権と議会制民主主義、平和主義と我が国の安全についての理解を深めさせ、日本国憲法の基本的原則について国民生活とのかかわりから認識を深めさせる。

3 学習指導上の留意事項

- (1) 必修の教科課目、特に、関係法規・制度、美容文化論、美容運営管理との関連を考慮するとともに、細かな事象や高度な事項・事柄には深入りしないようにする。
- (2) 生徒が主体的に自己の生き方にかかわって考えるよう学習指導の展開を工夫する。
- (3) 的確な資料に基づいて、社会的事象に対する客観的かつ公正なものの見方や考え方を育成するとともに、統計などの資料の見方やその意味、情報の検索や処理の仕方などについて指導する。

第2 化学

1 実施方針

日常生活と関係の深い化学的な事物・現象に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、化学的な事物・現象や化学の応用について理解させる。

2 各項目の内容

(1) 自然界の物質とその変化

- ア 人間を取り巻く自然界の物質のうち主な成分元素を中心に物質の性質とその変化について理解させる。
- イ 空気の組成及び燃焼にかかわる物質の性質とその変化について理解させるとともに、燃焼にかかわる安全性についても知らせる。
- ウ 電解質や親水性の物質がよく溶解することを理解させるとともに、気体や固体の溶解性についても知らせる。

(2) 日常生活の化学

- ア 食品中の主な成分である炭水化物、タンパク質、脂肪の性質について知らせる。

- イ 身近な材料として用いられている主な天然及び合成繊維の性質と用途について知らせる。
- ウ 繊維に対する染色や香粧品として用いられる代表的な染料の性質や用途について知らせる。
- エ 洗剤の性質や用途及び洗剤の機構について基本的な事項を理解させる。
- (3) 身近な素材、身の回りの物質の製造
 - ア プラスチックの成分の違いや特徴及び用途について知らせる。
 - イ 金属の腐食やその防止について知らせる。
 - ウ 代表的なガラス、セメント及び陶磁器等の性質について知らせる。
- 3 学習指導上の留意事項
 - (1) 必修の教科課目、特に、美容の物理・科学、美容技術理論及び美容実習との関連を考慮するとともに、詳細で羅列的な扱いはせず、高度な事項・事柄には深入りしないようにする。
 - (2) 生徒が興味、関心をもって学習できるよう教材や学習方法を工夫する。

第3 保健

1 実施方針

個人及び集団の生活における健康・安全について理解を深めさせ、個人及び集団の健康を高める能力と態度を育てる。

2 各項目の内容

- (1) 現代社会と健康
 - ア 我が国の健康水準の向上や疾病構造の変化に伴って、健康の考え方やその保持増進の方法も変化してきたことを理解させる。
 - イ 健康を保持増進させるためには、適切な食事、運動、休養が重要であることを理解させる。また、不健康な生活習慣の是正や医薬品の正しい使用法について理解させる。
 - ウ 人間の精神と身体との密接な関係について理解させるとともに、精神の健康を保持増進するための方法について知らせる。
- (2) 環境と健康
 - ア 人間の生活や産業活動は、自然環境を汚染し健康被害をもたらすこともあること、このため様々な対策がとられていることを理解させる。
 - イ 人間の健康には、自然環境の調和が重要であることを理解させる。
- (3) 生涯を通じる健康
 - ア 生涯の各段階において健康についての課題があることを知らせ、その課題に応じた健康管理を行うことが必要であることを理解させる。
 - イ 職業病や労働災害の防止には、作業形態や作業環境の改善を心がけ、健康管理及び安全管理を行うことが必要であることを理解させる。
- (4) 集団の健康
 - ア 伝染病や成人病については、様々な予防活動が行われていることを理解させる。
 - イ 環境の整備を図るため上下水道の整備や廃棄物の処理が行われていること、また、食品の安全性の確保を図るため食品衛生活動が行われていることを理解させる。
 - ウ 国民の健康の保持増進を図るための保健・医療の制度について理解させる。
- 3 学習指導上の留意事項
 - 必修の教科課目、特に、衛生管理及び美容保健との関連を考慮するとともに、具体的事例をあげることによって生徒の理解を高めるようにする

理容師養成施設の指導要領について（平成10年2月3日生衛発第132号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

理容師養成施設の指定及び運営に関する指導については、種々御配慮を煩わしているところであるが、理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第3項の理容師養成施設の指定については、今般、理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号。以下、「指定規則」という。）を定めるとともに、新たに別紙「理容師養成施設指導要領」を定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における養成施設の指定及び指導に関しては、指定規則及び指導要領に基づきよろしく御指導方お願いする。

なお、「理容師養成施設及び美容師養成施設の指定等の申請書の様式について」（昭和33年4月9日衛環発第36号各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生省環境衛生部長通知）は平成10年4月1日をもって廃止する。

また、指定規則附則第2条に基づく指定申請書は、平成10年2月27日までに提出するものとする。

（別紙） 理容師養成施設指導要領

第1 指定の申請に関する事項

1 指定を受けようとする養成施設の設立者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を、厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

- （1）養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日
- （2）設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）
- （3）養成施設の長の氏名
- （4）養成課程の別
- （5）教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
- （6）生徒の定員及び学級数
- （7）入所資格
- （8）入所の時期
- （9）修業期間
- （10）教科課程及び教科課目ごとの実習を含む総授業時間数（通信課程にあつては、各教科課目ごとの添削指導の回数及び面接授業の総授業時間数）
- （11）入学料、授業料及び実習費の額
- （12）理容実習のモデルとなる者の選定その他理容実習の実施方法
- （13）建物の位置及び構造の概要並びに設備の状況
- （14）設立者の資産状況及び養成施設の経営方法
- （15）指定後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算

2 2以上の養成課程を設ける養成施設にあつては、前項第5号から第11号までに掲げる事項は、それぞれの養成課程ごとに記載しなければならないこと。

3 通信課程を併設する養成施設にあつては、第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項を指定申請書に記載しなければならないこと。

- （1）通信養成を行う地域
- （2）授業の方法
- （3）課程修了の認定方法

4 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

- （1）設立者の履歴書（法人にあつては、定款、寄附行為等）
- （2）養成施設の長の履歴書
- （3）専任教員の履歴書
- （4）兼任教員の履歴書
- （5）土地建物等の登記簿謄本の写し
- （6）建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
- （7）教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
- （8）法人の設立認可書の写し
- （9）学則

5 通信課程を併設する養成施設にあつては、指定申請書に通信養成に使用する教材を添付しなければならないこと。

6 指定申請書は、養成施設を設立しようとする日の4か月前までに、厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

7 養成施設の指定申請書の作成に当たっては、別添指定申請書様式及び記載例を参照すること。

- 8 指定を受けようとする養成施設の設立者は、養成施設を設立しようとする日の1年前までに設置計画書を厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。
- 9 養成施設の設置計画書の様式については、指定申請書の様式に準じたものとする。

第2 一般的事項

- 1 設立者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- 2 設立者たる法人又は団体が解散しようとするとき（設立者が個人の場合にあっては死亡したとき）は、養成施設の長は、あらかじめ（設立者が個人の場合にあっては速やかに）その旨を厚生労働大臣に文書により届け出るとともに、届出書の写しを都道府県知事に提出すること。
- 3 養成施設の長は個人であって、次の各号に該当する者であること。
 - （1）養成施設の管理の責任者として、その職務を行うのに支障のない者であること。
 - （2）社会的信望があり、理容師の養成に熱意を有する者であること。
 - （3）経歴、現在における職務上の地位等からみて、理容師の養成を行うのに適当であると認められる者であること。
- 4 養成施設は、少なくとも次に掲げる事項を明示した学則を定めること。
 - （1）設置目的
 - （2）名称
 - （3）位置
 - （4）養成課程
 - （5）修業期間
 - （6）生徒定員及び学級数
 - （7）入所時期、学期及び休日
 - （8）教科課程及び教科科目ごとの授業時間数
 - （9）入所資格、入所者の選考の方法及び入所手続
 - （10）転入所
 - （11）成績考査及び卒業
 - （12）入学料、授業料、実習費等の費用徴収
 - （13）教職員の組織
- 5 通信課程を併設する養成施設にあっては、前項に掲げる事項のほか、次の事項を学則に記載すること。
 - （1）通信養成を行う地域
 - （2）添削指導のための組織等
 - （3）通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する場合は、受託機関名、委託事務の範囲

第3 教員に関する事項

- 1 教員の数及び専任教員の数は、各養成課程ごと、理容師養成施設指定規則（以下「指定規則」という。）第4条第1項第1号へ、第2号ロ、第3号ハに定めるとおりであること。
- 2 1教員の1週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とすること。
ただし、理容実習を担当する教員にあっては、20時間の範囲で1週間当たりの授業時間数とすることができること。
- 3 専任教員は、1の養成施設に限り専任教員となることができるものであること。ただし、1の養成施設に昼間課程及び夜間課程がある場合には、前項の範囲内で、それぞれの専任教員を兼ねることができること。
- 4 通信課程を併設する場合の通信課程の専任教員については、2名を限度として昼間課程又は夜間課程の専任教員がこれを兼ねることができること。
ただし、通信課程の専任教員のうち、昼間課程又は夜間課程の専任教員であって通信課程の専任教員を兼ねている者以外の専任教員は、第2項の授業時間数を7時間以内（理容実習を担当する教員の場合は、10時間以内）の範囲で昼間課程又は夜間課程の教員を兼ねることができること。
- 5 通信課程を併設する養成施設が通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する場合であっても、添削指導を行う者は、当該養成施設の教員であること。
- 6 教員の出勤状況が確実に記録されていること。
- 7 教員の資格は、指定規則第4条第1項第1号トに定めるとおりであるが、「理容師の養成に相当であると認められるもの」とは、次の各号に該当する者であること。
 - （1）教員の資格要件に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。
 - （2）禁錮以上の刑に処せられたことのない者であること。
 - （3）理容師の養成に熱意及び能力を有する者であること。
- 8 指定規則別表第3衛生管理、理容保健、理容文化論、理容運営管理、理容技術理論及び理容実習の項に規定する「実務に従事した経験」とは、理容所において理容師として業務に従事した経

験をいうこと。

- 9 指定規則別表第3理容文化論及び理容運営管理の項に規定する「1から3までに定める者に準ずると認められる者」には、旧教科課目の社会の教員であった者が含まれるものであること。
- 10 指定規則別表第3選択必修課目の項に規定する「それぞれの課目を教授するのに適当と認められる者」とは、その担当課目に応じ、それぞれ専門的な知識、技能を有する者をいうこと。

第4 生徒に関する事項

- 1 学則に定められた生徒の定員を遵守すること。
- 2 入所資格の審査は、卒業証書の写し又は卒業証明書を提出させ、確実かつ適正に行うこと。
- 3 入所者の選考は、学則に定めるところにより、厳正に行うこと。
- 4 中学校卒業等者の入所を認める養成施設にあっては、「理容師養成施設における中学校卒業等に対する入所試験及び講習実施基準」に定めるところにより、必要な事項を学則に定め、これに基づき入所試験及び講習を適正に行うこと。
- 5 転入所は、指定養成施設相互間においてのみ認められるものであること。
- 6 転入所の取扱いに当たっては、転入しようとする生徒が修業期間内に指定規則第4条第1項第1号ハに定める教科課目等が履修できるよう、すでに履修した課目及びその時間数等を十分検討した上で転入所させること。
- 7 卒業の認定については、「理容師養成施設の教科課程の基準」第1章第3節に定めるところにより、厳正に行うこと。
- 8 理容師試験の受験のため、卒業後に生徒から卒業証明書の発行を求められたときは、すみやかに発行すること。
- 9 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生に必要な措置を講ずること。
- 10 生徒の入所、卒業、成績及び出欠状況その他生徒に関する記録は、確実に保存されていること。
- 11 設立者は、毎年4月30日までに、前年の4月1日から3月31日までの入所者の数及び卒業者の数を当該養成施設所在地の都道府県知事及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

第5 授業に関する事項

- 1 「理容師養成施設の教科課程の基準」に定めるところにより、適切かつ確実に授業を実施すること。
- 2 理容実習（実務実習を除く。）のモデルについては、養成教育としての実習の本旨に則り、一般営業と厳に区別が設けられるよう、その対象範囲を限定するなど、適切に取り扱うこと。
- 3 モデルを使用して行う理容実習（実務実習を含む。）の時期は、入所後概ね6月を経過してからすること。
- 4 多数の生徒を1室に収容して授業を行うことは、著しく教育効果の妨げとなるので、指定規則第4条第1項第1号のチに定めたとおり40人の生徒を標準として構成すること。
- 5 「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」3の（5）ただし書に規定する「当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが困難であると認められる生徒」とは、次のいずれかの事由に該当する生徒であること。
 - （1）通信課程を設置する養成施設の所在しない都道府県の区域に住所を有する生徒が、これがため他の都道府県の区域に所在する養成施設の通信課程に在籍している場合であって、当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが、生徒にとって、時間的及び経済的に著しく不適當であると認められるとき。
 - （2）通信課程を設置する養成施設が生徒の住所を有する都道府県に所在する場合であっても、当該養成施設の通信課程の定員からして、やむなく相当数の生徒が他の都道府県の区域に所在する養成施設に在籍しているとき。
 - （3）生徒の居住地と同一都道府県の区域に所在する養成施設に当該生徒が在籍している場合には、山間僻地その他交通至難の地に住所を有しているため当該養成施設の校舎において面接授業を受けることが時間的及び経済的に著しく不適當であると認められるとき。
- 6 「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」3の（5）ただし書に規定する「他の養成施設その他面接指導を行う場所として適当と認められる施設」とは、原則として、次のような施設であること。
 - （1）他の養成施設
 - （2）保健所
 - （3）小学校、中学校等の教育施設その他公民館等公共的施設
- 7 通信課程を新設しようとする養成施設が、「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」3の（5）ただし書の規定の適用を受けようとするときは、設置計画書、課程新設計画書、指定申請書又は課程新設承認申請書にその場所及び使用する施設の概況を記載するものとし、また、すでに通信課程を設置している養成施設が新たにこの規定の適用を受けようとするときは、授業の方法の変更の届出書を厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

第6 施設及び設備に関する事項

- 1 指定規則第4条第1項第1号リからヲに定める施設を有していること。
- 2 施設及び設備は、原則として同一構内にあって、それらが有機的に関連性をもって配置され、その構造は堅ろうであって、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。
- 3 教室は、特に採光、照明、換気、防災等危害予防に十分配慮されたものであること。
- 4 夜間課程の授業を行う教室の机及び黒板面の照度は、150ルクス以上であること。
- 5 施設及び設備は、原則として設立者が所有するものであること。
- 6 学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品は、別表1及び2を標準として整備すること。

第7 変更等の承認に関する事項

- 1 養成施設において次の事項を変更しようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を得なければならないこと。
 - (1) 生徒の定員
 - (2) 生徒の定員を変更するための施設の構造設備
- 2 養成施設において新たに養成課程を設け、若しくは養成課程の一部を廃止し、又は養成施設を廃止しようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を得なければならないこと。
- 3 前2項の承認を受けようとするときは、変更等承認申請書を、変更等をしようとする日の2か月前までに、厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。
- 4 生徒の定員又は生徒の定員を変更するための施設の変更承認申請書には、次の第1号から第10号までに掲げる事項を記載するとともに、第11号から第16号までに掲げる書類を添付しなければならないこと。
 - (1) 養成施設の名称及び所在地
 - (2) 変更の予定年月日
 - (3) 変更の理由
 - (4) 変更前及び変更後の生徒の定員、同時に授業を行う生徒の数及び学級数
 - (5) 変更前及び変更後の入所の時期
 - (6) 変更前及び変更後の教員の数、氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別
 - (7) 変更前及び変更後の施設の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
 - (8) 変更前及び変更後の設備の状況
 - (9) 変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
 - (10) 通信課程に係る変更にあつては、変更前及び変更後の授業の方法
 - (11) 過去3年間における生徒の募集状況
 - (12) 設立者の履歴書（法人にあつては、定款、寄附行為等）
 - (13) 新たな教員の履歴書
 - (14) 設立者の資産状況
 - (15) 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
 - (16) 学則
- 5 養成課程の新設承認申請書には、次の第1号から第10号までに掲げる事項を記載するとともに、第11号から第16号までに掲げる書類を添付しなければならないこと。
 - (1) 養成施設の名称及び所在地
 - (2) 新設の予定年月日
 - (3) 新設の理由
 - (4) 新設養成課程に係る第1の第1項第5号から第11号までに掲げる事項
 - (5) 新設前及び新設後の理容実習のモデルとなる者の選定その他理容実習の実施方法
 - (6) 新設前及び新設後の施設の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
 - (7) 新設前及び新設後の設備の状況
 - (8) 設立者の資産状況及び養成施設の経営方法
 - (9) 新設後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
 - (10) 通信課程の新設に係る場合は、第1の第3項各号に掲げる事項
 - (11) 設立者の履歴書（法人にあつては、定款、寄附行為等）
 - (12) 新設養成課程の教員の履歴書
 - (13) 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
 - (14) 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
 - (15) 学則
 - (16) 通信課程の新設に係る場合は、通信養成に使用する教材
- 6 養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止承認申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならないこと。

- (1) 養成施設の名称及び所在地
- (2) 廃止の予定年月日
- (3) 廃止の理由
- (4) 入所中の生徒の処置方法
- (5) 養成課程の一部の廃止に係る場合は、廃止後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
- 7 養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止をする場合の入所中の生徒の処置については、原則として他の養成施設に編入所させなければならないこと。
- 8 養成施設の変更等の承認申請書の作成に当たっては、別添変更等承認申請書様式を参照すること。
- 9 第1項又は第2項の承認を受けようとするときは、変更等を行おうとする日の1年前までに、変更等計画書を厚生大臣あて提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。
- 10 養成施設の変更等計画書の様式については、変更等承認申請書の様式に準じたものとする。

第8 変更の届出に関する事項

- 1 養成施設において次の事項に変更があったときは、すみやかに、変更の内容を記載した届出書を、厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
 - (1) 養成施設の名称及び所在地
 - (2) 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）
 - (3) 養成施設の長の氏名
 - (4) 入所資格
 - (5) 入所の時期
 - (6) 修業期間
 - (7) 教科課程
 - (8) 通信課程における授業の方法
 - (9) 通信課程における課程修了の認定方法
 - (10) 通信課程における通信教材の内容
- 2 前項の届出が、養成施設の長の変更に係るものであるときは新たに長となった者の履歴書を、通信課程における通信教材の内容の変更に係るものであるときは当該通信教材を、それぞれ届出書に添付しなければならないこと。
- 3 養成施設において次の事項に変更があったときは、すみやかに、変更の内容を記載した届出書を、当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
 - (1) 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
 - (2) 学級数
 - (3) 入学料、授業料及び実習費の額
 - (4) 理容実習のモデルとなる者の選定その他理容実習の実施方法
 - (5) 施設の構造設備（生徒の定員を変更するためのものを除く。）
- 4 前項の届出が、教員の新たな使用に係るものであるときはその者の履歴書を、入学料等の額又は施設の構造設備の変更に係るものであるときは、当該変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算を、それぞれ届出書に添付しなければならないこと。
- 5 養成施設の変更届出書の作成に当たっては、別添変更届出書様式を参照すること。

第9 その他

- 1 養成施設の経理は、養成施設以外の経理と明確に区分されていること。
- 2 入学料、授業料及び実習費等は学則に定める額とし、寄付金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。これらの費用の種類及び金額は、入学案内等により、募集の際、生徒に周知されていること。
- 3 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿については20年間、その他の表簿については5年間保存されていること。
 - (1) 学則
 - (2) 日課（時間割）表
 - (3) 養成施設日誌
 - (4) 教職員の名簿、履歴書及び出勤簿
 - (5) 学籍簿、出席簿及び健康診断に関する表簿
 - (6) 入所者の選考及び成績考査に関する表簿
 - (7) 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿
 - (8) 機械器具等の目録
 - (9) 往復文書処理簿

- 4 設立者は、毎年7月31日までに、前年度の収支決算の細目及び当年度の収支予算の細目を、当該養成施設所在地の都道府県知事及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

(別表1)

1	普通教室（1教室につき）	(数量)
	生徒用椅子及び机	定員と同数以上
2	実習室	
	理容用椅子	定員の2分の1以上
	(理容実習を行う1実習室につき)	
	実験器具（別表2）	一式
	視聴覚機器（別表2）	一式
	顕微鏡	1台以上
	人体模型	1台以上

(備考)

- 1 指定規則第3条第2項に基づき、指定基準を定めよう学校及び矯正施設の養成施設は、次のとおりとする。
 - ① ろう学校の養成施設については「2実習室」欄の「理容用椅子」の数量を、「定員の3分の1以上」とする。
 - ② 矯正施設の養成施設については「2実習室」欄の「理容用椅子」の数量を、「8以上」とする。

(別表2)

I	標準とする器具（具体的器具等の例）
1	物理化学関係用
(1)	光関係実験器具
	プリズム、凹面鏡、凸面鏡、凸レンズ、凹レンズ、光学実験用光源、その他光学実験用器具、色彩表、視力表
(2)	波動関係実験器具
	波動伝導に関する実験器具、オシロスコープ
(3)	電気関係実験器具
	テスター、積算電力計、小型発動機、小型電動機、可変変圧器、可変抵抗器、蓄電池及び充電器、電気抵抗発熱試験器具、磁石と磁針、蛍光灯（原理の説明に使用できるもの）、静電気の実験用具
(4)	力学関係実験器具
	力の釣り合いの実験器具（支持台、天秤、錘、滑車等）、槌子の原理の実験器具、弾性の実験器具（伸び、縮み、曲げ、捻れ等）
(5)	熱関係実験器具
	温度計、金属・液体・気体の膨張実験器具、放射熱・熱伝導の実験器具、バイメタル温度計
(6)	化学関係実験器具
	pHメーター、pH指示薬、比重計、ブンゼンバーナー、実験用各種スタンド類、蒸留水製造器一式（ガラス製冷却器、フラスコ、冷却水循環ポンプ、ガラス管、ゴム管、ゴム栓等）、化学実験用器具一式（実験用化学薬品を含む）、原子・分子構造模型電池・電気分解実験器具
2	保健、衛生管理、皮膚科学、消毒関係用
(1)	消毒関係実験器具
	消毒薬一式、リットル杓、メスシリンダー、フラスコ、コルベン、ビューレット、ピペット、試薬ビン、ロート、シャーレ、試験管、理学的消毒器等
(2)	皮膚関係実験器具
	皮膚・毛髪組織の模型、皮膚・毛髪顕微鏡用プレパラート、主な皮膚・毛髪疾患の模型
(3)	環境その他の実験器具
	寒暖計、湿度計、気圧計、照度計、室内用風力計、空気成分試験器
II	標準とする視聴覚機器（具体的器具等の例）
	視聴覚機材 スライドプロジェクター、オーバーヘッドプロジェクター、映写スクリーン、VTR装置一式、教材用ビデオ等
III	標準とする図書（具体的器具等の例）
	図書 教育上必要な専門図書及び学術雑誌
(備考)	
1	実験器具、視聴覚機器については、実験、実習等に必要な数を有すること。
2	図書については、学習上必要と考えられる種類及び数を有すること。
3	「具体的器具等の例」欄の器具の種類については、各養成施設において学習上必要と考えら

れるものを整備すること。

美容師養成施設の指導要領について（平成10年2月3日生衛発第133号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

美容師養成施設の指定及び運営に関する指導については、種々御配慮を煩わしているところであるが、美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第3項の美容師養成施設の指定については、今般、美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号。以下、「指定規則」という。）を定めるとともに、新たに別紙「美容師養成施設指導要領」を定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における養成施設の指定及び指導に関しては、指定規則及び指導要領に基づきよろしく御指導方お願いする。

なお、「理容師養成施設及び美容師養成施設の指定等の申請書の様式について」（昭和33年4月9日衛環発第36号各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生省環境衛生部長通知）は平成10年4月1日をもって廃止する。

また、指定規則附則第2条に基づく指定申請書は、平成10年2月27日までに提出するものとする。

（別紙） 美容師養成施設指導要領

第1 指定の申請に関する事項

1 指定を受けようとする養成施設の設立者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を、厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

- （1）養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日
- （2）設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）
- （3）養成施設の長の氏名
- （4）養成課程の別
- （5）教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
- （6）生徒の定員及び学級数
- （7）入所資格
- （8）入所の時期
- （9）修業期間
- （10）教科課程及び教科課目ごとの実習を含む総授業時間数（通信課程にあつては、各教科課目ごとの添削指導の回数及び面接授業の総授業時間数）
- （11）入学料、授業料及び実習費の額
- （12）美容実習のモデルとなる者の選定その他美容実習の実施方法
- （13）建物の位置及び構造の概要並びに設備の状況
- （14）設立者の資産状況及び養成施設の経営方法
- （15）指定後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算

2 2以上の養成課程を設ける養成施設にあつては、前項第5号から第11号までに掲げる事項は、それぞれの養成課程ごとに記載しなければならないこと。

3 通信課程を併設する養成施設にあつては、第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項を指定申請書に記載しなければならないこと。

- （1）通信養成を行う地域
- （2）授業の方法
- （3）課程修了の認定方法

4 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

- （1）設立者の履歴書（法人にあつては、定款、寄附行為等）
- （2）養成施設の長の履歴書
- （3）専任教員の履歴書
- （4）兼任教員の履歴書
- （5）土地建物等の登記簿謄本の写し
- （6）建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
- （7）教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
- （8）法人の設立認可書の写し
- （9）学則

5 通信課程を併設する養成施設にあつては、指定申請書に通信養成に使用する教材を添付しなければならないこと。

6 指定申請書は、養成施設を設立しようとする日の4か月前までに、厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

7 養成施設の指定申請書の作成に当たっては、別添指定申請書様式及び記載例を参照すること。

8 指定を受けようとする養成施設の設立者は、養成施設を設立しようとする日の1年前までに設置

計画書を厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

- 9 養成施設の設置計画書の様式については、指定申請書の様式に準じたものとする。

第2 一般的事項

- 1 設立者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- 2 設立者たる法人又は団体が解散しようとするとき（設立者が個人の場合にあっては死亡したとき）は、養成施設の長は、あらかじめ（設立者が個人の場合にあっては速やかに）その旨を厚生労働大臣に文書により届け出るとともに、届出書の写しを都道府県知事に提出すること。
- 3 養成施設の長は個人であって、次の各号に該当する者であること。
 - （1）養成施設の管理の責任者として、その職務を行うのに支障のない者であること。
 - （2）社会的信望があり、美容師の養成に熱意を有する者であること。
 - （3）経歴、現在における職務上の地位等からみて、美容師の養成を行うのに適当であると認められる者であること。
- 4 養成施設は、少なくとも次に掲げる事項を明示した学則を定めること。

- （1）設置目的
- （2）名称
- （3）位置
- （4）養成課程
- （5）修業期間
- （6）生徒定員及び学級数
- （7）入所時期、学期及び休日
- （8）教科課程及び教科科目ごとの授業時間数
- （9）入所資格、入所者の選考の方法及び入所手続
- （10）転入所
- （11）成績考査及び卒業
- （12）入学料、授業料、実習費等の費用徴収
- （13）教職員の組織

- 5 通信課程を併設する養成施設にあっては、前項に掲げる事項のほか、次の事項を学則に記載すること。

- （1）通信養成を行う地域
- （2）添削指導のための組織等
- （3）通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する場合は、受託機関名、委託事務の範囲

第3 教員に関する事項

- 1 教員の数及び専任教員の数は、各養成課程ごと、美容師養成施設指定規則（以下「指定規則」という。）第3条第1項第1号へ、第2号ロ、第3号ハに定めるとおりであること。
- 2 1教員の1週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とすること。
ただし、美容実習を担当する教員にあっては、20時間の範囲で1週間当たりの授業時間数とすることができること。
- 3 専任教員は、1の養成施設に限り専任教員となることができるものであること。ただし、1の養成施設に昼間課程及び夜間課程がある場合には、前項の範囲内で、それぞれの専任教員を兼ねることができること。
- 4 通信課程を併設する場合の通信課程の専任教員については、2名を限度として昼間課程又は夜間課程の専任教員がこれを兼ねることができること。
ただし、通信課程の専任教員のうち、昼間課程又は夜間課程の専任教員であって通信課程の専任教員を兼ねている者以外の専任教員は、第2項の授業時間数を7時間以内（美容実習を担当する教員の場合は、10時間以内）の範囲で昼間課程又は夜間課程の教員を兼ねることができること。
- 5 通信課程を併設する養成施設が通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する場合であっても、添削指導を行う者は、当該養成施設の教員であること。
- 6 教員の出勤状況が確実に記録されていること。
- 7 教員の資格は、指定規則第3条第1項第1号トに定めるとおりであるが、「美容師の養成に適当であると認められるもの」とは、次の各号に該当する者であること。
 - （1）教員の資格要件に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。
 - （2）禁錮以上の刑に処せられたことのない者であること。
 - （3）美容師の養成に熱意及び能力を有する者であること。
- 8 指定規則別表第3衛生管理、美容保健、美容文化論、美容運営管理、美容技術理論及び美容実習の項に規定する「実務に従事した経験」とは、美容所において美容師として業務に従事した経験をいうこと。

- 9 指定規則別表第3美容文化論及び美容運営管理の項に規定する「1から3までに定める者に準ずると認められる者」には、旧教科課目の社会の教員であった者が含まれるものであること。
- 10 指定規則別表第3選択必修課目の項に規定する「それぞれの課目を教授するのに適当と認められる者」とは、その担当課目に応じ、それぞれ専門的な知識、技能を有する者をいうこと。

第4 生徒に関する事項

- 1 学則に定められた生徒の定員を遵守すること。
- 2 入所資格の審査は、卒業証書の写し又は卒業証明書を提出させ、確実かつ適正に行うこと。
- 3 入所者の選考は、学則に定めるところにより、厳正に行うこと。
- 4 中学校卒業者等の入所を認める養成施設にあっては、「美容師養成施設における中学校卒業者等に対する入所試験及び講習実施基準」に定めるところにより、必要な事項を学則に定め、これに基づき入所試験及び講習を適正に行うこと。
- 5 転入所は、指定養成施設相互間においてのみ認められるものであること。
- 6 転入所の取扱いに当たっては、転入しようとする生徒が修業期間内に指定規則第3条第1項第1号ハに定める教科課目等が履修できるよう、すでに履修した課目及びその時間数等を十分検討した上で転入所させること。
- 7 卒業の認定については、「美容師養成施設の教科課程の基準」第1章第3節に定めるところにより、厳正に行うこと。
- 8 美容師試験の受験のため、卒業後に生徒から卒業証明書の発行を求められたときは、すみやかに発行すること。
- 9 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生に必要な措置を講ずること。
- 10 生徒の入所、卒業、成績及び出欠状況その他生徒に関する記録は、確実に保存されていること。
- 11 設立者は、毎年4月30日までに、前年の4月1日から3月31日までの入所者の数及び卒業者の数を当該養成施設所在地の都道府県知事及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

第5 授業に関する事項

- 1 「美容師養成施設の教科課程の基準」に定めるところにより、適切かつ確実に授業を実施すること。
- 2 美容実習（実務実習を除く。）のモデルについては、養成教育としての実習の本旨に則り、一般営業と厳に区別が設けられるよう、その対象範囲を限定するなど、適切に取り扱うこと。
- 3 モデルを使用して行う美容実習（実務実習を含む。）の時期は、入所後概ね6月を経過してからとすること。
- 4 多数の生徒を1室に収容して授業を行うことは、著しく教育効果の妨げとなるので、指定規則第3条第1項第1号のチに定めたとおり40人の生徒を標準として構成すること。
- 5 「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」3の（5）ただし書に規定する「当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが困難であると認められる生徒」とは、次のいずれかの事由に該当する生徒であること。
 - （1）通信課程を設置する養成施設の所在しない都道府県の区域に住所を有する生徒が、これがため他の都道府県の区域に所在する養成施設の通信課程に在籍している場合であって、当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが、生徒にとって、時間的及び経済的に著しく不適當であると認められるとき。
 - （2）通信課程を設置する養成施設が生徒の住所を有する都道府県に所在する場合であっても、当該養成施設の通信課程の定員からして、やむなく相当数の生徒が他の都道府県の区域に所在する養成施設に在籍しているとき。
 - （3）生徒の居住地と同一都道府県の区域に所在する養成施設に当該生徒が在籍している場合には、山間僻地その他交通至難の地に住所を有しているため当該養成施設の校舎において面接授業を受けることが時間的及び経済的に著しく不適當であると認められるとき。
- 6 「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」3の（5）ただし書に規定する「他の養成施設その他面接指導を行う場所として適当と認められる施設」とは、原則として、次のような施設であること。
 - （1）他の養成施設
 - （2）保健所
 - （3）小学校、中学校等の教育施設その他公民館等公共的施設
- 7 通信課程を新設しようとする養成施設が、「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」3の（6）ただし書の規定の適用を受けようとするときは、指定申請書又は課程新設承認申請書にその場所及び使用する施設の概況を記載するものとし、また、すでに通信課程を設置している養成施設が新たにこの規定の適用を受けようとするときは、授業の方法の変更の届出書を厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

第6 施設及び設備に関する事項

- 1 指定規則第3条第1項第1号リからヲに定める施設を有していること。
- 2 施設及び設備は、原則として同一構内にあって、それらが有機的に関連性をもって配置され、その構造は堅ろうであって、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。
- 3 教室は、特に採光、照明、換気、防災等危害予防に十分配慮されたものであること。
- 4 夜間課程の授業を行う教室の机及び黒板面の照度は、150ルクス以上であること。
- 5 施設及び設備は、原則として設立者が所有するものであること。
- 6 学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品は、別表1及び2を標準として整備すること。

第7 変更等の承認に関する事項

- 1 養成施設において次の事項を変更しようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を得なければならないこと。
 - (1) 生徒の定員
 - (2) 生徒の定員を変更するための施設の構造設備
- 2 養成施設において新たに養成課程を設け、若しくは養成課程の一部を廃止し、又は養成施設を廃止しようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を得なければならないこと。
- 3 前2項の承認を受けようとするときは、変更等承認申請書を、変更等をしようとする日の2月前までに、厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。
- 4 生徒の定員又は生徒の定員を変更するための施設の変更承認申請書には、次の第1号から第10号までに掲げる事項を記載するとともに、第11号から第16号までに掲げる書類を添付しなければならないこと。
 - (1) 養成施設の名称及び所在地
 - (2) 変更の予定年月日
 - (3) 変更の理由
 - (4) 変更前及び変更後の生徒の定員、同時に授業を行う生徒の数及び学級数
 - (5) 変更前及び変更後の入所の時期
 - (6) 変更前及び変更後の教員の数、氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
 - (7) 変更前及び変更後の施設の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
 - (8) 変更前及び変更後の設備の状況
 - (9) 変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
 - (10) 通信課程に係る変更にあつては、変更前及び変更後の授業の方法
 - (11) 過去3年間における生徒の募集状況
 - (12) 設立者の履歴書（法人にあつては、定款、寄附行為等）
 - (13) 新たな教員の履歴書
 - (14) 設立者の資産状況
 - (15) 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
 - (16) 学則
- 5 養成課程の新設承認申請書には、次の第1号から第10号までに掲げる事項を記載するとともに、第11号から第16号までに掲げる書類を添付しなければならないこと。
 - (1) 養成施設の名称及び所在地
 - (2) 新設の予定年月日
 - (3) 新設の理由
 - (4) 新設養成課程に係る第1の第1項第5号から第11号までに掲げる事項
 - (5) 新設前及び新設後の美容実習のモデルとなる者の選定その他美容実習の実施方法
 - (6) 新設前及び新設後の施設の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
 - (7) 新設前及び新設後の設備の状況
 - (8) 設立者の資産状況及び養成施設の経営方法
 - (9) 新設後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
 - (10) 通信課程の新設に係る場合は、第1の第3項各号に掲げる事項
 - (11) 設立者の履歴書（法人にあつては、定款、寄附行為等）
 - (12) 新設養成課程の教員の履歴書
 - (13) 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
 - (14) 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
 - (15) 学則
 - (16) 通信課程の新設に係る場合は、通信養成に使用する教材
- 6 養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止承認申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならないこと。
 - (1) 養成施設の名称及び所在地

- (2) 廃止の予定年月日
- (3) 廃止の理由
- (4) 入所中の生徒の処置方法
- (5) 養成課程の一部の廃止に係る場合は、廃止後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
- 7 養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止をする場合の入所中の生徒の処置については、原則として他の養成施設に編入所させなければならないこと。
- 8 養成施設の変更等の承認申請書の作成に当たっては、別添変更等承認申請書様式を参照すること。
- 9 第1項又は第2項の承認を受けようとするときは、変更等を行おうとする日の1年前までに、変更等計画書を厚生大臣あて提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。
- 10 養成施設の変更等計画書の様式については、変更等承認申請書の様式に準じたものとする。

第8 変更の届出に関する事項

- 1 養成施設において次の事項に変更があったときは、すみやかに、変更の内容を記載した届出書を、厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
 - (1) 養成施設の名称及び所在地
 - (2) 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）
 - (3) 養成施設の長の氏名
 - (4) 入所資格
 - (5) 入所の時期
 - (6) 修業期間
 - (7) 教科課程
 - (8) 通信課程における授業の方法
 - (9) 通信課程における課程修了の認定方法
 - (10) 通信課程における通信教材の内容
- 2 前項の届出が、養成施設の長の変更に係るものであるときは新たに長となった者の履歴書を、通信課程における通信教材の内容の変更に係るものであるときは当該通信教材を、それぞれ届出書に添付しなければならないこと。
- 3 養成施設において次の事項に変更があったときは、すみやかに、変更の内容を記載した届出書を、当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
 - (1) 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
 - (2) 学級数
 - (3) 入学料、授業料及び実習費の額
 - (4) 美容実習のモデルとなる者の選定その他美容実習の実施方法
 - (5) 施設の構造設備（生徒の定員を変更するためのものを除く。）
- 4 前項の届出が、教員の新たな使用に係るものであるときはその者の履歴書を、入学料等の額又は施設の構造設備の変更に係るものであるときは、当該変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算を、それぞれ届出書に添付しなければならないこと。
- 5 養成施設の変更届出書の作成に当たっては、別添変更届出書様式を参照すること。

第9 その他

- 1 養成施設の経理は、養成施設以外の経理と明確に区分されていること。
- 2 入学料、授業料及び実習費等は学則に定める額とし、寄付金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。これらの費用の種類及び金額は、入学案内等により、募集の際、生徒に周知されていること。
- 3 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿については20年間、その他の表簿については5年間保存されていること。
 - (1) 学則
 - (2) 日課（時間割）表
 - (3) 養成施設日誌
 - (4) 教職員の名簿、履歴書及び出勤簿
 - (5) 学籍簿、出席簿及び健康診断に関する表簿
 - (6) 入所者の選考及び成績考査に関する表簿
 - (7) 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿
 - (8) 機械器具等の目録
 - (9) 往復文書処理簿
- 4 設立者は、毎年7月31日までに、前年度の収支決算の細目及び当年度の収支予算の細目を、当

該養成施設所在地の都道府県知事及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

(別表 1)

1	普通教室（1 教室につき）	（数量）
	生徒用椅子及び机	定員と同数以上
2	実習室	
	セット椅子及びセット用鏡	定員の 2 分の 1 以上 （美容実習を行う 1 実習室につき）
	ドライヤー	定員の 5 分の 1 以上 （美容実習を行う 1 実習室につき）
	実験器具（別表 2）	一式
	視聴覚機器（別表 2）	一式
	顕微鏡	1 台以上
	人体模型	1 台以上

(備考)

- 1 指定規則第 4 条第 2 項に基づき、指定基準を定めよう学校及び矯正施設の養成施設は、次のとおりとする。
 - ① ろう学校の養成施設については「2 実習室」欄の「セット椅子及びセット用鏡」及び「ドライヤー」の数量を、「定員の 3 分の 1 組以上」及び「定員の 15 分の 2 台以上」とする。
 - ② 矯正施設の養成施設については「2 実習室」欄の「セット椅子及びセット用鏡」及び「ドライヤー」の数量を、それぞれ、「8 組以上」及び「3 台以上」とする。

(別表 2)

I 標準とする器具（具体的器具等の例）

1 物理化学関係用

(1) 光関係実験器具

プリズム、凹面鏡、凸面鏡、凸レンズ、凹レンズ、光学実験用光源、その他光学実験用器具、色彩表、視力表

(2) 波動関係実験器具

波動伝導に関する実験器具、オシロスコープ

(3) 電気関係実験器具

テスター、積算電力計、小型発動機、小型電動機、可変変圧器、可変抵抗器、蓄電池及び充電器、電気抵抗発熱試験器具、磁石と磁針、蛍光灯（原理の説明に使用できるもの）、静電気の実験用具

(4) 力学関係実験器具

力の釣り合いの実験器具（支持台、天秤、錘、滑車等）、槌子の原理の実験器具、弾性の実験器具（伸び、縮み、曲げ、捻れ等）

(5) 熱関係実験器具

温度計、金属・液体・気体の膨張実験器具、放射熱・熱伝導の実験器具、バイメタル温度計

(6) 化学関係実験器具

pH メーター、pH 指示薬、比重計、ブンゼンバーナー、実験用各種スタンド類、蒸留水製造器一式（ガラス製冷却器、フラスコ、冷却水循環ポンプ、ガラス管、ゴム管、ゴム栓等）、化学実験用器具一式（実験用化学薬品を含む）、原子・分子構造模型電池・電気分解実験器具

2 保健、衛生管理、皮膚科学、消毒関係用

(1) 消毒関係実験器具

消毒薬一式、リットル枡、メスシリンダー、フラスコ、コルベン、ビューレット、ピペット、試薬ビン、ロート、シャーレ、試験管、理学的消毒器等

(2) 皮膚関係実験器具

皮膚・毛髪組織の模型、皮膚・毛髪顕微鏡用プレパラート、主な皮膚

・毛髪疾患の模型

(3) 環境その他の実験器具

寒暖計、湿度計、気圧計、照度計、室内用風力計、空気成分試験器

II 標準とする視聴覚機器（具体的器具等の例）

視聴覚機材 スライドプロジェクター、オーバーヘッドプロジェクター、映写スクリーン、

VTR 装置一式、教材用ビデオ等

III 標準とする図書（具体的器具等の例）

図書 教育上必要な専門図書及び学術雑誌

(備考)

- 1 実験器具、視聴覚機器については、実験、実習等に必要な数を有すること。

- 2 図書については、学習上必要と考えられる種類及び数を有すること。

3 「具体的器具等の例」欄の器具の種類については、各養成施設において学習上必要と考えられるものを整備すること。

ろう学校における理容師養成施設の指定基準について（平成10年2月3日生衛発第128号 各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなったが、ろう学校に関する指定基準については、指定規則第4条第2項に基づき、別紙のとおり定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における該当理容師養成施設に対してその旨周知願いたい。

なお、「ろう学校理容科を理容師養成施設として指定する場合の指定基準について」（昭和25年5月23日衛発第427号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知）は平成10年4月1日をもって廃止する。

また、平成10年3月31日以前に理容師養成施設に入所した生徒であって、指定規則の施行の際現に入所中の生徒が在学する養成施設については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の指定基準とする。

【別紙】 ろう学校における理容師養成施設指定基準

- 1 理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）第4条第1項第1号（イ、ヘ、チ、ヌ及びヲを除く。）に該当するものであること。
- 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であることを入所資格とするものであること。
- 3 教員の数は、5人以上であり、かつ、教員数の5分の2以上が専任であること。
- 4 同時に授業を行う一学級の生徒数は、15人以下とすること。
- 5 普通教室の面積は、24.75平方メートル以上であること。
- 6 実習室の面積は、24.75平方メートル以上であること。

ろう学校における美容師養成施設の指定基準について（平成10年2月3日生衛発第129号 各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなったが、ろう学校に関する指定基準については、指定規則第3条第2項に基づき、別紙のとおり定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における該当美容師養成施設に対してその旨周知願いたい。

なお、「ろう学校理容科を理容師養成施設として指定する場合の指定基準について」（昭和25年5月23日衛発第427号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知）は本日付け生衛発第128号当職通知により廃止されたので申し添える。

また、平成10年3月31日以前に美容師養成施設に入所した生徒であって、指定規則の施行の際現に入所中の生徒が在学する養成施設については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の指定基準とする。

【別紙】 ろう学校における美容師養成施設指定基準

- 1 美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）第3条第1項第1号（イ、ヘ、チ、ヌ及びヲを除く。）に該当するものであること。
- 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であることを入所資格とするものであること。
- 3 教員の数は、5人以上であり、かつ、教員数の5分の2以上が専任であること。
- 4 同時に授業を行う一学級の生徒数は、15人以下とすること。
- 5 普通教室の面積は、24.75平方メートル以上であること。
- 6 実習室の面積は、24.75平方メートル以上であること。

矯正施設における理容師養成施設の指定基準について（平成10年2月3日生衛発第130号 各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなったが、矯正施設における理容師養成施設に関する指定基準については、指定規則第4条第2項に基づき、別紙のとおり定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における該当理容師養成施設に対してその旨周知願いたい。

なお、「矯正施設における理容師美容師養成施設の指定基準について」（昭和28年7月22日衛発第556号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知）は平成10年4月1日をもって廃止する。

また、平成10年3月31日以前に理容師養成施設に入所した生徒であって、指定規則の施行の際現に入所中の生徒が在学する養成施設については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の指定基準とする。

【別紙】 矯正施設における理容師養成施設の指定基準

法務省の所管にかかる矯正施設（拘置所、刑務所、少年院等）の経営する理容師養成施設については、原則として、理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）第4条第1項第1号に規定する昼間課程に係る基準を適用するものとする。

ただし、特定の者を生徒とするという特別の事情を考慮し、同時に授業を行う一学級の生徒数が20人以上40人未満のものについても、実習室の面積が49.5平方メートル以上であり、かつ、同基準の他の項目に該当するものであればこれを指定することとする。

矯正施設における美容師養成施設の指定基準について（平成10年2月3日生衛発第131号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなったが、矯正施設における美容師養成施設に関する指定基準については、指定規則第3条第2項に基づき、別紙のとおり定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における該当美容師養成施設に対してその旨周知願いたい。

なお、「矯正施設における理容師美容師養成施設の指定基準について」（昭和28年7月22日衛発第556号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知）は本日付け生衛発第130号当職通知により廃止されたので申し添える。

また、平成10年3月31日以前に美容師養成施設に入所した生徒であって、指定規則の施行の際現に入所中の生徒が在学する養成施設については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の指定基準とする。

【別紙】 矯正施設における美容師養成施設の指定基準

法務省の所管にかかる矯正施設（拘置所、刑務所、少年院等）の経営する美容師養成施設については、原則として、美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）第3条第1項第1号に規定する昼間課程に係る基準を適用するものとする。

ただし、特定の者を生徒とするという特別の事情を考慮し、同時に授業を行う一学級の生徒数が20人以上40人未満のものについても、実習室の面積が49.5平方メートル以上であり、かつ、同基準の他の項目に該当するものであればこれを指定することとする。